第 2 次みさと こどもにこにこプラン

(案)

2019年11月19日

市長あいさつ

第 2 次みさとこどもにこにこプラン令和2 (2020) ~6 (2024) 年度

基本理念:子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと

子育てを地域全体で支援することは、誰もが安心して出産でき、喜びをもって子育てをすることができる社会、子どもの将来が、生まれ育つ環境によって左右されることなく、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築につながります。

それは子どもや子育て家庭にとってだけでなく、すべての人にとって生きやすい社会であることから、「子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまちみさと」を基本理念として、「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」を進めていきます。

基本理念を実現するための7つの目標

基本目標1 子どもの権利や安全の確保 42 頁

- 1 子どもの権利と主体性の尊重 43 頁
- 2 子どもの安全の確保 44 頁
- 3 子どもの牛活環境の整備 51 頁

重点的取り組み

◎虐待防止対策の強化 44 頁

基本目標4 安心して出産できる支援 体制づくりと親子に対する 健康施策の充実 79 頁

- 1 妊娠期からの保健医療体制の充実 80 頁
- 2乳幼児健康診査・保健指導等の充実 85頁
- 3 療育相談・指導の充実 88 頁
- 4 食育の推進 91 頁
- 5思春期の保健対策 93頁

重点的取り組み

◎親子の孤立防止 83 頁

基本目標2 子どもの社会的成長の促進 52 頁

- 1子どもの健全な成長 53 頁
- 2子どもの交流機会の確保 55 頁
- 3「子どもの居場所」づくりの整備・推進 56 頁
- 4 多様な体験機会の確保 64 頁

重点的取り組み

◎「子どもの居場所」づくりの整備・推進 (児童館や子ども食堂など) 57 頁

基本目標 5 すべての家庭が安心して子育て できる支援体制づくり 94 頁

- 1子育て不安解消体制の整備 96 頁
- 2多様な保育サービスの充実 102頁
- 3放課後児童対策の充実 107頁
- 4経済的支援の充実 109 頁
- 5子育てに優しいまちづくりの推進 114 頁

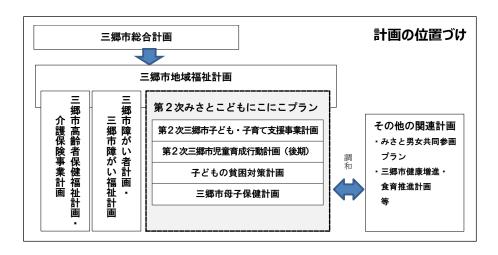
重点的取り組み

- ◎相談体制の充実 96 頁
- ◎待機児童の解消 102 頁
- ◎放課後児童クラブの整備 107 頁

基本目標7 地域共生のまちづくりの推進 123 頁 1地域支援協力体制の確立 124 頁

計画の進捗管理 157 頁 ◎庁内推進体制の確保 157 頁 ◎市民等による点検 157 頁

◎関係機関との協議 157 頁



基本目標3 子どもの教育環境の充実 69 頁

- 1家庭教育の充実 70頁
- 2 幼児教育の充実 71 頁
- 3学校教育の充実 73頁
- 4読書による教育環境の充実・推進 77 頁

重点的取り組み

◎読書による教育環境の充実・推進 77 頁

基本目標 6 男女が協力する子育て社会の実現 116 頁

- 1男女がともに支え合う仕組み作り 117 頁
- 2子育てと仕事の両立のための仕組みづくり 121 頁

重点的取り組み

◎ワーク・ライフ・バランスの推進 121 頁

教育・保育等の量の見込みと確保方策

	日					
区分	事業名	単位	量の 見込み	確保数	達成時期(年度)	
	0歳児保育(3号)	Д	249	251	令和2	
教育・保育	1・2歳児保育(3号)	Д	1,004	1,005	令和2	
	3~5歳児教育・保育(2号)	Д	1,389	1,511	令和2	
	3~5歳児教育・保育(1号)	Д	2,391	3,280	令和2	
	利用者支援事業	か所	2	2	令和3	
	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、つどい の広場)	組	26,674	26,700	令和2	
	妊産婦健康診査	人(延べ)	15,064	15,064	令和2	
	乳児家庭全戸訪問事業	Д	1,130	1,130	令和2	
地域子ど	養育支援訪問事業	人(延べ)	70	70	令和2	
とも・子	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	人日	36	36	令和2	
丁育 て支	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター 事業)	人日	7,210	7,210	令和2	
入援 事 業	一時預かり事業(幼稚園型)	人日	31,381	40,974	令和2	
*	一時預かり事業 (幼稚園型以外)	人日	8,000	9,600	令和2	
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	Д	1,262	1,609	令和2	
	延長保育事業	Д	1,486	2,110	令和2	
	病児を保育する事業 (病児保育事業・子育で援助 活動支援事業)	人日	1,227	1,920	令和3	

◎他自治体・県・国との連携等 157 頁

<目次>

第1章 計画策划	どの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の	D趣旨	3
2 計画の位置	量づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 計画の期間	引。	5
4 計画の策算	官体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4-1 会議	養体による計画内容の審議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
$4-2$ \mathcal{T}	/ケート調査による市民ニーズの把握 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
$4-3$ $^{\circ}$	ブリック・コメントによる計画内容の意見募集‥‥‥‥‥‥‥	7
第2章 三郷市の	D状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
1 人口・世帯	片の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
]	
1-2 世帯	片	12
	崔・就業等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2-1 未如	昏率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	†特殊出生率·····	
2-3 女性	生就業率 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15
3 児童・生徒	走数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
3-1 保育	育所入所申請件数及び入所児童数、待機児童数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	惟園入園児童数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	交の児童・生徒数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	·調査結果······	
4-1 調査	室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	隻者の就労状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	育・保育事業の利用状況・意向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4-4 放設	果後の過ごし方の意向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
4-5 育児	見休業制度の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	ごもの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	基本的方向 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1 基本理念·	・基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	は理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	は目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		
	子どもの権利や安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	子どもの社会的成長の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基本目標3 子	子どもの教育環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
基本目標 4 年	と心して出産できる支援体制づくりと親子に対する健康施策の充実・・・	79

基本	に目標5	すべての家庭が安心して子育てできる支援体制づくり	• 94
基本	目標6	男女が協力する子育て社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
基本	目標7	地域共生のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
第5章	モー子と	`も・子育て支援事業 の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	127
1	事業の	提供区域 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	129
2	事業の	量の見込み及び確保方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	134
2	2 - 1	量の見込みの算定にあたっての基本的な考え方	134
2	2 - 2	乳幼児期の学校教育・保育事業の量の見込み及び確保方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	136
2	2 - 3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	140
第6章	1 計画	iの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
1	計画の	進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
1	_ 1	庁内推進体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
1	-2	市民等による点検 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	157
1	. — 3	関係機関との協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
1	-4	他自治体・県・国との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	157
資 彩	† · · · · ·		159
1	期間内]目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	161
2	-	f母子保健計画·····	186
3		í子ども・子育て会議条例·····	191
4		i子ども・子育て会議名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	193
5		可见童育成行動計画行政推進協議会規程······	194
6	市内保	k育施設等位置図······	196
7	市内私	C立幼稚園位置図······	197
8	「子と	`もの居場所」マップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	198

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来を創る力です。

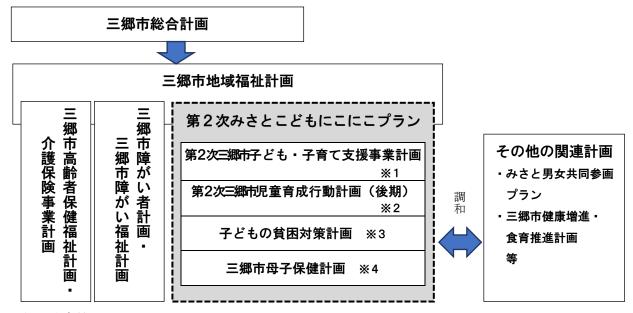
誰もが安心して出産することができ、子どもが健やかに育まれる社会の実現は、われわれが取り組まなければならない最重要課題であるととらえ、本市では、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とする「みさとこどもにこにこプラン」(「三郷市子ども・子育て支援事業計画」と「第2次三郷市児童育成行動計画(前期)」を包含)を策定し、妊娠期から出産、育児までの包括的な相談体制の整備や、地域における子育て支援拠点の整備等に積極的に取り組んできました。

計画期間の中間年度である平成29年度には、人口推計と実人口にかい離が生じた状況をふまえて、保育ニーズ及び対応する提供体制の見直しを行い、保育施設の整備等による 待機児童対策を進めてきたところです。

この度、「みさとこどもにこにこプラン」の計画期間の終了に伴い、「第2次みさとこどもにこにこプラン」を策定し、引き続きすべての子どもと子育て家庭を対象とした施策について、総合的、効果的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

「第2次みさとこどもにこにこプラン」は、「三郷市総合計画」の基本指針等に従い、また、関連する法令等に基づき他の計画等との調和を図るものとして、以下のとおり位置づけます。



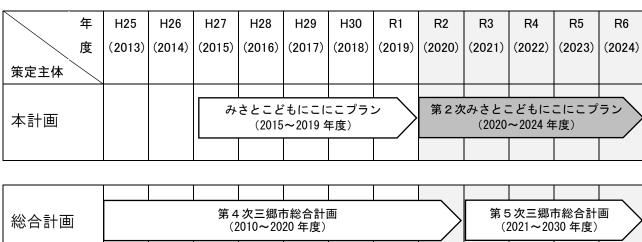
根拠法令等

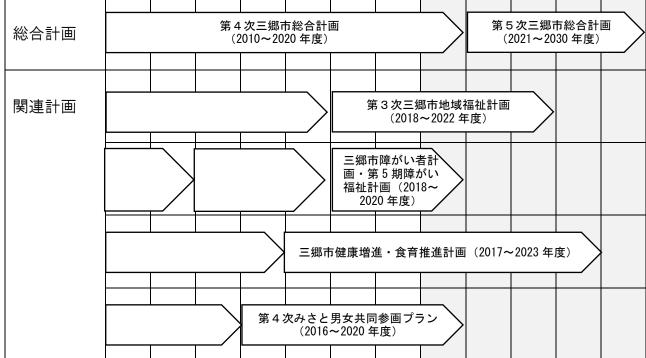
- ※1 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)
- ※3 子どもの貧困対策推進法(平成25年法律第64号)
- ※4 「母子保健計画の策定について」(平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知)

3 計画の期間

本計画は、令和2 (2020) 年度から令和6 (2024) 年度までの5か年を計画期間とします。

なお、計画期間中は、事業の評価など進捗管理を行うとともに、社会経済等状況の変化 に応じて見直していくものとします。





4 計画の策定体制

4-1 会議体による計画内容の審議

本計画の策定にあたっては市民(公募)、保護者、事業主、学識経験者、子ども・子育て 支援に関する事業従事者等から構成される「三郷市子ども・子育て会議」を設置し、計画 の内容について審議しました。

また、関係所管課により組織する三郷市児童育成行動計画行政推進協議会において、子育て関連施策実施に際しての現状における課題を把握し、解決に向けた事業立案等の協議を行いました。

4-2 アンケート調査による市民ニーズの把握

「第2次みさとこどもにこにこプラン」の策定に活用するため、教育・保育・子育て支援等に関する現在の利用状況やご意見ご要望等、及び、青少年の生活環境や抱える課題等を明らかにすることを目的として、三郷市在住の子育て中の市民、小学生、中学生、15~18歳の方を対象に、アンケート調査を実施しました。

	調査名	調査対象
子	ども・子育てニーズ調	查
	就学前保護者調査	市内在住の小学校就学前児童の保護者(1,200 名を無作為に 抽出)
	小学生保護者調査	市内在住の小学生児童の保護者(600名を無作為に抽出)
青	少年の生活に関するア	ンケート調査
	小学5年生調査	市内の小学校に通学している小学5年生(113名を抽出)
	中学生調査	市内の中学校に通学している中学生(309名を抽出)
	15~18 歳調査	市内在住の 15~18 歳の方(300 名を無作為に抽出)

<調査方法>

	調査名	調査方法				
1	子ども・子育てニーズ	調査				
	ア)就学前保護者調査	郵送によるアンケート調査および三郷市のインターネット				
	イ)小学生保護者調査	を用いたアンケートシステムによる回答				
2	青少年の生活に関する	アンケート調査				
	ウ)小学5年生調査	学技な通じを配去・同 原				
	工) 中学生調査	学校を通じた配布・回収				
	オ) 15~18 歳調査	郵送によるアンケート調査および三郷市のインターネット				
	八月日 10 // 八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	を用いたアンケートシステムによる回答				

<調査期間>

平成30年12月12日(水)~平成31年1月6日(日)

<回収状況>

	調査名	発送数	回収数	(内、ネット回収数)	回収率
1	子ども・子育てニーズ	調査			
	ア)就学前保護者調査	1,200件	630 件	(内、163件)	52.5%
	イ)小学生保護者調査	600 件	297 件	(内、81件)	49.5%
2	青少年の生活に関する	アンケート調査			
	ウ)小学5年生調査	113 件	113 件		100.0%
	工)中学生調査	309 件	287 件		92.9%
	才)15~18 歳調査	300 件	108 件	(内、18件)	36.0%
	合 計	2,522件	1,435件		56.9%

4-3 パブリック・コメントによる計画内容の意見募集

三郷市市民パブリック・コメント手続条例に基づき、令和元年○月から○月にかけて、三郷市公式ホームページの他、公共施設等において計画案を公表し、意見を募集しました。

第1章 計画策定の概要

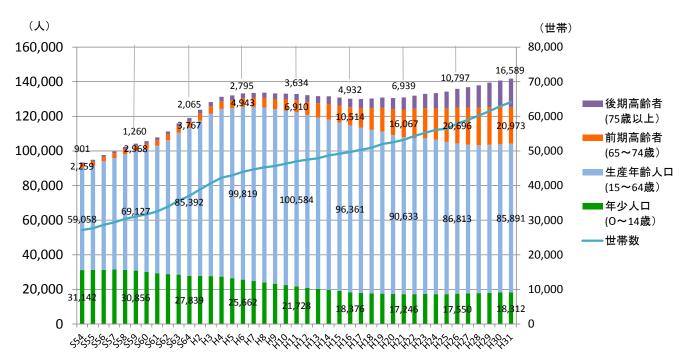
第2章 三郷市の状況

1 人口・世帯の推移

1-1 人口

- ・平成6年までは人口増が続いていましたが、平成7年から平成17年までは緩やかな人口減少傾向に転じました。
- ・その後、人口は再度増加傾向となっており、特に平成27年以降は人口の伸びが大きくなっています。
- ・世帯数は、継続的に増加傾向となっています。
- ・年齢別では、従来は年少人口が高齢者人口を大幅に上回っていましたが、平成 18 年に高齢者人口の方が多くなりました。
- ・近年では、前期高齢者人口は微増ですが、後期高齢者人口は急増しています。

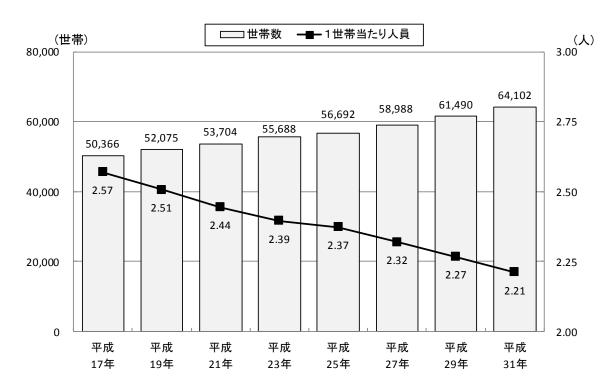
◆昭和 54 年から平成 31 年までの総人口・世帯数の推移



資料:住民基本台帳人口(4月1日人口)

1-2 世帯

世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少傾向が続いています。



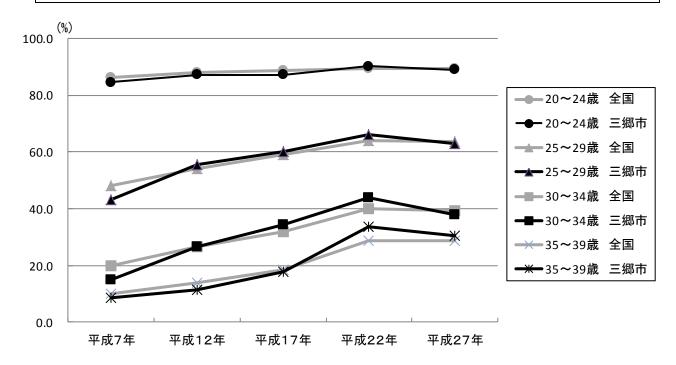
	世帯数	1世帯当たり人員
平成 17 年	50,366 世帯	2.57 人
19 年	52,075 世帯	2.51 人
21 年	53,704 世帯	2.44 人
23 年	55,688 世帯	2.39 人
25 年	56,692 世帯	2.37 人
27 年	58,988 世帯	2.32 人
29 年	61,490 世帯	2.27 人
31 年	64, 102 世帯	2.21 人

資料:みさと統計書(各年4月1日現在)

2 婚姻・出産・就業等の推移

2-1 未婚率

未婚率については、平成22年までは全国、三郷市ともに増加傾向が続いていました。 特に平成17年から22年にかけて三郷市の増加の度合いが高くなり、未婚率は全年代 で三郷市が全国を上回りました。その後平成22年から27年にかけて、全国、三郷市と もに未婚率は減少していますが、平成17年よりも高い状態が続いています。



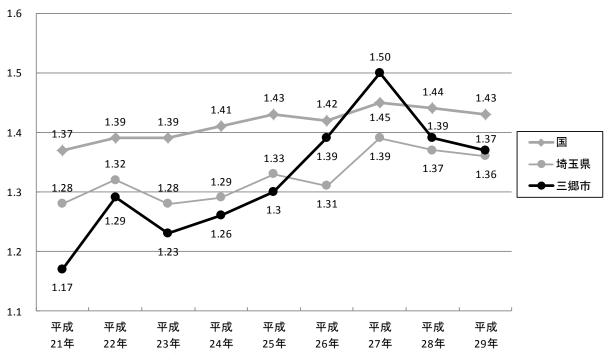
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全	20~24 歳	86.4%	87.9%	88.7%	89.6%	89.3%
	25~29 歳	48.0%	54.0%	59.0%	64.1%	63.6%
国	30~34 歳	19.7%	26.6%	32.0%	40.0%	39.2%
	35~39 歳	10.0%	13.8%	18.4%	28.8%	28.6%
	20~24 歳	84.5%	87.3%	87.3%	90.3%	89.0%
三	25~29 歳	43.1%	55.5%	60.0%	66.1%	62.8%
郷市	30~34 歳	14.9%	26.4%	34. 2%	43.7%	37.8%
	35~39 歳	8.7%	11.4%	17.6%	33.7%	30.5%

資料:国勢調査(各年10月1日現在)

2-2 合計特殊出生率

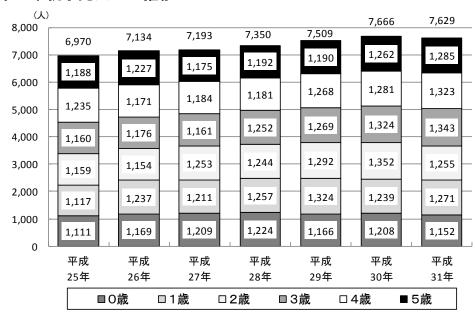
合計特殊出生率について、平成25年までは全国よりも低いままで推移していましたが、平成26年に大きく増加し、平成27年には全国よりも高くなりました。その後は、再び全国よりも低くなりましたが、全国との差は小さくなっています。

埼玉県と比較すると、平成25年までは埼玉県をわずかに下回っていましたが、平成27年には埼玉県よりも高くなり、以降は埼玉県をわずかに上回っています



資料:厚生労働省人口動態統計、埼玉県保健医療部保健医療政策課

参考)三郷市の未就学児人口の推移

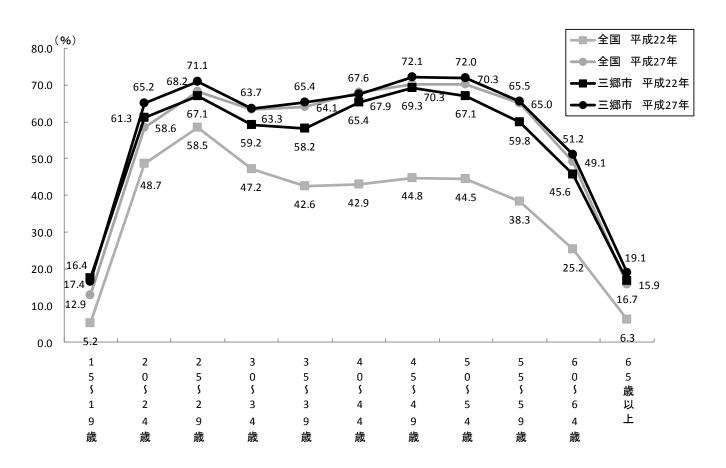


資料:みさと統計書

2-3 女性就業率

女性就業率について平成 22 年よりも平成 27 年の三郷市の女性就業率は全年齢で高くなっています。

全国でも平成27年は平成22年よりも女性就業率は高くなっていますが、全国と比べて三郷市の増加の度合いは小さくなっています。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

3 児童・生徒数の推移

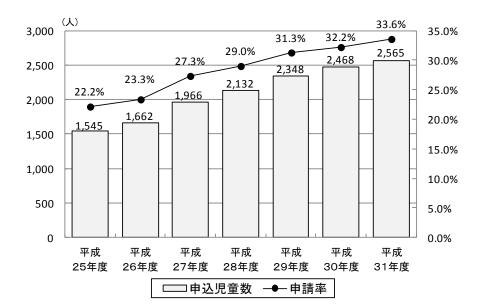
3-1 保育所入所申請件数及び入所児童数、待機児童数の推移

保育所入所申請件数及び保育所入所児童数の推移、待機児童数について、各年度の 児童数を比べると、保育所入所申請件数では、申し込み児童数・申請率は増加を続け ています。

保育所入所児童数は毎年増加しています。

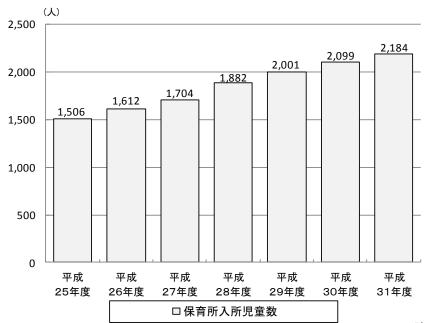
待機児童の年齢の内訳をみると、各年度で1歳児が多くなっています。

保育所入所申請件数



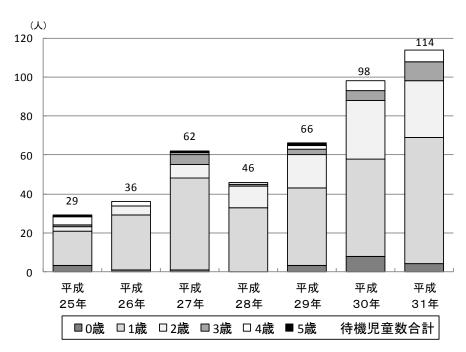
資料: すこやか課

保育所入所児童数の推移



資料: すこやか課

待機児童数

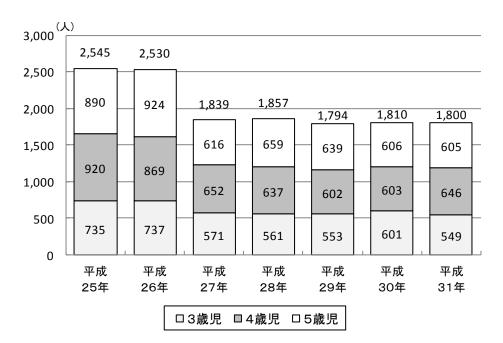


	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成31年
待機児童数 O歳	3	1	1	0	3	8	4
待機児童数 1歳	18	28	47	33	40	50	65
待機児童数 2歳	2	5	7	11	17	30	29
待機児童数 3歳	1	0	5	1	3	5	10
待機児童数 4歳	4	2	1	1	2	5	6
待機児童数 5歳	1	0	1	0	1	0	0
待機児童数 合計	29	36	62	46	66	98	114

資料: すこやか課 (各年4月1日現在)

3-2 幼稚園入園児童数

幼稚園入園児童数について減少傾向が続いていましたが、平成29年から平成30年では3歳児の増加に伴い、増加に転じました。平成31年には4歳児が増加しましたが、3歳児が減少したため合計人数は微減となりました。

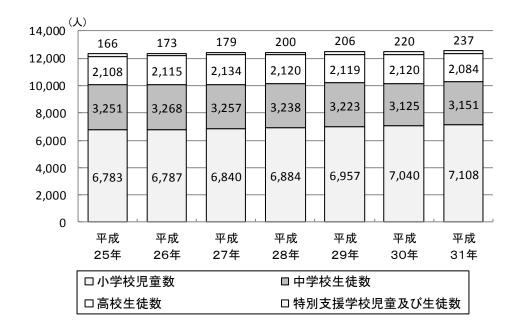


	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
3歳児	735 人	737 人	571 人	561 人	553 人	601 人	549 人
4歳児	920 人	869 人	652 人	637 人	602 人	603 人	646 人
5歳児	890 人	924 人	616 人	659 人	639 人	606 人	605 人
合計	2,545 人	2,530 人	1,839人	1,857人	1,794人	1,810人	1,800人

資料:学校基本調查

3-3 学校の児童・生徒数

小学校児童数・中学校生徒数・高校生徒数・特別支援学校の児童及び生徒数について、小学校児童数、特別支援学校児童及び生徒数とも増加傾向、中学校生徒数は減少傾向、高校生徒数は横ばい傾向となっています。平成31年は小学校児童数、特別支援学校児童及び生徒数は引き続き増加していますが、中学校生徒数は増加に転じ、高校生徒数は減少しています。



	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
小学校児童数	6,783 人	6,787 人	6,840 人	6,884 人	6,957人	7,040 人	7, 108 人
中学校生徒数	3,251 人	3,268 人	3,257 人	3,238 人	3,223 人	3,125 人	3,151 人
高校生徒数	2,108人	2,115 人	2,134 人	2,120 人	2,119 人	2,120 人	2,084 人
特別支援学校 児童及び生徒数	166 人	173 人	179 人	200 人	206 人	220 人	237 人

資料:学校基本調査

4 アンケート調査結果

4-1 調査の概要

調査名		発送数	回収数	(内、ネット回収数)	回収率					
1	①子ども・子育てニーズ調査									
	就学前保護者調査	1,200件	630 件	(内、163件)	52. 5%					
	小学生保護者調査	600 件	297 件	(内、81件)	49.5%					
2	②青少年の生活に関するアンケート調査									
	小学5年生調査	113 件	113 件		100.0%					
	中学生調査	309 件	287 件		92.9%					
	15~18 歳調査	300 件	108 件	(内、18件)	36.0%					
合 計		2,522件	1,435件		56. 9%					

4-2 保護者の就労状況

就労中(産休・育休・介護休業中を含む)の母親は、52.7%となっています。

子どもの年齢別にみると、子どもが0歳では、「フルタイムで就労しているが、産休・ 育休・介護休業中である」が40.6%と多いですが、子どもの年齢が上がるにつれて少 なくなり、母親が就労中である割合は増えています。

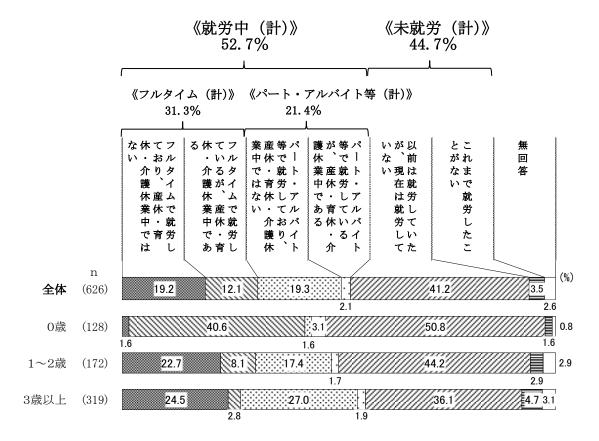
また、フルタイム就労(産休・育休・介護休業中を含む)は31.3%、パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中を含む)は21.4%ですが、子どもの年齢が上がるにつれてフルタイム就労(産休・育休・介護休業中を含む)が少なくなり、パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中を含む)が増えています。

現在就労していない母親の就労希望について、就学前保護者の場合、「1年より先に 就労したい」が52.5%で最も多くなっています。一方、「子育てや家事などに専念した い(就労の予定はない)」は就学前保護者の場合で22.1%となっています。

小学生保護者では、就労中(産休・育休・介護休業中を含む)の母親は65.3%となっています。

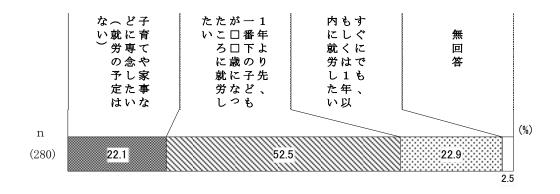
子どもの年齢別にみると、高学年は低学年と比べて「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少し、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が増加しています。

■母親の就労状況:子どもの年齢別(就学前保護者)

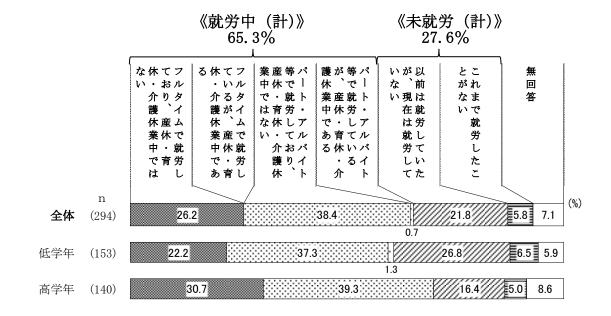


第2章 三郷市の状況

■母親の今後の就労希望(未就労の母親のみ)



■母親の就労状況:子どもの年齢別(小学生保護者)

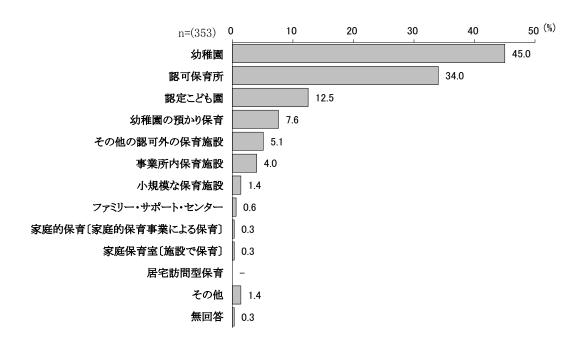


4-3 教育・保育事業の利用状況・意向

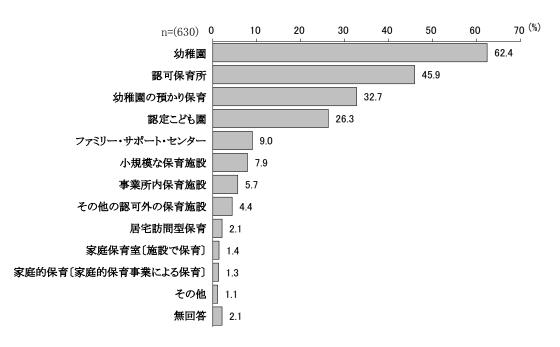
現在利用している教育・保育事業の種類は、上位より「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」の順になっています。

平日・定期的に利用したいと考える事業は、上位より「幼稚園」「認可保育所」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」「小規模な保育施設」の順になっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 (複数回答)(就学前保護者)



■平日・定期的に利用したい事業 (複数回答)(就学前保護者)



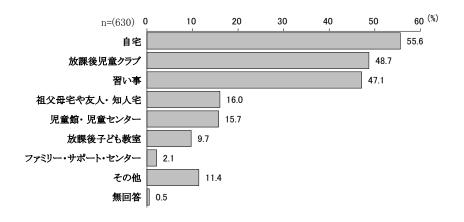
4-4 放課後の過ごし方の意向

就学前保護者に子どもが小学校低学年($1 \sim 3$ 年生)の間は放課後の時間をどこで過ごさせたいかをたずねたところ、「自宅」が 55.6%と最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」の 48.7%、「習い事」の 47.1%となっています。

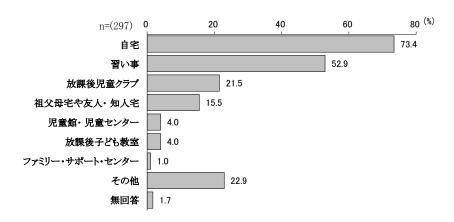
一方、小学生保護者では「自宅」と「習い事」が特に多くなっています。

また、小学生保護者に小学校高学年($4\sim6$ 年生)の間は放課後の時間をどこで過ごさせたいかをたずねたところ、「自宅」が 79.1%と最も多く、次いで「習い事」が 63.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 17.5%、「放課後児童クラブ」が 11.4%の順となっています。

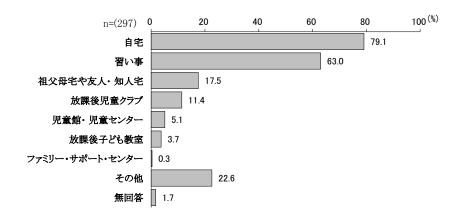
■低学年時に子どもを放課後過ごさせたい場所 (複数回答)(就学前保護者)



■低学年時に子どもを放課後過ごさせたい場所 (複数回答)(小学生保護者)



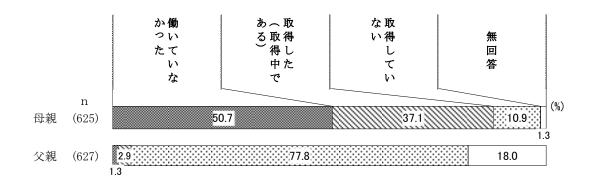
■高学年になった場合に子どもを放課後過ごさせたい場所 (複数回答)(小学生保護者)



4-5 育児休業制度の取得状況

育児休業の取得割合は、母親で37.1%、父親で2.9%となっています。

■育児休業の取得状況(就学前保護者)



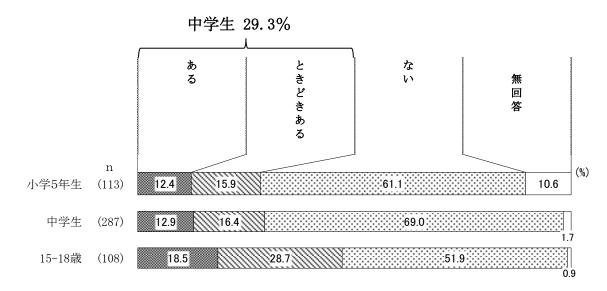
4-6 子どもの状況

通学途中や遊んでいるときに危ない (こわい) と思った経験について、「ある」と「ときどきある」を合わせた割合は、小学 5 年生で 28.3%、中学生で 29.3%、15~18 歳で 47.2%となっています。 $15\sim18$ 歳になると、約2人に1人が怖い、またはいやな思いをした経験があると回答しています。

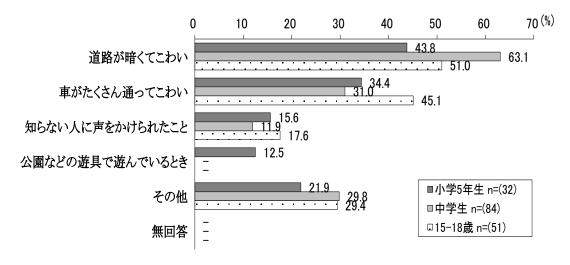
危ない(こわい)と思ったことが「ある」または「ときどきある」と回答した方に 危ない(こわい)と思ったとき(こと)をきいたところ、「道路が暗くてこわい」が最 も多く、次いで「車がたくさん通ってこわい」が多くなっています。

■通学途中や遊んでいるときに危ない(こわい)と思った経験:学年別

《経験がある(計)》 小学5年生 28.3%



■危ない(こわい)と思ったとき(こと):学年別 (複数回答)

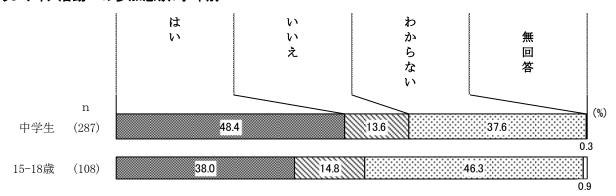


地域のボランティア活動への参加意欲について、「はい」の割合は、中学生で 48.4%、15~18 歳で 38.0%となっています。また、「わからない」の割合は、中学生で 37.6%、15~18 歳で 46.3%となっています。

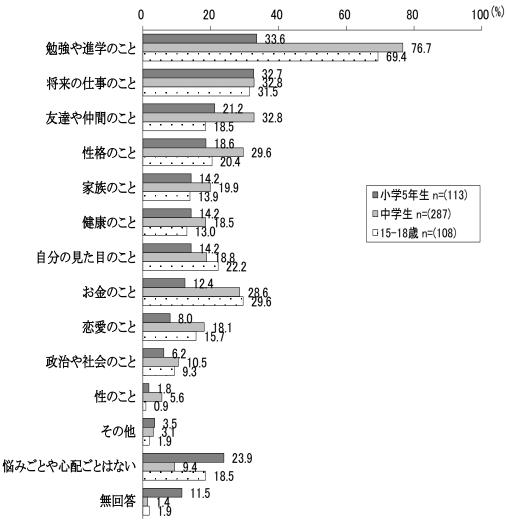
悩みごとや心配ごとについて、小学5年生では「勉強や進学のこと」(33.6%)、「将来の仕事のこと」(32.7%)がともに3割台と多くなっています。中学生、15~18歳になると「勉強や進学のこと」「お金のこと」「恋愛のこと」が多くなっています。

また、中学生は他の学年と比べて「友達や仲間のこと」「性格のこと」「家族のこと」 の割合が多くなっています。

■地域のボランティア活動への参加意欲:学年別



■悩みごとや心配ごとの有無:学年別 (複数回答)



第2章 三郷市の状況

第3章 計画の基本的方向

1 基本理念·基本目標

1-1 基本理念

子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと

子どもはその養育者だけでなく、多くの人と関わることで愛着や信頼を形成し、様々な刺激を受けて成長します。子育てを地域全体で支援することは、誰もが安心して出産でき、喜びをもって子育てをすることができる社会、子どもの将来が、生まれ育つ環境によって左右されることなく、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築につながります。

それは、子どもや子育て家庭にとってだけでなく、すべての人にとって生きやすい 社会であることから、本計画では引き続き「子どもと子育てを地域で支える ふれあ いのまちみさと」を基本理念として、「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」 を進めていきます。

1-2 基本目標

基本理念「子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと」の実現に向けて、7つの基本目標を設定しました。

基本目標1 子どもの権利や安全の確保

子どもが一個の人格を持った権利の主体として尊重され、身体的にも精神的にも 安全が確保され安心して成長していけるよう、あらゆる暴力の根絶に取り組み、 また、事故や犯罪に巻き込まれない生活環境の整備を進めていきます。

基本目標2 子どもの社会的成長の促進

子どもが社会の一員としての自覚や責任感を持ち、自立に向けて踏み出していく ためには、自分を受け止めてくれ安心して過ごせる場をもつこととともに、他者 との交流や多くの体験を重ねることが大切です。「子どもの居場所」づくりの整 備・推進と、発達段階に応じた多様な体験の機会の提供に取り組みます。

基本目標3 子どもの教育環境の充実

子どもの人格形成の基礎を培う乳幼児期の家庭教育・幼児教育、また、多様な学びの場である学校教育において、誰もが学ぶ喜びを得て、自らの可能性を発揮できるよう教育機会の均等や教育相談の充実、また、経済的負担の軽減など、家庭・幼稚園・保育所・学校・地域が連携協力して教育環境を充実させていきます。

第3章 計画の基本的方向

基本目標4 安心して出産できる支援体制づくりと親子に対する健康施策の充実

親子がともに健やかな生活がおくれるよう、妊婦の相談体制の充実や、乳幼児に対する疾病予防・救急体制の確保、また、発達に不安のある子どもの療育相談・ 指導体制の充実、思春期の子どもを対象とした、心身の健康を含めた保健教育な ど健康施策の充実を推進していきます。

基本目標5 すべての家庭が安心して子育てできる支援体制づくり

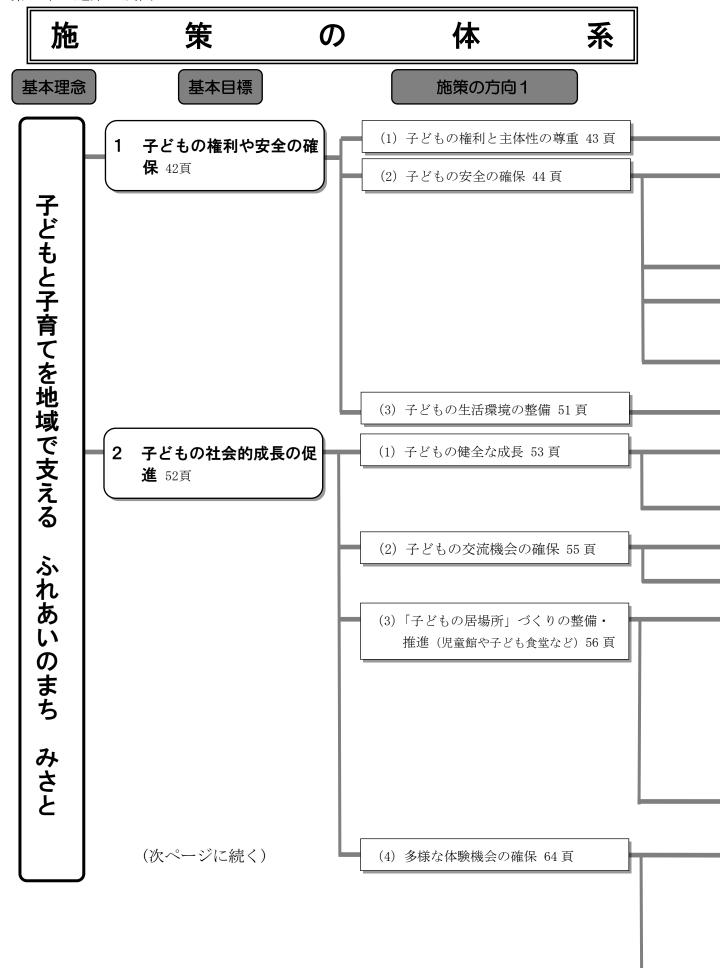
安心して子育てを行うためには、子育て家庭の様々な不安を軽減していくことが 大切です。子育てに関する相談・情報提供の体制を整えるとともに、多様な保育 サービスの提供や放課後児童対策の充実に努めます。また、経済的な理由から子 育てが困難とならないように、経済的支援を行います。

基本目標6 男女が協力する子育て社会の実現

女性が職場で活躍することや、男性が家庭生活等において喜びを感じてその役割を果たすこと、さらには、男女がともに充実した生活を送ることができるようにしていくためには、職場や家庭生活等における固定的な性別役割分担意識から解放されることが重要です。仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、仕事と子育ての両立のための基盤整備を行っていきます。

基本目標7 地域共生のまちづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域における課題を自分のこととして認識し、住民同士が共に支え合うことができる地域共生のまちづくりを、住民や地域と連携・協働しながら進めていきます。



※ 網掛けの事業は、第5章で

量の見込みと確保方策を算出しています(以降同様)

施策の方向2

<u>★印・下線は重点的</u> 取り組みです

施策•事業名

(1-1) 子どもの権利の尊重 43 頁

①人権セミナー ②学校人権教育

(2-1) **虐待防止対策の強化★** 44 頁

①家庭児童相談室 ②地域における見守り体制の確立(広報・啓発活動の充実) ③地域における見守り体制の確保(通報システムの確立) ④要保護児童対策地域協議会 ⑤要援護児童の施設入所及び相談業務 ⑥健康診査未受診状況調査(お元気ですか訪問) ⑦未就園児等全戸訪問事業

(2-2) いじめからの保護 48 頁

①教育相談

(2-3) 交通被害からの保護 49 頁

①道路照明灯設置②交通安全施設③通学時の交通安全指導④交通安全こども自転車乗り大会⑤交通安全教育

(2-4) 犯罪被害からの保護 50 頁

①防犯のまちづくりの推進②子ども110番の家③子ども見守り活動

(3-1) 安全なまちづくりの推進 51 頁

①水路改修事業②歩道整備事業

(1-1) 青少年健全育成 53 頁

①青少年問題協議会②青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発事業(7月)③子供・若者育成支援強調月間啓発事業(11月)④親の学習推進事業

(1-2) 子どもの情報環境の整備 54 頁

①情報モラル教育の推進

(2-1) 青少年団体活動支援 55 頁

①青少年教育事業②子ども会育成者研修会

(2-2) 地域活動の推進 55 頁

①青少年関係団体補助事業等

(3-1)「<u>子どもの居場所」づくりの</u> 整備・推進★ (児童館や子ど も食堂など) 57 頁 ①放課後児童クラブ運営の充実②放課後子ども教室推進事業③児童館(育児情報の提供・交流)④就学支援委員会⑤障がい児への支援(障害福祉サービス給付事業)⑦赤ちゃんひろば(北公民館・北児童館共催事業)⑧図書館における日本一の読書のまち三郷の推進⑨親子対象事業⑩幼児・児童対象事業(乳幼児から小学生)⑪児童対象事業(小学生)ブックトーク⑫児童対象事業(小学生)⑬その他一般事業⑭子どもの学習支援事業⑮おもしろ遊学館事業⑯「子どもの居場所」づくりの情報発信⑰「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備⑱「子どもの居場所」づくりの各種支援制度の活用等

(3-2) 公園などの整備 63 頁

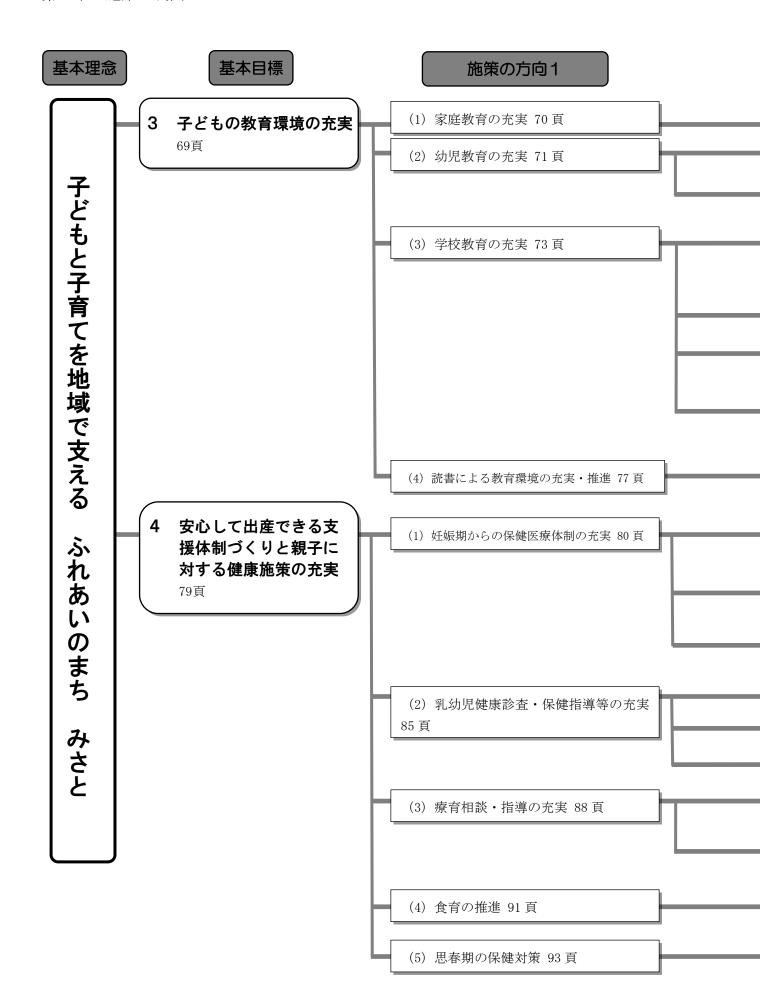
①身近な公園、広場の整備②公園施設の維持管理③公園施設のバリアフリー化

(4-1) 多様な体験機会の提供 64 頁

①幼児・児童対象事業(乳幼児から小学生)②図書館における日本ーの読書のまち三郷の推進③日本一の読書のまち三郷推進計画の改定④児童対象事業(小学生)⑤ふれあい交流事業⑥親子対象事業⑦その他一般事業⑧子どもフォーラム⑨中学生社会体験チャレンジ事業⑩巡回軽スポーツ事業⑪障がい者スポーツ・レクリエーション交流会⑫総合体育館事業⑬補助金交付団体の主催事業(スポーツ少年団等)

(4-2) 情報提供体制の整備 68 頁

①児童館だより②たからじまだより③「子どもの居場所」づくりの情報発信



4-7-			_	\sim
施策	U),	כל		2

★印・下線は重点的 取り組みです

施策•事業名

(1-1)多様な学習機会の提供 70 頁

①親子対象事業②親子環境教室③親の学習推進事業

(2-1) 幼稚園教育の推進 71 頁

①私立幼稚園への補助金交付事業

(2-2) 幼児教育の推進 71 頁

①保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携②幼児教室運営管理・補助事業(幼児教室風の子園)

(3-1)学校教育の推進 73 頁

①特色ある学校づくり事業②学力向上推進事業③幼小・保小・小中・中高連絡会④体力向上研究推進事業⑤保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携⑥環境教育出前講座

(3-2)特別支援教育の充実 75 頁

①就学支援委員会

(3-3)教育相談の充実 75 頁

①教育相談

(3-4)経済的負担の軽減 76 頁

①交通遺児奨学金支給事業②特別支援教育就学奨励費補助金事業③要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業(学用品費等)④準要保護児童生徒就学援助(学校給食費)

(4-1)読書による教育環境の充実・推 進★ 77 頁

①親子対象事業②ブックスタート事業③らんどせるブックよもよも事業④学校における「日本一の読書のまち三郷」の推進⑤児童対象事業(小学生)ブックトーク

(1-1)妊婦等に対する相談・支援の充 実 80 頁 ①妊婦健康診査事業 ②利用者支援事業 (子育て支援ステーション事業) ③助産施設入所相談

(1-2)乳幼児の疾病・医療体制の確保 82 頁

①乳幼児の予防接種②小児救急医療対策

(1-3)親子の孤立防止★ 83 頁

①利用者支援事業(子育て支援ステーション事業) ②乳児家庭 全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業③相談訪問事業

(2-1)乳幼児健康診査の充実 85 頁

①乳幼児健康診査

(2-2)集団指導の充実 86 頁

①母子健康教育事業②乳幼児健康診査

(2-3) 個別相談の充実 87 頁

①相談訪問事業②地域の栄養相談

(3-1)早期発見体制の充実 88 頁

①乳幼児健康診査②相談訪問事業③地域コンサルテーション(巡回相談)事業

(3-2)早期療育体制の充実 90 頁

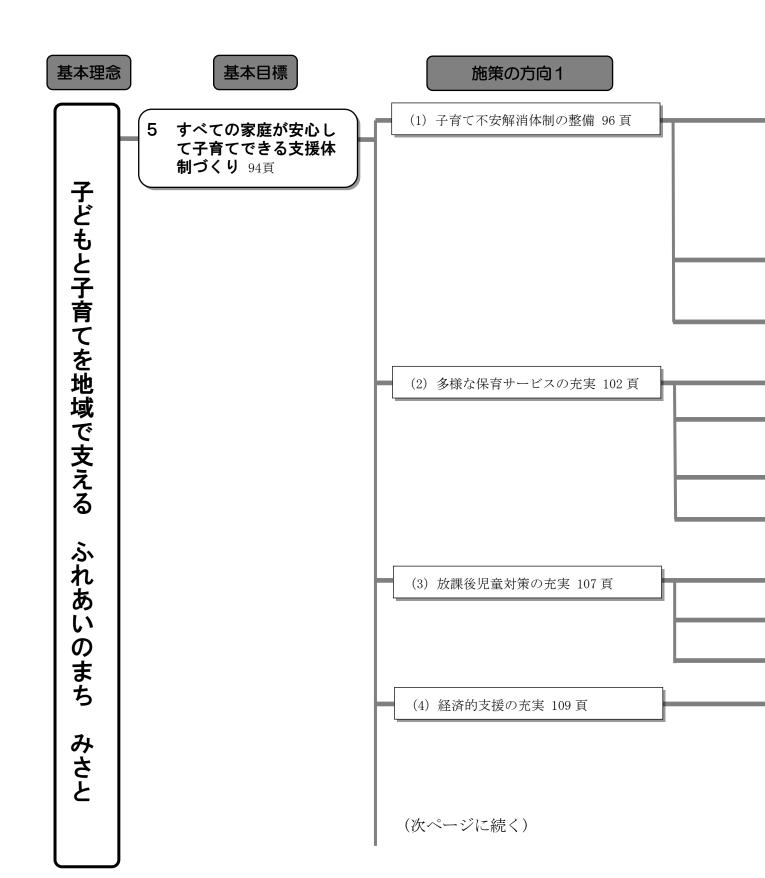
①子ども発達支援センター事業②しいのみ学園運営事業③児童 発達支援事業

(4-1)食育の推進 91 頁

①乳幼児の食育推進②食育に関する取組みの推進③食生活・生活リズム教育の推進

(5-1) 保健教育の充実 93 頁

①性に関する指導の充実②喫煙、飲酒、薬物乱用の防止教育の推進



施策の方向2

<u>★印・下線は重点的</u> 取り組みです

施策•事業名

(1-1) 相談体制の充実★ 96 頁

①子育て支援総合窓口②乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業 ③養育支援訪問事業④乳幼児子育て相談⑤地域子育て支援拠点事業⑥子 育てサークル団体の育成、支援⑦児童館(育児情報の提供・交流)⑧赤 ちゃんひろば(北公民館・北児童館共催事業)⑨家庭児童相談室⑩教育 相談⑪相談訪問事業⑫女性相談⑬利用者支援事業(子育て支援ステーション事業)⑭外国人への通訳・情報提供

(1-2) 情報提供体制の充実 100 頁

①子育て応援ガイド「にこにこ」の発行②児童館だより③たからじまだより④男女共同参画情報紙

(1-3) 保護者交流の機会の提供 101 頁 ①保育所園庭開放の推進②保護者対象事業③地域子育て支援拠点事業④赤ちゃんひろば(北公民館・北児童館共催事業)

(2-1) 待機児童の解消★ 102 頁

①通常保育 ②地域型保育事業の推進 ③認定こども園の推進

(2-2) 保育サービスの充実 103 頁

①延長保育の推進②休日保育の実施③統合保育の推進④送迎保 育の実施⑤(仮称)保育アドバイザーの配置(研修支援等)

(2-3) 施設における子育て支援 105 頁

①一時保育の推進 ②病児・病後児保育の実施

(2-4) 地域における子育て支援 106 頁

①子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター 事業)

(3-1) <u>放課後児童クラブの整備★</u> 108 頁

①放課後児童クラブ運営の充実

(3-2) 放課後子ども教室の整備 108 頁

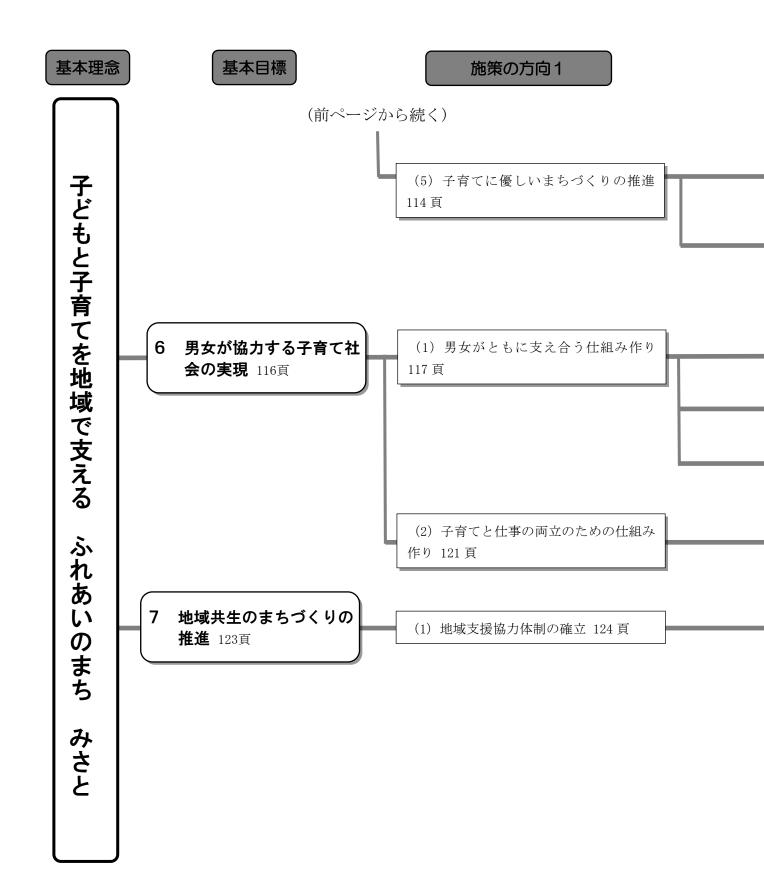
①放課後子ども教室推進事業

(3-3) 放課後等デイサービス等の整備 108 頁

①障がい児への支援(障害福祉サービス給付事業)

(4-1) 経済的な支援の充実 109 頁

①母子及び父子・寡婦福祉資金貸付相談②母子生活支援施設入所相談③三郷市国民健康保険出産育児一時金の支給④三郷市国民健康保険出産費資金の貸付⑤こども医療費支給事業⑥ひとり親家庭等医療費支給事業⑦児童手当支給事業⑧児童扶養手当支給事業⑨未熟児養育医療費支給事業⑩三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業⑪障害児福祉手当⑫特別児童扶養手当⑬自立支援医療費(育成医療)⑭難聴児補聴器購入費助成事業⑮小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業



施策の方向2

<u>★印・下線は重点的</u> 取り組みです

施策•事業名

(5-1) バリアフリー化の推進 114 頁

①ノンステップバスの導入促進②水路改修事業③歩道整備事業 ④公園施設のバリアフリー化

(5-2) 子育て家族が安心して外出で きる環境づくり 115 頁

①赤ちゃんの駅

(1-1) 男性の子育て参加の契機づく り 117 頁

①母子健康教育事業②父親の子育て参加の促進③親子対象事業

(1-2) 相談体制の充実 119 頁

①利用者支援事業(子育て支援ステーション事業)②子育て支援総合窓口③女性相談

(1-3) 啓発活動の推進 120 頁

①男女共同参画情報紙②男女共同参画情報コーナー

③子育て応援ガイド「にこにこ」の発行

(2-1) <u>ワーク・ライフ・バランスの</u> 推進★ 121 頁 ①子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター 事業)②ワーク・ライフ・バランスの啓発③育児休業・介護休 業制度の普及の啓発④優良企業等のPRの実施⑤企業担当者向け 啓発活動⑥労働等に関する相談事業

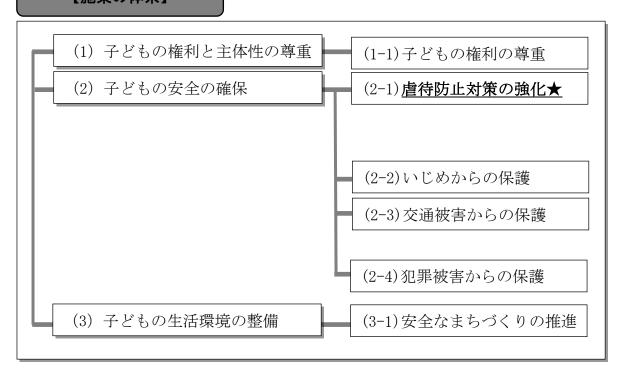
(1-1) 地域支援協力体制の確立 124 頁 ①子育て自主企画応援事業②子育て応援団体の育成③保育所・ 幼稚園・認定こども園・小学校との連携

基本目標1 子どもの権利や安全の確保

【現状と課題】

- ○平成28年に児童福祉法・児童虐待防止法の改正があり、児童福祉法の理念の明確化、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援等が示されました。
- ○子どもの権利や安全の確保に向けて、子どもの権利と主体性の尊重、子どもの 安全の確保、子どもの生活環境の整備という3つの施策を進めています。
- ○児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、子どものいのちが奪われる 事件も後を絶ちません。児童虐待は子どもの心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼします。支援の必要な家庭を早期に発見し、適切な機関に繋げるとと もに、子どもの命を守るため、国と自治体と関係機関が子育て負担を軽減する サービスの充実に取り組む必要があります。
- ○子どもと指導者だけの閉ざされた空間になりやすい保育室や教室等における 体罰のニュースが報道されています。体罰を生まない、許さないための体制づ くりや意識改革などの取り組みが必要です。

【施策の体系】



施策の方向(1)

子どもの権利と主体性の尊重

すべての子どもが、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、 生活を保障されること、愛され、保護されること、その自立が図られるよう、子どもの権 利の尊重に取り組んでいきます。

■施策の方向(1-1)子どもの権利の尊重

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
人権セミナー	参加者の人権意識の高揚を目的として、様々な人権問題をテーマに講座を開催しています。 テーマの1つとして「子どもの人権」を取り上げています。	参加者一人ひとりの人権意識 の高揚を図るため時代に即し た講座のテーマ選定に留意し ていきます。	生涯学習課
学校人権教育	人権を尊重する精神を涵養することを目的に、子どもや女性などの各種人権課題の解決に向け、教育活動全体をとおして指導します。	毎年、各学校で校内人権教育研修会を、市全体で人権教育実践報告会を実施しています。年間指導計画に位置づけて、子どもの人権も課題としています。現状を維持し、子どもの人権に関する指導の内容を充実するために、各課との連携を図ります。	指導課

施策の方向(2)

子どもの安全の確保

子どもたちが愛され、健やかに育まれる権利が脅かされないよう、虐待や体罰、いじめなどのあらゆる暴力の根絶に取り組みます。また、事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを行い、子どもの安全を確保します。本計画期間では、虐待防止対策の強化を重点的取り組みとします。

■施策の方向(2-1)虐待防止対策の強化 ★重点的取り組み

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
家庭児童相談室	家庭における適正な児童の養	相談内容を不登校で例にとる	子ども支援課
	育及び養育に関連して発生す	と、家庭や学校、友達などの複	
	る種々の児童問題の解決を図	合的な問題から発生し、複雑に	
	ることを目的として、家庭児童	なっています。また、健康推進	
	の福祉につき、専門的な相談・	課や子育て支援ステーション	
	指導にあたっています。また、	等を通じ、乳幼児をもつ保護者	
	集団で遊べなかったり、言葉が	からの多岐にわたる相談も増	
	なかなか増えない等の児童や、	えてきています。相談内容の分	
	育児に不安を持っている保護	析を行い今後の相談体制に役	
	者を対象にした少人数の親子	立てるため、内容に応じて、関	
	教室(めだか教室)を月2回行	係機関と情報を共有し、家庭児	
	い、関係機関につないでいま	童相談室の充実を図ります。	
	す 。		

地域における見 守り体制の確立 (広報・啓発活動 の充実) 児童虐待防止に向け、広報紙などによる啓発を行うほか、11月には新三郷駅前において児童虐待防止の横断幕の設置、ららほっとみさと内での児童虐待防止に関する展示、また関連講座等においてチラシを配布しています。

また、平成 29 年4月に株式会 社セブン-イレブン・ジャパン 及び株式会社イトーヨー力堂 と「三郷市における高齢者、子 ども等の見守り活動に関する 協定書」を結び、児童虐待が疑 われる場合の情報提供や児童 相談所や警察等への通報等が 盛り込まれています。 啓発活動の推進、研修会の開催 に努めていきます。

親子講座、児童館・児童センター、つどいの広場や子育て支援センター等にリーフレットやポスター等を配布し啓発活動を実施し、児童虐待防止に向けた取り組みを実施していきます。

子ども支援課

地域における見 守り体制の確保 (通報システム の確立) 日常生活の中で、頻繁な子どもの泣き声、保護者からの罵声などで虐待と思われるときに通報があります。児童の目の前で夫婦げんかをすることが児童の心理的虐待につながるため、最近では、市民から警察署への通報件数が大幅に増加しています。それに伴い警察署から児童相談所、市へ情報共有が密に行われています。また、最近の児童虐待の報道等により市民の関心は高まっています。市民や関係機関からの虐待等

市民や関係機関からの虐待等 に係る通報内容を分かりやす く聴取するため記録票を常備 し、通報に備えています。 児童相談所全国共通ダイヤル「189」、休日・夜間・児童虐待通報ダイヤル、埼玉県虐待通報ダイヤル、警察署、児童相談所、子ども支援課などの通報先は増加しています。今後も子ども家庭総合支援拠点の虐待通報へ対応する職員体制の整備を行っていきます。また、市民に身近である民生委員・児童委員等の会議の中で児童虐待の講習等を行っていきます。

子ども支援課

要保護児童対策 地域協議会	虐待等により保護者に監護させることが適当でない児童や保護者のいない児童などの保護や家庭支援を目的として、市・児童相談所・保健所・警察・教育委員会・医師や民生委員・児童委員など 13 機関から構成される協議会です1。	子ども家庭総合支援拠点を設置することとなったため、子育て支援ステーション等関係機関との連携の強化を図り、児童虐待防止に向けた取組みを実施していきます。	子ども支援課
要援護児童の施設入所及び相談業務	虐待等により通報を受けた児童に対しては、現在の状況を確認することが非常に大事になっています。家族構成を確認し、関係機関との情報を提供・共有することにより、適切な支援や一時保護等を行っています。虐待等により保護者に監護させることが適当でない児童な保護者のいない児童などの保護や家庭支援を行います。	時間をかけての支援が必要なケースが増加傾向にあります。 今後、要保護児童対策地域協議会の活用や関係機関との連携による相談支援体制の充実を図っていきます。	子ども支援課
健康診査未受診状況調査(お元気ですか訪問)	乳幼児健康診査の未受診者に対し、保健師等や母子愛育班員が訪問し、受診勧奨や未受診理由・養育環境等の把握を行い必要な支援につなげています。	なるべく直接面会できるよう に努めていきます。会えなかっ たかたについては、保健師によ る再訪問、電話やハガキの郵送 を実施していきます。必要に応 じて、子ども支援課等の関係機 関と連携を図っていきます。	健康推進課
未就園児等全戸 訪問事業	未就園で地域子育て支援拠点 や一時預かり等の福祉サービ ス等を利用していない児童、ま た学校が家庭への電話・文書・ 家庭訪問等による連絡を試み ても連絡・接触ができない児童 について訪問を行い、児童の安 全確認を行います。	未就園児で健康診査未受診者、 主に小中学校の不登校児童で 連絡・接触ができない児童を関 係各課と連携しながら、児童虐 待防止に努めていきます。	子ども支援課

¹ 市は、調整機関として協議会の事務局を担っています。協議会は各機関の代表からなる代表者会議、ケースの情報交換 や対応の方向性・終結を検討する各機関の実務者からなる実務者会議、そのケースに直接関係する機関で対応を検討す る個別ケース検討会議に分かれています。

■施策の方向(2-2)いじめからの保護

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
させ、 発見、 全て(員を配	における教育相談を充実 いじめの未然防止と早期 早期解決をめざします。 の中学校にさわやか相談 配置し、教員による指導・ 相談を支援します。	全8中学校にさわやか相談室を設置し、各校 1 名ずつのさわやか相談員を配置しています。教員、スクールカウンセラー、教育相談室等関係機関と連携を図りながら、いじめ解消率100%をめざします。	指導課

■施策の方向(2-3)交通被害からの保護

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
道路照明灯設置	夜間において交通事故の多発 するおそれのある交差点、横断 歩道等に照明灯を設置するこ とにより、交通の安全を図りま す。	中央地区・インターA地区・新 三郷ららシティなどを含め、道 路照明灯は整備されつつあり ますが、未整備交差点等は多数 あり、今後も事業を継続し整備 を図っていきます。	交通防犯課
交通安全施設	交差点での注意喚起のための 道路標示や歩道のない通学路 でのグリーンベルト標示など を整備します。	区画線、道路標示等は常にニーズがあります。交通事故防止に有効であるため、今後も、状況に応じて、整備を図っていきます。	交通防犯課
通学時の交通安 全指導	交通指導員に委嘱して、各小学校の通学路で立哨指導を実施します。	通学路によって危険度が違い、学校によっては増員要望の強いところもあり、交通指導員の増員ニーズが高まっています。今後は指導員の高齢化に備える為、新規の指導員の発掘に努め若返りを図ります。	交通防犯課
交通安全こども自転車乗り大会	安全な自転車利用方法の習得を目的として毎年開催されています。三郷・吉川・松伏の2市1町と交通安全協会・吉川警察署が主催し、原則として管内の全ての小学校が参加しています。	選手は各学校5名ずつですが、 選手を選ぶ過程で多くの児童 が参加しており、安全走行向上 につながっています。しかし、 市町により参加意欲に温度差 があり、全校参加ができるか不 透明なところもありますが、現 行の水準を維持していきます。	交通防犯課
交通安全教育	学校等の要望に応じて、常勤交 通指導員により交通安全教室 を実施しています。	特に小学生の低学年からのニーズが高まっており、4~6月に開催依頼が集中しています。開催時期の平準化を目指すとともに今後も現行の内容を維持し、要望に応じて随時実施します。	交通防犯課

■施策の方向(2-4)犯罪被害からの保護

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
防犯のまちづくりの推進	自分たちのまちは、自分たちで 守るという自主防犯意識の醸 成を図るとともに、市民の安 全・安心感の向上のために諸施 策を推進します。	町会等の自主防犯活動団体の 数の増加はなくなっており、活 動者の高齢化も進んでいるの で、各団体の活性化を促進する 必要性があります。今後は、防 犯のまちづくりをさらに進め るため、①防犯ステーションに よるパトロールの強化、②自主 防犯活動支援策の充実、③防犯 活動団体連絡会等を検討し、安 全・安心なまちづくりに努めま す。	交通防犯課
子ども 110番の 家	各中学校区の地域青少年育成会が中心となって、地域の事業者や住民の方の協力のもと「110番の家」の事業を実施します。常に子どもを不審者等から守れる環境作りを行います。	平成 30 年度末現在、994 か 所の事業主や住民に協力をお 願いしています。今後も協力者 を増やし、子ども達に安全な環 境作りに努めます。	青少年課
子ども見守り活動	各中学校区の地域青少年育成 会が中心となって、見守り活動 の輪を広げていきます。	学校と地域が連携して引き続き実施していくことで、子ども達が安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。	青少年課

施策の方向(3)

子どもの生活環境の整備

地域において、子ども及び子育て世帯が、安全・安心で快適な住生活を営むことができるためには、その行動範囲の安全を確保することが必要です。子どもの生活環境の整備に向けて、子どもや子育て世帯が安心して外出できるまちづくりの推進に取り組んでいきます。

■施策の方向(3-1)安全なまちづくりの推進

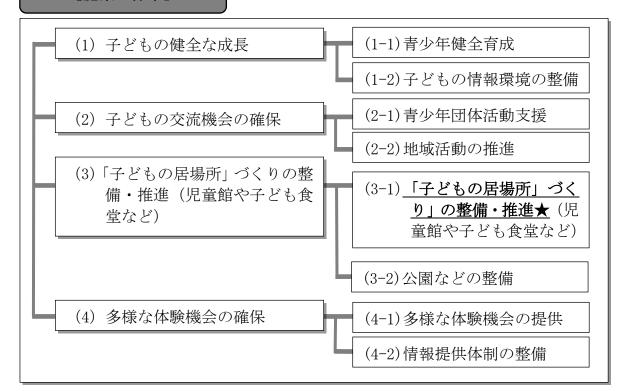
事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
水路改修事業	既設水路の蓋架けを実施し、歩 行空間を確保することにより 歩行者の安全を図ります。	市民要望が多いため、緊急度、 優先度を考慮しつつ、計画的に 整備を進めます。	道路河川課
歩道整備事業	路肩あるいは水路敷きを利用 し、歩道を設置します。また、 通学路を中心にガードレール 等を設置し、歩行者の安全を図 ります。	市民要望が多いため、緊急度、 優先度を考慮しつつ、計画的に 整備を進めます。	道路河川課

基本目標2 子どもの社会的成長の促進

【現状と課題】

- ○青少年健全育成として、ジュニアリーダーの各種事業を展開しています。
- ○子どもの社会的成長の促進に向けて、子どもの健全な成長、子どもの交流機会の確保、「子どもの居場所」づくりの整備・推進、多様な体験機会の確保という4つの施策を進めています。
- ○インターネット等で有害情報が氾濫する中、携帯電話などを介して子どもが犯罪に巻き込まれるケースも増えています。青少年を取り巻く有害環境対策が求められています。

【施策の体系】



施策の方向(1)

子どもの健全な成長

子どもは次代の親となるとの認識の下で、彼らを取り巻く社会環境の中、すこやかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮できる環境づくりが望まれます。青少年が心身ともに健康で、他者を思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過程を経つつ、自己を確立し、自立した個人として成長し、地域とともに生きていくことができるよう、青少年健全育成、子どもの情報環境の整備に取り組んでいきます。

■施策の方向(1-1)青少年健全育成

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
青少年問題協議会	青少年の健全育成を図ること を目的に青少年問題協議会を 開催します。	年2回開催しており、今後も同様に継続していきます。	青少年課
青少年の非行・被 害防止全国強調 月間啓発事業 (7月))	7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、期間中、青少年の非行防止と保護の徹底を図るために啓発活動を実施します。	市民への周知を図るために、新しい啓発方法を取り入れていくことが必要となっています。 引き続き啓発活動を実施し、地域社会が一体となって青少年の非行防止を図ることに努めます。	青少年課
子供·若者育成支援強調月間啓発事業(11月)	11月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、期間中、市民の青少年健全育成に対する理解を深めることを目的に諸活動を実施します。	市民への周知を図るために、新しい啓発方法を取り入れていくことが必要となっています。 引き続き啓発活動を実施し、市民の青少年健全育成に対する 理解と活動の定着を図ること に努めます。	青少年課
親の学習推進事業	家庭や地域の教育力の向上を 図るため、青少年育成市民会議 と共に「親の学習」を推進し、乳 幼児親子及び小中学生の保護 者やこれから親になる中高生 を対象としたプログラムを実 施します。	より効果的な学習を実施するため、内容の充実とファシリテーター(学習支援者)のさらなる育成を進めます。小学校就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象とした講座を重点的に進めます。	青少年課 生涯学習課

■施策の方向(1-2)子どもの情報環境の整備

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
情報モラル教育の推進	事業内容 ネットを巡る現状を正しく理解し、インターネット、携帯電話の利用に伴うネットいじめ、ネットトラブル等を未然に防ぐために、携帯電話会社が推進する携帯電話安全教室を各校で実施します。	等後の推進方針 携帯電話利用の低年齢化に対応した指導が必要です。校内研修会及び児童・生徒集会、保護者向けの講演会等を各校年間1回以上実施します。県ネットアドバイザーの「子ども安心見守り講座」など急速に変化するネットを巡るトラブルに対応した内容で推進していきます。また、8中学校が共同で作成した「三郷市ケータイ・スマホル	指導課青少年課
		ール」の遵守を推進していきま す。	

###	_	(0)
施策の	力旧	I (Z)

子どもの交流機会の確保

子どもが社会の一員としての自覚と責任感を持ち、自立に向けての一歩を踏み出すことができるよう、社会性を身につけられる場の提供に向けて、青少年団体活動支援、地域活動の推進に取り組んでいきます。

■施策の方向(2-1)青少年団体活動支援

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
青少年教育事業	ジュニアリーダー養成キャン プから始まるリーダー養成事 業です。ジュニアリーダー養成 キャンプ・ジュニアリーダーセ ミナー・高校生オリジナルプラ ンナー・カミングリーダー養成 プロジェクトを実施します。	参加者が段階的に向上できる よう年齢別の事業プログラム になっていることから、継続し て各事業に参加しているケー スが多いのが特徴です。今後も 継続実施し、より多くのリーダ ー養成を図ります。	青少年課
子ども会育成者研修会	子ども会に組織されている子 ども会育成会の成人を対象に 子ども会育成者の資質向上を 図ります。	入会児童が減り、子ども会の数 も減少していますが、子ども会 のない町会や自治会にも研修 会への参加を働きかけ、地域の 青少年育成の推進を図ります。	青少年課

■施策の方向(2-2)地域活動の推進

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
青少年関係団体	地域の青少年健全育成活動を	支援を継続します。	青少年課
補助事業等	支援しています。		

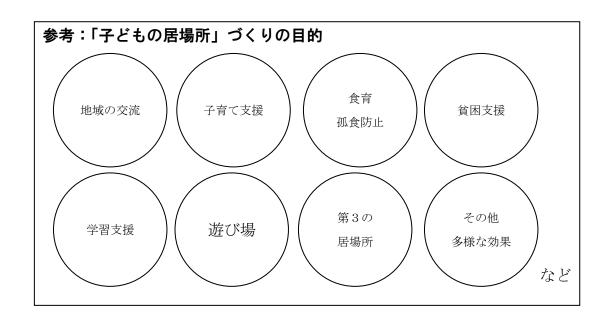
施策の方向(3)

「子どもの居場所」²づくりの整備・推進 (児童館や子ども食堂など)

家でも学校でもない第三の居場所として、子どもが一人で安心して行くことができる「子どもの居場所」づくりの必要性が高まっています。

公営(公助)の取り組みとしては、放課後児童クラブや児童館など、民営(共助)の取り組みとしては、NPO法人等による子ども食堂や無料学習支援教室、プレイパークなどがありますが、その実施主体、内容、利用対象、目的、また、課題は多様なものとなっています。子どもの最善の利益を保障するためには、「公助」と「共助」の取り組みを両輪として、多様性・地域の主体性を損なうことのないように留意しつつ、連携を強めていく必要があります。「子どもの居場所」づくりの整備・推進に向けて、公園などの整備、遊びや学びの場の整備を継続しつつ、「子どもの居場所」づくりを推進していきます。

本計画期間では、「子どもの居場所」づくりの整備・推進を重点的取り組みとします。



_

 $^{^2}$ 「子どもの居場所」とは、無料または低額で利用でき、子どもが一人でも安心して行くことができる場を総称しています。

■施策の方向(3-1)「子どもの居場所」づくりの整備・推進 (児童館や子ども食堂など)★重点的取り組み

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
放課後児童クラブ運営の充実	保護者の就労等により昼間家 庭が留守になっている小学校 に就学している児童に対し、保 護者に代わって適切な遊びと 生活の場を提供して、児童の健 全な育成を支援します。	現在、全小学校に1か所ずつ児童クラブを設置し、実施しています。共働き家庭の入室希望が増えることが予想されます。今後、子ども・子育て支援事業計画における必要量の確保をしていきます。	教育総務課
放課後子ども教室推進事業	地域社会において心豊かで健 やかに育む環境づくりを推進 するために、小学校の放課後及 び休業日に、子どもたちが安 全・安心に活動できる拠点を設 けます。	市内小学校への設置を検討し、放課後児童クラブの子どもも参加しやすい学習・体験プログラムを、地域住民の協力を得て充実させていきます。	生涯学習課
児童館(育児情報 の提供・交流)	児童厚生員による、あらゆる機 会をとらえた子育てサポート、 育児に関する情報提供等を行 います。	関連機関との連携やボランティア・地域住民・子育てサークル等の協力も得ながら、継続して実施していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター
就学支援委員会	すこやか課・障がい福祉課・子 ども支援課・小中学校等、関係 機関との連携を図りながら、就 学支援対象者の早期把握、保護 者への対応、学校選択時の情報 提供と支援を行います。	障がいのある子どもの特性や 障がいの程度を的確に把握し、 最もふさわしい教育の場を保 障できるよう 15 名の委員が 指導助言しています。現在の体 制を維持しながら、校内就学相 談委員会との連携、関係諸機関 との連携を強化していきます。	指導課
障がい児への支援 (障害福祉サービス給付事業)	放課後等デイサービスや短期 入所等の障害福祉サービスの 情報提供や利用の支援、障害福 祉サービス費の給付を行いま す。	放課後等デイサービスを行う 事業所が市内に複数開設され たことにより、利用者数が増加 しております。引き続き適切な 給付を推進していきます。	障がい福祉課

赤ちゃんひろば (北公民館・北 児童館共催事 業)	乳幼児(3か月~1歳6か月)を持つ子育で中の親子が気軽に集まれる居場所として、子育でアドバイザーによる手遊びや歌遊び、体重・身長の計測、参加者同士の交流や情報交換等を行っています。また、家庭教育の支援を目的に、民生・児童委員、子育でアドバイザー等の協力を得て実施しています。	近隣からだけでなく市内の各所からの参加があります。地域のなかで子育てできるように、つどいの広場等の情報を提供します。また、諸外国出身の方の参加が増えていることから、コミュニケーションや文化の違いにも配慮し、実施をしていきます。また、広報やホームページ等で、周知に努め参加を促します。	北児童館
図書館における 日本一の読書の まち三郷の推進	図書館と学校教育機関等が連携して学校等への支援活動を推進するとともに、本・雑誌をはじめとする図書館資料や読書環境の充実など図書館機能の整備を進めます。	図書館機能の整備、図書館と学校教育機関等の連携を推進し、 さらに青少年に向けたサービスの充実に努めます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館 日本一の読書の まち推進課
親子対象事業	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのための幼児親子 向け事業や集団遊び(ひろば) などの催事を実施しています。	乳幼児親子を対象とした事業 へのニーズは高くなっていま す。特に就園前の子どもたちを 対象としたひろばでは月齢が 近い子どもが集まるため、保護 者同士の交流も図ることがで きます。今後も内容の充実を図 りながら事業を継続していき ます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター

親子対象事業	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのために、親子料理教室・えほんのひろば・にこにこひろば等の催事を実施しています。 東和・彦成・高州では、つどいの広場開催施設として、子育て支援事業を実施しています。 鷹野では親子英会話・ファミリーコンサートを実施しています。ピアラシティでは、ポタジェの庭での親子の収穫体験を実施しています。	乳幼児と保護者を対象とした、 えほんのひろばやにこにこ広 場を引き続き開催していきま す。センター職員が講師となり 子育て支援事業にも引き続き 取り組んでいきます。また、父 親参加型の事業も企画してもらえ るような事業展開を図ります。 親子向けのコンサートも継続 的に開催していきます。ピアラ シティでは、ポタジェ体験を通 しての食育活動に寄与してい きます。	東和東地区文化 センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ 流センター
親子対象事業	乳幼児とその保護者を対象に、 親子おはなし会、 ちいさいこえほんタイムなど の催事を行います。	さらに多くの親子に、本との出 合いの第一歩として活用して もらえるよう、内容を充実して いきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
親子対象事業	保護者向けに児童の読書の重要性などを学ぶ講座を開催します。	参加者が多く保護者と子供と のコミュニケーションを深め る効果も期待できる事業のた め、継続していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
幼児・児童対象事業(乳幼児から小学生)	乳幼児から小学生が楽しめるよう、おはなし会・工作・遊び・ 季節行事などの催事を実施します。	小学生だけでなく、乳幼児も楽しめるよう事業を工夫しています。ボランティアなどの協力により実施しているものもあります。今後も継続して開催していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター

幼児・児童対象事業(乳幼児から小学生)	ぬりえ大会・クイズ大会 Kids 体操クラブなどの催事を 開催します。 鷹野では英会話教室を実施し ています。 ピアラシティでは、キッズの英 語体験・キッズのジャズダンス 体験を開催しています。	ぬりえ・クイズ・似顔絵は通年 事業として開催します。 Kids 体操クラブは幼児期の体 操教室として定着しており、継 続事業として開催していきま す。 英会話教室も継続的に開催し ていきます。 キッズの英語体験・ジャズダン ス体験は、定期的事業として定 着しており、今後も継続の予定 です。	東和東地区文化 センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター
幼児・児童対象事業(乳幼児から小学生)	子どもの本に対する興味を引き出すために、おはなし会、かがくあそび、クリスマス会などの催事を実施します。	多くの子どもたちに本に親し んでもらえるよう、幅広いテー マの設定等、事業の質の向上を 目指します。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
児童対象事業(小学生) ブックトーク	市内全小学校3年生に1つのテーマを軸に本の紹介を行い、貸出をします。	魅力のある図書館の本を様々な切り口で紹介することで興味を持たせて読書意欲を高めています。読書の幅が広がり始める3年生に対する事業として定着し、学校との連携もとれていることから、今後も継続します。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
児童対象事業 (小学生)	料理教室・工作教室・スポーツ 教室・文化教室・季節事業・バス遠足などの催事を実施します。	季節に合わせた事業や年間を 通しての事業も開催していま す。内容によっては事業参加費 が発生するものもあります。今 後も小学生が楽しんで体験で きるような事業を実施してい きます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター

児童対象事業 (小学生)	料理教室や工作教室、外国語教室等の各種教室などの催事を実施します。ピアラシティでは、小学生対象のキッズのお菓子・パン教室を開催しています。	職員講師による事業開催を行っていきます。今後も、工作や料理など小学生に楽しんでもらえるような事業展開を図っていきます。小学生向けのメニュー開発に努めています。	東和東地区文化 センター 彦成地区文化セ ンター 高州地区文化セ ンター 鷹野文化センタ ー ピアラシティ交 流センター
その他一般事業	「おまつり(フェスティバル)」 や・映画・人形劇などの鑑賞事業・季節事業・工作・おもちゃ 病院などの催事を実施します。	内容の充実を図り、今後もボランティアや地域住民などの協力を得ながら事業を継続していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター
その他一般事業	子ども映画会・子どもまつり・ ゲーム大会などの催事を実施 します。ピアラシティでは年に 1 回フェスタを開催していま す。	子どもまつりは、ファミリーで参加してもらうことを目的に 開催していきます。 ピアラシティのフェスタは親 子で楽しめるイベントを展開 しています。	東和東地区文化 センター 彦成地区文化セ ンター 高州地区文化セ ンター ピアラシティ交 流センター
その他一般事業	星空観望会などの催事を実施します。	①天候に左右されるため、実際に星を観測できる回は少ない、 ②近隣に建物が増え、外灯の光の影響で星が見えづらくなってきているなどの課題がありますが、継続して実施していきます。	北部図書館
子どもの学習支援事業	生活保護世帯と生活困窮者世帯の中学生、高校生に対して、学び直しの機会を提供する支援を行い、中学生の高校進学と高校生の中退防止による高校卒業を目指すための支援を行います。	今後については、制度の周知を 広報などで引き続き行うとと もに、学習教室への参加者の増 加をより図っていくため、関係 課との連携を強化していきま す。	ふくし総合支援課

おもしろ遊学館事業	教育課程にとらわれない学習 講座を行います。市内小学生を 対象とした、理科実験教室・ド リーム教室(読み聞かせ)・算 数教室・英会話教室、市内中学 生を対象とした、自習教室・入 試講座を土曜日や日曜日等に 行います。	市内小・中学校の全児童・生徒に募集要項を配付するとともに、ホームページにも掲載し、情報を発信します。	指導課
「子どもの居場 所」づくりの情報 発信	「子どもの居場所」づくりの機 運を醸成するため、市が旗振り 役となり、「子どもの居場所」 マップや各種支援制度、助成金 などの情報をホームページ、メ ール配信サービス、ポケットみ さと、フェイスブック、ツイッ ターを活用し、情報発信を行い ます。	「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報を運営者向けページと利用者向けページなどに分けて、ホームページに掲載します。また、必要に応じて、メール配信サービス、ポケットみさと、フェイスブック、ツイッターを活用し、情報発信を行います。	子ども政策室
「子どもの居場 所」づくりの相談 体制の整備	庁内各課と関係機関が連携して対応することができるよう、 相談体制を整備します。	三郷市社会福祉協議会や庁内 各課と連携し、相談者に幅広い 情報提供を行います。 また、三郷市社会福祉協議会 (三郷市ボランティアセンター)と連携し、「子どもの居場 所」に関するボランティア活動 情報を提供します。	子ども政策室
「子どもの居場 所」づくりの各種 支援制度の活用 等	地域のつながりや「子どもの居場所」づくりを応援するために、各種支援制度の活用や啓発活動を推進します。	こどもの居場所づくりアドバイザー制度などの各種支援制度を活用し、ノウハウを提供します。 また、県政出前講座や他団体との共催も視野に入れた講演会や交流会などの開催を検討します。	子ども政策室

■施策の方向(3-2)公園などの整備

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
身近な公園、広場の整備	公園、広場の整備を進めます。	三郷市の市民1人あたりの都市公園面積は埼玉県平均に比べて少ない状況です。自主財源による公園、広場用地の確保が困難な状況であるため、借地方式による整備を推進していきます。	みどり公園課
公園施設の維持管理	公園施設の維持管理を行います。	公園の遊具は日常のパトロールや定期点検をもとに、修繕を実施しています。今後も、遊具の安全性を十分考慮し維持管理に努めます。また、樹木は剪定及び病害虫駆除などを行い維持管理に努めます。	みどり公園課
公園施設のバリ アフリー化	公園施設のバリアフリー化を進めます。	遊具の修繕等に合わせて、既存施設のバリアフリー化を図るとともに、新規施設については、ユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。	みどり公園課

施策の方向(4)

多様な体験機会の確保

子どもの豊かな感性・創造性を育み、心と体の健康を醸成し、社会性や自立性を育むために、多様な体験機会の提供が求められます。芸術や文化、スポーツ、自然体験など子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供、情報提供体制の整備に取り組んでいきます。

■施策の方向(4-1)多様な体験機会の提供

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
幼児・児童対象事業(乳幼児から小学生) (再掲)	乳幼児から小学生が楽しめるよう、おはなし会・工作・遊び・季節行事などの催事を実施します。	小学生だけでなく、乳幼児も楽しめるよう事業を工夫しています。ボランティアなどの協力により実施しているものもあります。今後も継続して開催していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター
	ぬりえ大会・クイズ大会 Kids 体操クラブなどの催事を 開催します。 鷹野では英会話教室を実施し ています。 ピアラシティでは、キッズの英 語体験・キッズのジャズダンス 体験を開催しています。	ぬりえ・クイズ・似顔絵は通年 事業として開催します。 Kids 体操クラブは幼児期の体 操教室として定着しており、継 続事業として開催していきま す。 英会話教室も継続的に開催し ていきます。 キッズの英語体験・ジャズダン ス体験は、定期的事業として定 着しており、今後も継続の予定 です。	東和東地区文化 センター 彦成地区文化セ ンター 高州地区文化セ ンター 鷹野文化センタ ー ピアラシティ交 流センター
	子どもの本に対する興味を引き出すために、おはなし会、かがくあそび、クリスマス会などの催事を実施します。	多くの子どもたちに本に親し んでもらえるよう、幅広いテー マの設定等、事業の質の向上を 目指します。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館

阿書かにわせる			++53+85
図書館における 日本一の読書の まち三郷の推進 (再掲)	図書館と学校教育機関等が連携して学校等への支援活動を推進するとともに、本・雑誌をはじめとする図書館資料や読書環境の充実など図書館機能の整備を進めます。	図書館機能の整備、図書館と学校教育機関等の連携を推進し、 さらに青少年に向けたサービスの充実に努めます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館 日本一の読書の まち推進課
日本一の読書のまち三郷推進計画の改定	乳幼児からすべての市民の読書活動を推進する現推進計画 を改定します。	現在進行中の日本一の読書のまち三郷推進計画を社会情勢の変化等、必要に応じて見直し、更なる読書活動の推進を目指します。	日本一の読書のまち推進課
児童対象事業 (小学生) (再掲)	料理教室・工作教室・スポーツ・レクリエーション・ゲーム・季節事業・バス遠足などの 催事を実施します。	季節に合わせた事業や年間を 通しての事業も開催していま す。内容によっては事業参加費 が発生するものもあります。今 後も小学生が楽しんで体験で きるような事業を実施してい きます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター
	料理教室や工作教室、外国語教室等の各種教室などの催事を実施します。ピアラシティでは、小学生対象のキッズのお菓子・パン教室を開催しています。	職員講師による事業開催を行っていきます。今後も、工作や料理など小学生に楽しんでもらえるような事業展開を図っていきます。小学生向けのメニュー開発に努めています。	東和東地区文化 センター 彦成地区文化セ ンター 高州地区文化セ ンター 鷹野文化センタ ー ピアラシティ交 流センター
ふれあい交流事業	青少年団体主催の自然体験活 動事業を実施します。	青少年団体に委託。団体の特色を出しながら事業を行っています。引き続き実施し、より多くの青少年の参加と、それぞれの団体の資質向上を図ります。	青少年課

親子対象事業(再掲)	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのための幼児親子 向け事業や集団遊び(ひろば) などの催事を実施しています。	乳幼児親子を対象とした事業 へのニーズは高くなっていま す。特に就園前の子どもたちを 対象としたひろばでは月齢が 近い子どもが集まるため、保護 者同士の交流も図ることがで きます。今後も内容の充実を図 りながら事業を継続していき ます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター
	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのために、親子料理教室・えほんのひろば・にこにこひろば等の催事を実施しています。 東和・彦成・高州では、つどいの広場開催施設として、子育て支援事業を実施しています。 鷹野では親子英会話・ファミリーコンサートを実施しています。ピアラシティでは、ポタジェの庭での親子の収穫体験を実施しています。	乳幼児と保護者を対象とした、 えほんのひろばやにこにこ広 場を引き続き開催していきま す。センター職員が講師となり 子育て支援事業にも引き続き 取り組んでいきます。また、父 親参加型の事業も企画して積 極的に育児に参加してもらえ るような事業展開を図ります。 親子向けのコンサートも継続 的に開催していきます。ピアラ シティでは、ポタジェ体験を通 しての食育活動に寄与してい きます。	東和東地区文化 センター 彦成地区文化セ ンター 高州地区文化セ ンター 鷹野文化センタ ー ピアラシティ交 流センター
	乳幼児とその保護者を対象に、 親子おはなし会、 ちいさいこえほんタイムなど の催事を行います。	さらに多くの親子に、本との出合いの第一歩として活用してもらえるよう、内容を充実していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
その他一般事業(再掲)	「おまつり (フェスティバル)」 や・映画・人形劇などの鑑賞事業・季節事業・工作・おもちゃ 病院などの催事を実施します。	内容の充実を図り、今後もボランティアや地域住民などの協力を得ながら事業を継続していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター
	子ども映画会・子どもまつり・ ゲーム大会などの催事を実施 します。	子どもまつりは、ファミリーで参加してもらうことを目的に 開催しています。	東和東地区文化 センター 彦成地区文化セ ンター 高州地区文化セ ンター

	星空観望会などの催事を実施します。	①天候に左右されるため、実際に星を観測できる回は少ない、 ②近隣に建物が増え、外灯の光の影響で星が見えづらくなってきているなどの課題がありますが、継続して実施していきます。	北部図書館
子どもフォーラ ム	子どもたちが日頃から考えていることを、広く保護者、PTA、一般市民などに訴えることで、教育に対する関心を高め、青少年の健全育成を図ります。	年1回実施しています。両課で連携し、内容の充実を図り、積極的な広報活動を実施します。	青少年課 指導課
中学生社会体験チャレンジ事業	職業体験によって、大人との接 し方や働くことの意義を学ぶ ために、中学1・2年生が市内 の事業所に行って、働く体験を します。	協力事業所の開拓に努め、継続して実施します。	指導課
巡回軽スポーツ事業	誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ等の紹介を目的として、市内6地区の各小学校にて実施しています。	実施種目により年度別参加人数の増減が見られますが、実施を継続していきます。	スポーツ推進課
障がい者スポー ツ・レクリエーション交流会	障がい者のスポーツ・レクリエーションを通じた交流の機会づくりを実施しています。	障がい者が参加しやすいよう に障がいの種別、程度に応じた 参加種目の検討を行い、今後と も、療育施設、特別支援学校等 と連携して推進していきます。	スポーツ推進課
総合体育館事業	体育館への自主事業として、各種スポーツ41事業を実施しています。	事業の拡大及び内容の充実に 努めていきます。	スポーツ推進課
補助金交付団体 の主催事業 (スポーツ少年団等)	自主的活動を行うスポーツ団 体に対して財政支援を行いま す。	今後も継続して実施します。	スポーツ推進課

■施策の方向(4-2)情報提供体制の整備

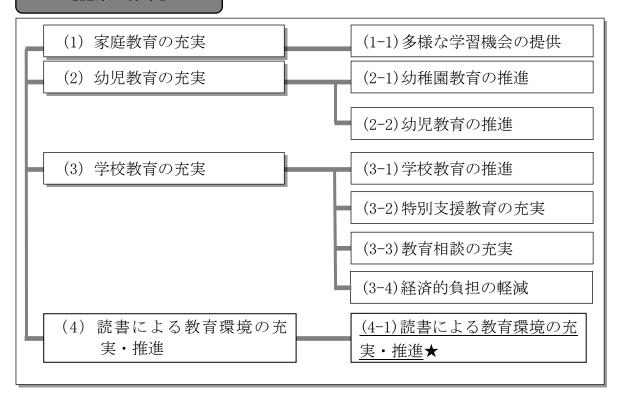
事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
児童館だより	毎月(年12回)発行し、近隣 小学校・児童クラブ・保育所等 に配布するとともに、児童館・ センター内等に設置していま す。また、各施設がホームペー ジに月別予定表や事業案内等 を掲載しています。	各館のカレンダーを掲載し、行事予定や休館日・事業案内等のPRを行っています。子どもたちにとっても、わかりやすく親しみやすい紙面になるよう工夫して引き続き発行していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター
たからじまだよ り	年6回、赤ちゃんから中学生までを対象に、時候に合った特集図書・新着図書・行事予定等を掲載し、小中学校に配布するとともに、児童館・児童センター内等に配置しています。また、行事予定・事業案内は、ホームページにも掲載します。	図書館のカレンダーを掲載し、 休館日、行事予定のPRとなっ ています。利用者と資料を結び つけるための事業として有効 で、引き続き実施していきま す。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
「子どもの居場 所」づくりの情報 発信 (再掲)	「子どもの居場所」づくりの機 運を醸成するため、市が旗振り 役となり、「子どもの居場所」 マップや各種支援制度、助成金 などの情報をホームページ、ポ ケットみさと、フェイスブッ ク、ツイッターを活用し、情報 発信を行います。	「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報を運営者向けページと利用者向けページに分けて、ホームページに掲載します。また、必要に応じて、ポケットみさと、フェイスブック、ツイッターを活用し、情報発信を行います。	子ども政策室

基本目標3 子どもの教育環境の充実

【現状と課題】

- ○教育行政においては、三郷市教育施策大綱に基づき、三郷の教育「四つの礎」 として「授業改善」、「日本一の読書のまち三郷の推進」、「家庭教育の充実」、 「夢への挑戦」を柱とした教育のより一層の充実を図り、子どもや若者が健や かに学び、一人ひとりの学力を確実に伸ばすとともに、夢を持ち、社会の一員 として自立した人間を育てています。
- ○少子化・核家族化の進行、都市化が進み、地域のつながりが希薄になるなか、 家庭や地域の教育力、学校・家庭・地域の連携が求められています。
- ○子どもの教育に関しては、教育機会の均等や信頼される学校教育の確立、家庭教育支援、幼児期の教育、社会教育、学校・家庭・地域の連携協力といった課題があげられます。

【施策の体系】



施策の方向(1)

家庭教育の充実

子どもが、基本的な生活習慣や倫理観・自制心・自立心等の人格の基礎を培ううえで、 もっとも基本となるのが家庭における教育です。企業を含む地域社会全体で家庭教育を支 援していくための環境整備が求められています。家庭教育の充実に向けて、多様な学習機 会の提供に取り組んでいきます。

■施策の方向(1-1)多様な学習機会の提供

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
親子対象事業(再掲)	保護者向けに児童の読書の重要性などを学ぶ講座を開催します。	参加者が多く保護者と子供と のコミュニケーションを深め る効果も期待できる事業のた め、継続していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
親子環境教室	家庭における教育の一助となるよう、環境関連の施設を親子で見学し、環境についての理解を深めるとともに、親子で環境について考えていただきます。	年 1 回、小学生とその保護者約 15 組を対象として実施しています。身近な自然環境の保全から、地球規模の環境問題まで、幅広く関心を持ち、理解を深めていただけるように今後も継続していきます。	クリーンライフ課
親の学習推進事業(再掲)	家庭や地域の教育力の向上を 図るため、青少年育成市民会議 が主催する「親の学習」を支援 し、就学前児童及び小中学生の 保護者やこれから親になる中 高生を対象としたプログラム を実施します。	需要が多く、今後も開催数の増加が見込まれることから、ファシリテーター(学習支援者)のさらなる充実が求められています。小学校就学前児童の保護者や将来親となる中高生を対象とした講座を重点的に進めます。	青少年課 生涯学習課

施策の方向(2)

幼児教育の充実

子どもが小学校に入学するまでの時期は、自我が芽生える段階にあたり、生涯にわたる 人格形成の基礎を培う大切な時期にあたっています。そこで、幼児教育向上に向けた取組 みや、子どもの発達や学習の連続性を確保するための幼児教育と小学校教育の相互の連携 を図ることが求められます。幼児教育の充実に向けて、幼稚園教育、幼児教育の推進に取 り組んでいきます。

■施策の方向(2-1)幼稚園教育の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
私立幼稚園への	私立幼稚園運営費補助金(市内	幼稚園教育の振興及び運営の	教育総務課
補助金交付事業	9園)•三郷市私立幼稚園協会	向上を図るため今後も適切な	
	補助金を交付します。	対応を推進していきます。	

■施策の方向(2-2)幼児教育の推進

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
保育所•幼稚園•	地域の幼稚園・小学校・児童ク	保育所・幼稚園・認定こども	すこやか課
認定こども園・小	ラブ等の見学、情報交換などを	園・小学校は、それぞれに独自	
学校との連携	通じて相互交流・連携を図ると	の目的・役割を有しています	
	ともに、教育委員会や子ども支	が、「子ども達が心豊かでたく	
	援課と連携して、地域ごとに保	ましく育つこと」への願いは同	
	育所・幼稚園・小学校を中核と	じであり、地域で子育てを見守	
	した子育て支援ネットワーク	る中核機関であることに変わ	
	の形成に努めます。	りはありません。保育所・幼稚	
		園などを経て小学校に入学し	
		成長していく児童の円滑な引	
		き継ぎを行なうため、これらの	
		機関がお互いに連携し、相互理	
		解を深めていきます。	

幼児教室運営管	幼児教室の施設を管理し、運営	幼児教育の質の向上や社会環	生涯学習課
理•補助事業(幼	委員会へ補助金を交付します。	境の変化を考慮し、認定こども	
児教室風の子園)		園等への移行や運営に対する	
		支援のあり方等を検討してい	
		±±ਰ	

施策の方向(3)

学校教育の充実

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが成人して社会で活躍する頃には、我が 国は厳しい挑戦の時代を迎えることが予想されています。学校教育においては、予測困難 な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創ってい くのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自 らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるよう にすることが重要になっています。学校教育の推進、特別支援教育の充実、教育相談の充 実等を図るとともに、経済的負担の軽減にも引き続き取り組み、学校教育の充実を図って いきます。

■施策の方向(3-1)学校教育の推進

14 / MEV/ CA/L OF A SEA				
事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課	
特色ある学校づくり事業	子どもたちの個性を生かす教育を行うとともに、地域に信頼される学校づくりをめざし、各学校の裁量により、地域・学校の実態等に応じて、学校づくりを推進し、それぞれの特色を高めていきます。	市内の小・中学校が地域や学校の実態に応じてテーマを設け、 それに基づいて特色ある学校づくりを進めてきています。学校応援団などをはじめ、地域との連携を図りながら、現状を維持し、特色ある学校づくりと、学校公開を初めとした広報活動を積極的に行います。	指導課	
業	児童生徒の学力の向上を図るため、教員の研修を充実させ、 指導力の向上を図り、授業改善を図るとともに、授業外での取組みを充実させます。 そのために、第2期学力向上5ヶ年計画を策定し、平成29~33年度で、事業を具体化します。	小・中学校ともに、児童生徒の 基礎的・基本的な学力は着実に 向上しています。教員の指導力 の向上を図り、児童生徒の思考 力・活用力などの育成を目指し ます。また、家庭・地域の協力 を得ながら家庭学習の習慣化 を強化していきます。	指導課	
幼小・保小・小中・中高連絡会	学校間の連携を深め、小1プロブレム、中1ギャップ、高校中退などの諸問題を未然に防ぐことをめざします。	子どもに関する情報の共有。子 どもたちの育ちを支えるため の資料が保育所・幼稚園、小学 校、中学校、高等学校へと伝達 されるようにします。	指導課	

体力向上研究推 進事業	市が小中学校に、体力向上のために委嘱する事業です。研究成果は各学校の授業に生かされます。	市内で毎年研究委嘱をし、研究 発表会を行っています。現状を 維持し、発表会への参加者数を 増やす工夫をしていきます。	指導課
保育所・幼稚園・ 認定こども園・小 学校との連携 (再掲)	地域の幼稚園・小学校・児童クラブ等の見学、情報交換などを通じて相互交流・連携を図るとともに、教育委員会や子ども支援課と連携して、地域ごとに保育所・幼稚園・小学校を中核とした子育て支援ネットワークの形成に努めます。	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校は、それぞれに独自の目的・役割を有していますが、「子ども達が心豊かでたくましく育つこと」への願いは同じであり、地域で子育てを見守る中核機関であることに変わりはありません。保育所・幼稚園などを経て小学校に入学し成長していく児童の円滑な引き継ぎを行なうため、これらの機関がお互いに連携し、相互理解を深めていきます。	すこやか課
環境教育出前講 座	総合学習の機会を活用し様々 な環境問題について学べる体 験型環境学習の出前講座を実 施します。	学校と連携を図りながら、環境 保全活動、地球温暖化対策への 取組みを推進するため、持続可 能な社会づくりの担い手であ る子どもたちに、環境教育を今 後も継続していきます。	クリーンライフ課

■施策の方向(3-2)特別支援教育の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
就学支援委員会	すこやか課・障がい福祉課・子	障がいのある子どもの特性や	指導課
(再掲)	ども支援課・小中学校等、関係	障がいの程度を的確に把握し、	
	機関との連携を図りながら、就	最もふさわしい教育の場を保	
	学支援対象者の早期把握、保護	障できるよう 15 名の委員が	
	者への対応、学校選択時の情報	指導助言しています。現在の体	
	提供と支援を行います	制を維持しながら、校内就学相	
		談委員会との連携、関係諸機関	
		との連携を強化していきます。	

■施策の方向(3-3)教育相談の充実

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
教育相談(再掲)	学校における教育相談を充実させ、いじめの未然防止と早期発見、早期解決をめざします。全ての中学校にさわやか相談員を配置し、教員による指導・教育相談を支援します。	全8中学校にさわやか相談室を設置し、各校 1 名ずつのさわやか相談員を配置しています。教員、スクールカウンセラー、教育相談室等関係機関と連携を図りながら、いじめ解消率100%をめざします。	指導課

■施策の方向(3-4)経済的負担の軽減

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
交通遺児奨学金 支給事業	交通事故によって遺児となった児童・生徒3に対し、経済的援助を与え、健全な育成を図ります。	交通遺児となった児童・生徒へ 経済的支援を行うことで、児 童・生徒が円滑な学校生活を送 ることができるように努めて いるので、適切な対応を推進し ながら、今後も継続します。	学務課
特別支援教育就 学奨励費補助金 事業	児童・生徒が特別支援学級へ就 学する際に、保護者の経済的負 担を軽減するため、負担能力の 程度に応じて市が補助するこ とを通じて、特別支援教育の普 及・奨励と教育を受ける機会の 均等及び義務教育の円滑な実 施を図ります。	保護者へ経済的支援を行うことで、児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるように努めていることから、適切な対応を推進しながら、今後も継続します。	学務課
要保護•準要保護 児童生徒就学援 助費支給事業(学 用品費等)	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等・修学旅行費・新入学用品費を援助することを通じて、学齢児童・生徒が教育を受ける機会の均等及び義務教育の円滑な実施を図ります。	保護者へ経済的支援を行うことで、児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるように努めていることから、適切な対応を推進しながら、今度も継続します。	学務課
準要保護児童生 徒就学援助(学校 給食費)	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校給食費を援助することを通じて、学齢児童・生徒が教育(食育)を受ける機会の均等及び学校給食を含んだ義務教育の円滑な実施を図ります。	保護者へ経済的支援を行うことで、児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるように努めていることから、適切な対応を推進しながら、今後も継続します。	学務課

³ ここでは、学校教育法上の分類に基づき、児童は小学生、生徒は中学生のことを指しています。

施策の方向性(4) 読書による教育環境の充実・推進

家庭でも学校でも、子どもたちが読書をとおして、みずみずしい感性や旺盛な好奇心を 育み、より深く豊かに生きるための力を身につけることができるよう、教育環境を充実・ 推進していきます。

本計画期間では、読書による教育環境の充実・推進を重点的取り組みとします。

■施策の方向(4-1)読書による教育環境の充実・推進 ★重点的取り組み

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
親子対象事業(再掲)	保護者向けに児童の読書の重要性などを学ぶ講座を開催します。	参加者が多く保護者と子供と のコミュニケーションを深め る効果も期待できる事業のた め、継続していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
ブックスタート 事業	4か月児健康診査の際、親子に 絵本をプレゼントし、読み聞か せや言葉かけの大切さを伝え ます。	赤ちゃんと保護者が絵本をと おして楽しい時間を分かち合 うきっかけをつくるため、継続 して実施していきます。	日本一の読書の まち推進課 健康推進課
らんどせるブックよもよも事業	新1年生へ本と、希望の方に図書館利用券をプレゼントします。図書のリストから自分の希望するものを選んでもらい、小学校を通じて児童に手渡します。	乳幼児期に育まれた読書への 興味関心やみずみずしい感性、 好奇心を、小学校入学後も引き 続き豊かに育むため実施して いきます。	日本一の読書のまち推進課指導課

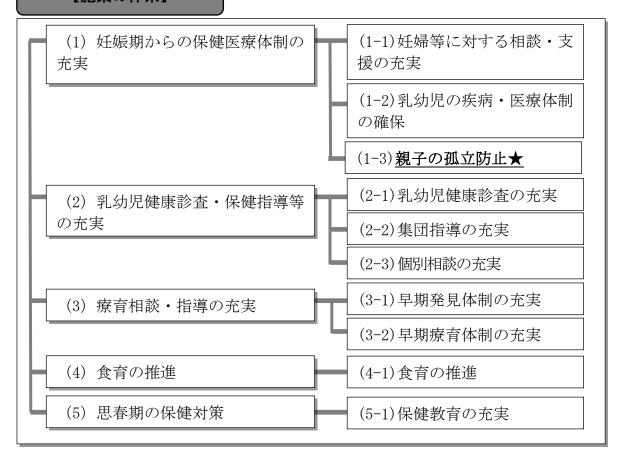
学校における「日本一の読書のまち三郷」の推進	学校において、子どもの主体的・意欲的な読書活動を促進するために、学校図書館図書標準達成・読書指導の充実・朝読書の全校実施・家庭読書の日の普及・家読ゆうびんの実施・読書フェスティバルの実施を推進します。	学校図書館図書標準をすべての学校が達成できるよう努めています。 全27校に配置した学校司書を中心に、学校図書館主任、及び読書活動支援員が連携し、読書指導等の充実に努めます。 家読ゆうびんは、学校だけでなく市民総ぐるみで全国展開を目指します。読書フェスティバルは、全国の読書が盛んなまちとの交流が図れる場となるよう努めていきます。	指導課学務課日本一の読書のまち推進課
児童対象事業(小学生) ブックトーク (再掲)	市内全小学校3年生に1つのテーマを軸に本の紹介を行い、貸出をします。	魅力のある図書館の本を様々な切り口で紹介することで興味を持たせて読書意欲を高めています。読書の幅が広がり始める3年生に対する事業として定着し、学校との連携もとれていることから、今後も継続します。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館

基本目標4 安心して出産できる支援体制づ くりと親子に対する健康施策の充実

【現状と課題】

- ○母子保健を取り巻く状況で、少子化の進行、晩婚化・晩産化と未婚率の上昇、 核家族化が進行しています。
- ○安心して出産できる支援体制づくりと親子に対する健康施策の充実に向けて、 妊娠期からの保健医療体制の充実、乳幼児健康診査・保健指導等の充実、療育 相談・指導の充実、食育の推進、思春期の保健対策という5つの施策を進めて います。
- ○転入等で地域の情報が少なく、妊娠・出産・育児の不安を抱いている保護者や、 今回の子ども・子育てニーズ調査結果においても、「子育て・発達に関すること」で「気軽に相談できる人がいない、場所がない」というかたが5.7%います。
- ○親子の孤立化、母子保健領域における健康格差が課題としてあげられます。

【施策の体系】



施策の方向(1)

妊娠期からの保健医療体制の充実

子育て家庭にとって大切なことは親と子の健康です。妊婦に対しては出産への不安を軽減するための相談体制を整え、また、安心して出産ができるよう支援していく必要があります。乳幼児に対する疾病予防・救急医療体制を確保し、健康な生活を保障することも重要な課題です。妊娠期からの保健医療体制の充実に向けて、妊婦等に対する相談・支援の充実、乳幼児の健康・医療体制の確保を取り組んでいきます。

本計画期間では、親子の孤立防止を重点的取り組みとします。

■施策の方向(1-1)妊婦等に対する相談・支援の充実

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
妊婦健康診査事	妊娠届出時に子育て支援ステ	妊婦の健康管理のため、妊婦健	子ども支援課
業	ーションほほえみ等で母子健	康診査 14 回分の費用助成を	
	康手帳とともに妊婦健康診査	実施しています。また、妊婦健	
	助成券を交付しています。必要	康診査として、子宮頸がん検診	
	な時期にきちんと妊婦健康診	等の妊娠期に必要な検査につ	
	査を受けていただき、安心して	いても費用助成をしています。	
	妊娠期を過ごし、安全に出産が	妊娠が判明したらすみやかに	
	できるように支援しています。	妊娠届出をされるようホーム	
		ページ等で周知していきます。	

利用者支援事業 (子育て支援ス テーション事業) 妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業(母子保健型・基本型・特定型)を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する相談や地域の子育て支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。

子育て支援ステーションほぼ 子ども支援課 えみ(子育て世代包括支援センター)において、妊娠届出 時等に保健師や助産師等がす

べての妊婦を対象に面談を実施し、相談や支援を行います。 また、子育て支援員(保育士)

や保育コンシェルジュ(保育

士)が子育て支援施設や保育

所等の利用に関する相談・情 報提供を行います。育児不安

や親子の孤立を防ぐため、地 域子育て支援拠点等の身近な

場所での相談体制の整備に努めます。妊娠・出産・育児につ

いて気軽に相談できる場として周知を図るとともに、支援を

必要とする家庭には、健康推進

課や産科医療機関等の関係機

関と連携し、適切な支援につな

げていきます。

ります。

助産施設入所相談

妊婦が、保健上必要があるにも かかわらず、経済的な理由によ り、入院助産を受けることがで きない場合に、入所して助産を 受ける制度です。 景気低迷により、家庭の収入が 減収していることから、助産に 対する相談も多くなっていま す。また、外国人の相談者の増 加に伴い、言葉や宗教の違いに よる対応に配慮していきます。 やむを得ない事情の場合に妊 産婦が安心して入院助産がで きるよう、相談業務の充実を図 子ども支援課

■施策の方向(1-2)乳幼児の疾病・医療体制の確保

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児の予防接種	市内指定医療機関において個別接種を実施しています。出生者及び転入者へは予診票を配布し、接種の仕方やスケジュールの周知を行っており、麻しん風しんや日本脳炎ワクチンについては、未接種のかたへ勧奨を行っております。 平成28年10月から、接種誤り等を未然に防ぐことを目的に、予防接種自動スケジューラーを導入しています。	①乳幼児健康診査時に接種状況確認や未接種者へ接種勧奨②広報やホームページでの周知③未接種者への個別勧奨通知(麻しん風しん混合ワクチン2期、日本脳炎2期)④教育委員会をとおして市内小中学校の児童・生徒への接種勧奨チラシの配付、などを行い接種も数の増加を目指しています。引き続き、早期接種の周知、未接種者への勧奨を行います。また、予防接種の種類が増加しているため、接種誤り等がないよう予防接種自動スケジューラーの周知を徹底していきます。	健康推進課
小児救急医療対 策	体日及び夜間における救急医療体制として、東部南地区第二次救急(6市1町 ⁴)の病院群輪番制による小児救急医療支援事業と、三郷市内 ⁵ での在宅輪番制による小児時間外(初期救急)診療を行っています。	現在、二次救急は6市1町の病院群輪番制の体制がとられており、小児時間外は市内当番医療機関で診療が可能になっています。引き続き、現体制の維持を目指します。	健康推進課

⁴ 三郷市・草加市・越谷市・八潮市・吉川市・春日部市・松伏町を指します。7自治体は、『埼玉県地域保健医療計画』により定められた二次保健医療圏のうちの、東部保健医療圏に属しています。

⁵ 三郷市医師会の協力を得て診療しています。

■施策の方向(1-3)親子の孤立防止★重点的取り組み

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
利用者支援事業(子育て支援ステーション事業)(再掲)	妊娠期から子育で期に渡る切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業(母子保健型・基本型・特定型)を実施しています。妊娠・出産・子育でに関する相談や地域の子育で支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。	子育で支援ステーションほぼ えみ (子育で世代包括支援と ンター)において、妊婦師や助産師がまずをするがなり、相談や支援を行います。また、育コン支援を行います。また、育コン支援をでは、一次の利用に関する。では、一次の利用に関する。では、一次の利用に関する。では、一次の利用に関するが、近の事性がある。が、一次の対域が、一が、一次の対域が、一が、一が、一が、一が、一が、一が、一が、一が、一が、一が、一が、一が、一が	子ども支援課
乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業	生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師、看護師、保健師が訪問します。親子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育てに関する相談を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。	全数訪問、面接実施率 100% を目指します。すべての産婦を対象に訪問時に、母親のメンタルヘルス評価のためのエジンバラ産後うつ病質問紙票(EPDS)等の聴取を実施しています。親子の孤立を防ぐとともに様々な悩みを聴き、支援が必要と思われる家庭に対しては関係機関と連携し適切なサービスにつなげるよう支援します。	子ども支援課

相談訪問事業	医師、心理士、作業療法士、保	保健師による家庭訪問、来所や	健康推進課
	健師、栄養士による乳幼児の発	電話相談、ハガキの郵送、専門	
	育・発達や育児に関する相談に	職による個別相談等、親のニー	
	応じています。	ズに対応しながら実施してい	
		きます。子ども支援課や障がい	
		福祉課、医療機関等の関係機関	
		と連携を図りながら、子どもの	
		行動等に伴う親の育てにくさ	
		や困りに寄り添う支援を行っ	
		ア いきます	

施策の方向(2)

乳幼児健康診査・保健指導等の充実

健康診査・保健指導は、母体の健康保持増進、乳幼児の疾病の予防・早期発見や健康保持増進、障がいのある子どもの早期発見と適切な指導を目的としたものに加え、子育てに伴うストレスの軽減や子育て支援も重視したものになってきています。乳幼児健康診査・保健指導等の充実に向けて、乳幼児健康診査の充実、集団指導の充実、個別相談の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向(2-1)乳幼児健康診査の充実

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児健康診査	4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児健康診査を実施しています。 子どもの発達や育児に視点を置き、多様化する利用者のニーズに応じた健康診査を目指しています。	健診受診率は平均90%を超えています。引き続き、受診率の維持や精度の向上を図ります。健診診察医により「要受診」と判定されたかたに対し、医療機関等への受診行動が図れるよう、電話やハガキ等による受診勧奨を行っています。今後も受診率の向上に努めます。また、子育てに困りを持つ親子を把握して、孤立しないよう支援していきます。	健康推進課

■施策の方向(2-2)集団指導の充実

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
母子健康教育事 業	ハローベイビー教室(旧両親学級)、離乳食教室、保健師や栄養士等による健康教育、歯科医師等による歯科保健事業等を実施し、妊娠、出産、育児に伴う健康に関する正しい知識の普及啓発に努めています。	多職種や関係機関と連携を図 りながら、子育てに関する正し い知識や最新の情報等を発信 していきます。	健康推進課
乳幼児健康診査(再掲)	4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児健康診査を実施しています。 子どもの発達や育児に視点を置き、多様化する利用者のニーズに応じた健康診査を目指しています。	健診受診率は平均90%を超えています。引き続き、受診率の維持や精度の向上を図ります。健診診察医により「要受診」と判定されたかたに対し、医療機関等への受診行動が図れるよう、電話やハガキ等による受診勧奨を行っています。今後も受診率の向上に努めます。また、子育てに困りを持つ親子を把握して、孤立しないよう支援していきます。	健康推進課

■施策の方向(2-3)個別相談の充実

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
相談訪問事業 (再掲)	医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士による乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じています。	保健師による家庭訪問、来所や電話相談、ハガキの郵送、専門職による個別相談等、親のニーズに対応しながら実施していきます。子ども支援課や障がい福祉課、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや困りに寄り添う支援を行っていきます。	健康推進課
地域の栄養相談	地区文化センターや児童センター等で、栄養士による食事・ 栄養に関する相談を行っています。	市民の健康に関する相談に対し個別に栄養指導を行い、家庭における健康づくりの充実を図ります。また、ホームページや広報等を活用し、事業を周知していきます。	健康推進課

施策の方向(3)

療育相談・指導の充実

障がいのある子どもが、自らの可能性を引き出し、社会的に自立していくためには、障がいの早期発見と早期の十分な療育が不可欠です。このため、療育事業の普及・啓発と事業の充実を図る必要があります。療育相談・指導の充実に向けて、早期発見体制の充実、早期療育体制の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向(3-1)早期発見体制の充実

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児健康診査(再掲)	4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児健康診査を実施しています。 子どもの発達や育児に視点を置き、多様化する利用者のニーズに応じた健康診査を目指しています。	健診受診率は平均90%を超えています。引き続き、受診率の維持や精度の向上を図ります。健診診察医により「要受診」と判定されたかたに対し、医療機関等への受診行動が図れるよう、電話やハガキ等による受診勧奨を行っています。今後も受診率の向上に努めます。また、子育てに困りを持つ親子を把握して、孤立しないよう支援していきます。	健康推進課
相談訪問事業 (再掲)	医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士による乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じています。	保健師による家庭訪問、来所や電話相談、ハガキの郵送、専門職による個別相談等、親のニーズに対応しながら実施していきます。子ども支援課や障がい福祉課、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや困りに寄り添う支援を行っていきます。	健康推進課

地域コンサルテ ーション(巡回相 談)事業

心理士等の専門知識を有する 者が、保育所・幼稚園等を巡回 し、保育士等に対して発達が気 になる子どもへの対応方法や 保護者への支援方法について の助言を行います。

巡回相談を利用していただく 子ども支援課 ために保育所や幼稚園向けに 研修を実施してまいります。ま た、訪問の際は丁寧に関わりを 持ち、巡回後、お子さんや保育 者にどのような変化があった か等、状況把握に努めてまいり ます。

■施策の方向(3-2)早期療育体制の充実

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子ども発達支援センター事業	発達の遅れや偏りなどの心配がある子どもの相談や個別指導を行います。また、保育所や幼稚園、小学校等とも連携し、子どもの発達を支援します。	相談や療育指導を希望するかたが増加しているため、対応できる体制を整えていきます。また、関係機関との連携を強化し、地域での発達支援体制の充実を図ります。	子ども支援課
しいのみ学園運 営事業	就学前の心身に障がいのある 児童の機能回復訓練及び基礎 的な生活習慣を身につけさせ ることを目的とし、専門のスタ ッフによる集団療育と生活指 導等を行う事業です。	しいのみ学園は、子ども発達支援センターの開設に伴い、通園児童をメインとし、グループ指導、作業療法、理学療法、言語指導、認知学習指導等を実施し、子ども発達支援センターと連携し、両機関で相互に補完しあいながら事業を推進していきます。	子ども支援課しいのみ学園
児童発達支援事 業	未就学の障がい児に対して、通 所により、発達に関する療育の 場を提供する事業です。	関係機関との連携を密にし、適 正なサービス利用をしていた だけるよう努めます。また、今 後も需要の増加が見込まれる ことから、受け皿となる事業所 の拡充に努めます。	障がい福祉課

施策の方向(4)

食育の推進

栄養摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期における痩身の増加などは、生涯にわたり健康への悪影響を及ぼす深刻な問題です。また、近年は食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していない親が増加傾向にあります。さらに、親子のコミュニケーションの場となる食卓において、家族そろって食事をする機会も減少しています。

これらの問題に対応するため、食を通じて、親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを強め、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとして、食育の推進に取り組んでいきます。

■施策の方向(4-1)食育の推進

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児の食育推進	食に興味を持つことができ、さらに生涯に渡る望ましい食習慣が習得できるよう、地域活動栄養士会や食生活改善推進員等のボランティアを中心に、食体験を通した事業を実施して	離乳食教室等の各種講習会の 開催、乳幼児健康診査時の栄養・食生活相談、各種イベント を活用した試食品の提供、その 他食体験の機会の提供を実施 しています。今後も、望ましい	健康推進課
	います。	食習慣が習得できるよう、課題 や市民ニーズを的確に把握し、 各部署・関係機関と連携しなが ら、食体験の機会及び食情報の 提供等の事業を展開していき ます。	

食育に関する取	「食事を通して子どもの生きる	各保育所間の情報交換を深め、	すこやか課
組みの推進	力を育む」(おいしく食べよ	これまでの取組みを更に充実	
	う・楽しく食べよう) を目標と	させるほか、給食員等による離	
	して、。各保育所では、園庭で	乳食紹介や試食とともに食材	
	野菜を栽培し、収穫後に給食に	紹介を行なうなど、保護者に対	
	取り入れたり、給食材料の皮む	する支援の充実を図ります。ま	
	きなどを通して、食材に触れる	た、関係機関と連携した保育所	
	体験をしたり、散歩中に農作物	給食への三郷産野菜の取り入	
	の観察をしたりしています。ま	れをさらに拡充させ、今以上に	
	た、保育士体験で保護者が給食	地産地消を推進します。	
	の試食を行うなど、食事をする		
	際のコミュニケーションの大		
	切さや朝食欠食防止に関する		
	啓発活動などに取り組んでい		
	ます。		
食生活・生活リズ	学校教育において、食事につい	各学校で指導の徹底を図り、よ	指導課
ム教育の推進	ての正しい理解と望ましい食	りよい食習慣が養われたと考	
	習慣を養います。	えています。「早ね、早おき、	
		朝ごはん」運動と連携し、朝食	
		を欠食する児童をなくすこと	
		に努めます。	

施策の方向(5)

思春期の保健対策

思春期の子どもたちを取り巻く環境は、性の尊さが軽視される風潮や薬物等の誤った情報の氾濫など、著しく悪化しています。思春期の保健対策に向けて、保健教育の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向(5-1)保健教育の充実

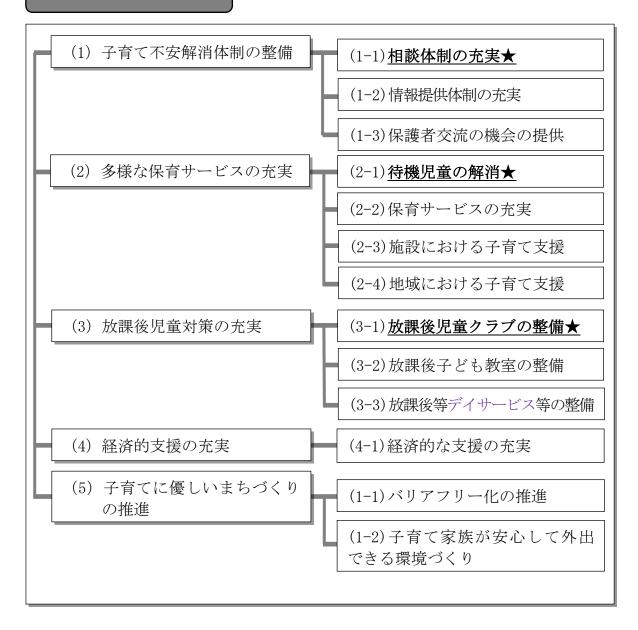
事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
性に関する指導の充実	保健体育の授業や学校保健委員会(生徒・教師・保護者で構成)において、性に関する知識や性感染症予防をテーマに取り上げ、校内発表等の取組みを行います。	各学校で保健の授業をとおし、 正しい知識の定着が図れたと 考えています。今後も、各学校 で授業を実施していきます。	指導課
喫煙、飲酒、薬物 乱用の防止教育 の推進	保健体育の授業や学校保健委員会(生徒・教師・保護者で構成)において喫煙、飲酒、薬物乱用の防止をテーマに取り上げ、校内発表等の取組みを行います。	各学校での保健の授業をとおし、正しい知識の定着が図れたと考えています。今後も、各学校で授業を実施し、喫煙・飲酒の経験者をなくすことや薬物の影響についての正しい知識を普及させることを目指します。	指導課

基本目標5 すべての家庭が安心して子育て できる支援体制づくり

【現状と課題】

- ○近年、核家族化が進むなど子育て環境の変化の影響を受け、子育てに関する知識が少ない中で子育てをしていくことが多くなっています。専門的な支援が必要な保護者や、発達発育等の経過観察が必要な子に対し、専門職による相談と総合的な支援を続けていきます。
- ○土地区画整理事業の開発による宅地供給の増加や大規模マンションの建設に 伴い、若い子育て世代の転入が増加しており、待機児童の解消が目下の課題 です。ただし、長期的な視点では就学前児童の減少が見込まれることから、 保育施設の整備等については、慎重な検討が必要です。
- ○保護者の就労形態の変化に伴い、児童クラブのニーズが増えている一方、職員 確保が困難な状況の中、必要な支援単位を確保することが課題となっていま す。

【施策の体系】



施策の方向(1)

子育て不安解消体制の整備

少子化・核家族化の進行、都市化が進行するなかで、地域で子育てについて気軽に相談できる人が少なくなり、家庭の養育力や地域の子育て支援力が低下してきています。また、育児情報が氾濫する中、マニュアルどおりに子育てができないことに悩んだり、過剰な育児情報のなかで混乱を来したりすることもあります。子育て不安解消体制の整備に向けて、相談体制の充実、情報提供体制の充実、保護者交流の機会の提供に取り組んでいきます。本計画期間では、相談体制の充実を重点的取り組みとします。

■施策の方向(1-1)相談体制の充実 ★重点的取り組み

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
字育て支援総合 窓口	子育て支援総合コーディネーターが、多様な子育で支援サービスを一元的に把握し、利用者の利便性の向上や、円滑なサービス利用のために活動しています。	広報、HP やツイッターによる 情報発信。「にこにこ」子育て 応援ガイドを今後も発行して いきます。 また、活用しやすい HP のペー ジデザインへの変更を行いま す。	子ども支援課
乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業(再掲)	生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師、看護師、保健師が訪問します。親子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育てに関する相談を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。	全数訪問、面接実施率 100% を目指します。すべての産婦を対象に訪問時に、母親のメンタルヘルス評価のためのエジンバラ産後うつ病質問紙票(EPDS)等の聴取を実施しています。親子の孤立を防ぐとともに様々な悩みを聴き、支援が必要と思われる家庭に対しては関係機関と連携し適切なサービスにつなげるよう支援します。	子ども支援課
養育支援訪問事業	支援の必要な家庭を対象に訪問員を派遣し、養育指導や家事育児援助を実施します。	妊娠期から乳幼児期の継続した相談を通して、養育に関する 支援を必要とする家庭に早期から対応していきます。	健康推進課

乳幼児子育で相 談	保護者の悩みや不安の軽減・解 消を図るために、就学前の乳幼 児の子育てに関する相談、助 言、情報提供等を電話・面接に より実施します。	保育士による専門相談には市 民ニーズがあり、相談の役割の 重要性は増しています。気軽に 相談できる身近な相談事業と して、継続して実施します。	子ども支援課
地域子育て支援拠点事業	主に、乳幼児(〇〜3歳)をもつ子育で中の親子が気軽に集い、交流・相談ができる場所(つどいの広場)と育児不安等に対する相談指導、子育でサークル等への支援、子育で情報の提供などを通じて、地域の子育で家庭に対する育児支援を行う場所(子育で支援センター)の運営を行います。	現在、市内7か所のつどいの広場、2か所の子育て支援センターにて、事業で事業展開をおこなっています。今後は個所数の増加だけではなく事業の充実や利用者支援事業との連携により、利用者の増加を図ります。	子ども支援課
子育てサークル 団体の育成、支援	子育て支援センター事業で立 ちあがったサークル団体に対 して、活動等についてアドバイ スや支援を行います。	各サークル団体で室内遊びフ リートークなどの活動支援や 会場の提供を行っています。 今後も、事業の拡充を図り、ま た子育てサークルの育成、支援 に力を入れていきたい。	子ども支援課
児童館(育児情報 の提供・交流) (再掲)	児童厚生員による、あらゆる機会をとらえた子育でサポート、 育児に関する情報提供等を行います。	関連機関との連携やボランティア・地域住民・子育てサークル等の協力も得ながら、継続して実施していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター
赤ちゃんひろば (北公民館・北児 童館共催事業) (再掲)	乳幼児(3か月~1歳6か月)を持つ子育で中の親子が気軽に集まれる居場所として、子育でアドバイザーによる手遊びや歌遊び、体重・身長の計測、参加者同士の交流や情報交換等を行っています。また、家庭教育の支援を目的に、民生・児童委員、子育でアドバイザー等の協力を得て実施しています。	近隣からだけでなく市内の各所からの参加があります。地域のなかで子育てできるように、つどいの広場等の情報を提供します。また、諸外国出身の方の参加が増えていることから、コミュニケーションや文化の違いにも配慮し、実施をしていきます。また、広報やホームページ等で、周知に努め参加を促します。	北児童館

家庭児童相談室(再掲)	家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童の福祉につき、専門的な相談・指導にあたっています。また、集団で遊べなかったり、言葉がなかなか増えない等の児童や、育児に不安を持っている保護者を対象にした少人数の親子教室(めだか教室)を月2回行い、関係機関につないでいます。	相談内容を不登校で例にとる と、家庭や学校、友達などの複 合的な問題から発生し、複雑に なっています。また、健康推進 課や子育て支援ステーション 等を通じ、乳幼児をもつ保護者 からの多岐にわたる相談も増 えてきています。相談内容の分 析を行い今後の相談体制に役 立てるため、内容に応じて、関 係機関と情報を共有し、家庭児 童相談室の充実を図ります。	子ども支援課
教育相談(再掲)	学校における教育相談を充実させ、いじめの未然防止と早期発見、早期解決をめざします。全ての中学校にさわやか相談員を配置し、教員による指導・教育相談を支援します。	全8中学校にさわやか相談室を設置し、各校 1 名ずつのさわやか相談員を配置しています。教員、スクールカウンセラー、教育相談室等関係機関と連携を図りながら、いじめ解消率100%をめざします。	指導課
相談訪問事業(再掲)	医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士による乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じています。	保健師による家庭訪問、来所や電話相談、ハガキの郵送、専門職による個別相談等、親のニーズに対応しながら実施していきます。子ども支援課や障がい福祉課、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや困りに寄り添う支援を行っていきます。	健康推進課
女性相談	自分の生き方やからだのこと、 人間関係、家族のこと、ドメス ティック・バイオレンス等、女 性のための相談に、女性の心理 カウンセラーが対応していま す。	相談事業を実施するとともに、ホームページや男女参画情報コーナー等により周知を図ります。	人権・男女共同参画課

利用者支援事業	妊娠期から子育て期に渡る切	子育て支援ステーションほほ	子ども支援課
(子育て支援ス	れ目のない支援を行うため、利	えみ(子育て世代包括支援セ	
テーション事業)	用者支援事業(母子保健型•基	ンター) において、妊娠届出	
(再掲)	本型・特定型)を実施していま	時等に保健師や助産師等がす	
	す。妊娠・出産・子育てに関す	べての妊婦を対象に面談を実	
	る相談や地域の子育て支援施	施し、相談や支援を行います。	
	設及び保育所等の利用に関す	また、子育て支援員(保育士)	
	る情報提供、相談対応を行いま	や保育コンシェルジュ(保育	
	す。	士)が子育て支援施設や保育	
		所等の利用に関する相談・情	
		報提供を行います。育児不安	
		や親子の孤立を防ぐため、地	
		域子育て支援拠点等の身近な	
		場所での相談体制の整備に努	
		めます。妊娠・出産・育児につ	
		いて気軽に相談できる場とし	
		て周知を図るとともに、支援を	
		必要とする家庭には、健康推進	
		課や産科医療機関等の関係機	
		関と連携し、適切な支援につな	
		げていきます。	
外国人への通訳・情報提供	日本語での意思疎通が困難な相談者への対応として、担当部署から依頼を受け、担当部署と相談者の間で通訳を行っています。英語版ポームページの整	各課の要望や住民からの要望に 応じて、対応体制や情報提供の 拡充を行っていきます。	市民活動支援課

備・充実、英語版情報誌の発行など、身近な生活情報や行政情報の提供による外国籍住民にもなさしい国際化のまちづくりを

推進します。

■施策の方向(1-2)情報提供体制の充実

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て応援ガイド「にこにこ」の発行	主に就学前の子育て中の家庭に対し、子育て応援ガイドブックを発行します。	就学前児童のいる家庭の転入 時や母子手帳申請時に配布し、 また、市内公共機関に配置し、 広く市民に案内しています。ま た、出産時・転入時等にもれな く配布しています。 民間事業者と協働で製作し、公 費の削減に努めています。現 在、イクメン版を掲載し、内容 の充実を図っています。 今後も、紙面の充実を図りま す。	子ども支援課
児童館だより(再掲)	毎月(年12回)発行し、近隣 小学校・児童クラブ・保育所等 に配布するとともに、児童館・ センター内等に設置していま す。また、各施設がホームペー ジに月別予定表や事業案内等 を掲載しています。	各館のカレンダーを掲載し、行事予定や休館日・事業案内等のPRを行っています。子どもたちにとっても、わかりやすく親しみやすい紙面になるよう工夫して引き続き発行していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター
たからじまだよ り (再掲)	年6回、赤ちゃんから中学生までを対象に、時候に合った特集図書・新着図書・行事予定等を掲載し、小中学校に配布するとともに、児童館・児童センター内等に配置しています。また、行事予定・事業案内は、ホームページにも掲載します。	図書館のカレンダーを掲載し、 休館日、行事予定のPRとなっ ています。利用者と資料を結び つけるための事業として有効 で、引き続き実施していきま す。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
男女共同参画情報紙	男女共同参画推進市民スタッフが企画編集を行い、男女共同参画社会づくりの情報提供として年1回発行します。	年1回発行し、全世帯に配布しています。今後も、男女共同参画推進のため、市民に分かりやすい内容にして、意識の浸透を図っていきます。	人権・男女共同参画課

■施策の方向(1-3)保護者交流の機会の提供

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
保育所園庭開放の推進	平日保育所が開いているとき に園庭を開放し、地域に開かれ た保育所として、子育ての支援 を行います。	各園で随時の園庭開放を実施 しています。在宅で子育てをし ている家庭への子育て支援策 として有効で、地域に開かれた 保育所として、今後も園庭開放 の充実を図ります。	すこやか課
保護者対象事業	保護者を対象にスポーツを通 じて育児疲れのリフレッシュ を図ります。	保護者を対象とした育児疲れ のリフレッシュにより、子育て の不安解消も図っていきます。 今後も内容の充実を図りなが ら事業を継続していきます。	南児童センター 早稲田児童セン ター
地域子育て支援拠点事業(再掲)	主に、乳幼児(〇~3歳)をもつ子育て中の親子が気軽に集い、交流・相談ができる場所(つどいの広場)と育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う場所(子育て支援センター)の運営を行います。	現在、市内7か所のつどいの広場、2か所の子育で支援センターにて、事業で事業展開をおこなっています。今後は個所数の増加だけではなく事業の充実や利用者支援事業との連携により、利用者の増加を図ります。	子ども支援課
赤ちゃんひろば (北公民館・北児 童館共催事業) (再掲)	乳幼児(3か月~1歳6か月)を持つ子育で中の親子が気軽に集まれる居場所として、子育でアドバイザーによる手遊びや歌遊び、体重・身長の計測、参加者同士の交流や情報交換等を行っています。また、家庭教育の支援を目的に、民生・児童委員、子育でアドバイザー等の協力を得て実施しています。	近隣からだけでなく市内の各所からの参加があります。地域のなかで子育てできるように、つどいの広場等の情報を提供します。また、諸外国出身の方の参加が増えていることから、コミュニケーションや文化の違いにも配慮し、実施をしていきます。また、広報やホームページ等で、周知に努め参加を促します。	北児童館

施策の方向(2)

多様な保育サービスの充実

女性就労率の上昇や就労形態の多様化、また、世帯構造や生活様式の変化に伴って、保育ニーズが高まり、多様な保育サービスの提供が必要とされていることをふまえて、待機児童の解消を図るとともに、多様な保育サービスや施設・地域における子育て支援等の充実に取り組んでいきます。

本計画期間では、待機児童の解消を重点的取り組みとします。

■施策の方向(2-1)待機児童の解消 ★重点的取り組み

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
通常保育	保育需要の動向を見極めながら、必要な保育量を提供することにより、保育定員を確保します。	女性の就労、低年齢児の保育需要の増加等により、待機児童は徐々に増加しています。このため、保育需要の動向を十分見極めながら、定員の見直し、定員の弾力的運用を実施します。	すこやか課子ども政策室
地域型保育事業の推進	地域型保育事業(家庭的保育・ 小規模保育・事業所内保育・居 宅訪問型保育)において、少人 数を対象にきめ細かな保育を 行います。	少人数の子どもを保育する地域型保育事業を推進することにより、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。	すこやか課 子ども政策室
認定こども園の 推進	現在、幼稚園では、延長保育や預かり保育を実施していますが、幼稚園に保育所機能を付加する形の認定こども園に対する市の運営支援体制を推進していきます。	現在、市内には、認定こども園が4園設置されており、運営支援を行っています。今後についても、市の運営支援を継続して行っていきます。	すこやか課子ども政策室

■施策の方向(2-2)保育サービスの充実

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
延長保育の推進	「保育標準時間」(1日最長11時間)と「保育短時間」(1日 最長8時間)の中で必要となる保育時間を超える時間の延 長保育を実施します。	現在13か所の保育所(園)において延長保育が実施されています。今後、保護者ニーズや児童への影響を考慮しながら、延長保育時間の拡充への取組みを進めます。	すこやか課
休日保育の実施	保護者の働き方の多様化に合わせて、休日保育について検討します。	現在、大きなニーズとなっていませんが、今後、保育サービス調査を踏まえて保育施策の優先順位、保育需要の動向を十分見極めながら、実施の検討をします。	すこやか課
統合保育の推進	障がい児(集団保育可能な医療的ケア児を含む)や発達の遅れが見られる児童と健常児とが一緒に保育を受けることができる統合保育を、関係機関との連携を図りながら、効果的に推進します。	障がいがある児童の入所が増え、障がい児保育の充実が求められています。現在、市では上口保育所と丹後保育所の障がい児クラス(おひさまクラス)と各保育所の統合保育で受け入れています。今後は集団保育可能な医療的ケア児を含め安全・安心な保育をするため、施設面や必要な看護師、加配保育士を確保し、障がい児保育の充実を図ります。	すこやか課
送迎保育の実施	送迎ステーション(みさとしらゆり保育園内)で児童を預かり、専用バスを使用して市内の保育所(園)へ送迎する事業です。保護者の利便性の向上や既存保育所の有効活用により待機児童の解消を図ります。	送迎保育の実施により、兄弟姉妹で別々の保育所に通う児童の保護者の利便性向上や既存保育所の有効活用が図られ待機児童の減少につながっています。 今後も保護者の多様な保育ニーズに対応するため送迎保育を実施していきます。	すこやか課

第4章 施策の展開

バイザーの配置 (研修支援等)

(仮称) 保育アド 保育所(園)等を巡回し、保育 プログラムや保育士へのアド バイス、研修支援等を行う(仮 称) 保育アドバイザーの配置を 検討します。

保育の質の確保、向上が求めら れていることをふまえ、保育プ ログラムや保育士へのアドバ イス、研修支援等を行う(仮称) 保育アドバイザーを配置し、保 育の質の向上を推進します。

すこやか課

■施策の方向(2-3)施設における子育て支援

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
一時保育の推進	保護者の就労形態の多様化や 突然の疾病等によるやむを得 ない事由による場合や保護者 がリフレッシュを図る場合に、 一時保育を実施します。緊急保 育とリフレッシュ保育があり ます。	4保育所(園)で一時保育を実施しています。利用日によっては、キャンセル待ちが生じる一方、定員に空きがあるという利用の集中が課題となっています。今後、利用状況等を考慮して、実施保育所(園)の増設や幼稚園の一時保育を検討します。	すこやか課
病児・病後児保育の実施	病気にり患または回復期にある児童が保護者の勤務等の都合により、家庭等で保育が困難な場合に、適切な処遇が確保される施設において一時的に保育を実施します。	平成26年 1 月から、みさと しらゆり保育園において、病 児・病後児保育室「つばめ」を 実施しており、運営支援を行っ ています。今後、利用状況等を 考慮し、新たな施設の設置等に ついて検討します。	すこやか課

■施策の方向(2-4)地域における子育て支援

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て援助活動	子育ての援助を受けたい方と	依頼会員が増加傾向にある反	子ども支援課
支援事業(ファミ	子育ての援助を行いたい方を	面、提供会員の登録者数が少な	
リー・サポート・	会員として組織し、会員同士が	い状況ですが、利便性の向上を	
センター事業)	育児に関する相互援助活動を	図るため会員増加に努めてい	
	行う制度です。勤労者が仕事と	きます。また、提供会員のスキ	
	育児を両立できる環境を整備	ルの確保のため、24時間講習	
	し、勤労者の福祉の増進及び児	やステップアップ講習を実施	
	童福祉の向上を図ります。	しています。	
		ファミリー・サポート・センタ	
		ーの利用の仕方についても周	
		知の拡大に努め、今後は、市民	
		のかたへの依頼会員及び提供	
		会員のさらなる拡充を図ると	
		ともに、病児・宿泊等に伴う緊	
		急サポート制度の周知にも努	
		めていきます。	

施策の方向(3)

放課後児童対策の充実

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中にあって、子どもたちにとって安全で快適な放課後の居場所が重要な課題となっています。また、放課後に保護者が仕事等で不在の場合には、これらの子どもに対する保育が必要となってきます。保護者の就労形態が多種に及び、勤務時間も多岐にわたるようになるとともに生活様式が多様化し、保育ニーズも多様化してきています。国から示されている「新・放課後子ども総合プラン」の全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童対策の充実に向けて、放課後子ども教室の整備、放課後児童クラブの整備、放課後等デイサービス等の整備に取り組んでいきます。

本計画期間では、放課後児童クラブの整備を重点的取り組みとします。

■施策の方向(3-1)放課後児童クラブの整備★重点的取り組み

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
放課後児童クラ	保護者の就労等により昼間家	現在、全小学校に1か所ずつ児	教育総務課
ブ運営の充実	庭が留守になっている小学校	童クラブを設置し、実施してい	
(再掲)	に就学している児童に対し、保	ます。共働き家庭の入室希望が	
	護者に代わって適切な遊びと	増えることが予想されます。今	
	生活の場を提供して、児童の健	後、子ども・子育て支援事業計	
	全な育成を支援します。	画における必要量の確保をし	
		ていきます。	

■施策の方向(3-2)放課後子ども教室の整備

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
放課後子ども教	地域社会において心豊かで健	市内小学校への設置を検討し、	生涯学習課
室推進事業	やかに育む環境づくりを推進	放課後児童クラブの子どもも	
(再掲)	するために、小学校の放課後及	参加しやすい学習・体験プログ	
	び休業日に、子どもたちが安	ラムを、地域住民の協力を得て	
	全・安心に活動できる拠点を設	充実させていきます。	
	けます。		

■施策の方向(3-3)放課後等デイサービス等の整備

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
障がい児への支	放課後等デイサービスや短期	放課後等デイサービスを行う	障がい福祉課
援	入所等の障害福祉サービスの	事業所が市内に複数開設され	
(障害福祉サー	情報提供や利用の支援、障害福	たことにより、利用者数が増加	
ビス給付事業)	祉サービス費の給付を行いま	しております。引き続き適切な	
(再掲)	す。	給付を推進していきます。	

施策の方向(4)

経済的支援の充実

子育て家庭では、養育費・教育費等の支出が家計を圧迫しており、経済的支援が必要になっているという背景をふまえ、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。ひとり親家庭(とくに、乳幼児をかかえ、就労が困難なひとり親家庭)は、経済的な悩みに直面している場合が多く、生活に安定をもたらす経済的支援が必要となっています。今後とも経済的な支援の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向(4-1)経済的な支援の充実

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
母子及び父子・寡 婦福祉資金貸付 相談	母子家庭の母及び父子家庭の 父並びに寡婦の方の経済的自 立や、扶養しているお子さんの 福祉の増進のために、必要な資 金の貸付を行います。 (埼玉県の制度で市が案内を しています。)	受付件数は減少しています。 利用の拡充を図るため、母子家 庭等に対して制度の周知の PR 方法の見直しや児童扶養手当 の現況届提出時に埼玉県の担 当者を同席する日程も検討し ていきます。	子ども支援課
母子生活支援施 設入所相談	母子家庭等の母が、生活や児童 の養育の困難な場合にその母 子を入所させて保護するとと もに、母子の自立の促進のため にその生活を支援するもので す。	母への自立支援、児童の精神的 ケアを行うとともに、早期自立 を目指すため、支援を図ってい きます。	子ども支援課
三郷市国民健康 保険出産育児一 時金の支給	三郷市国民健康保険に加入している人が出産した場合、出産育児一時金として、42万円を支給します。妊娠85日以上であれば死産、流産の場合も含まれます。(会社退職後6か月以内の出産など、他の健康保険から給付を受けられる場合は支給されません。)	被保険者が利用する医療機関に直接一時金を支払う「直接支払制度」が普及しており、被保険者の窓口負担が大きく軽減されています。制度の周知を図り、適切な対応に努めます。	国保年金課

第4章 施策の展開

三郷市国民健康 保険出産費資金 の貸付	出産費を一時的に全額負担することが困難な被保険者に対し、出産前に出産育児一時金の8割を上限として貸し出します。	医療機関への直接支払制度導 入にともない、貸付件数は減少 しています。今後も必要な方に 対し、適切な対応に努めます。	国保年金課
こども医療費支給事業	子どもが必要とする医療が容易に受けられるようにするため、医療保険制度で医療機関にかかった場合に、支払った医療費の一部を支給します。	現在、医療費助成の対象年齢は、通院・入院とも中学校修了前(15歳到達年度の末日)までです。今後さらに制度の周知を図り申請漏れの防止及び適正な支給に努めます。	子ども支援課
ひとり親家庭等医療費支給事業	子ども(18歳到達年度の末日、 又は 20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者)を持つ母子家庭、父子家庭、 父又は母が障がい者である家庭、及び父母にかわって子どもを養育している人と子どもが医療機関にかかった場合、支払った医療費の一部が支給されます(所得制限があります)。	受給資格者は減少傾向にありますが、受給資格者の年齢層が高年齢化していることもあり、 医療費の支給額は横ばい状態です。今後も制度の周知を徹底し申請漏れの防止に努めるとともに、適正な支給の向上に努めて行きます。	子ども支援課
児童手当支給事 業	家庭における生活の安定に寄 与すること、次代の社会を担う 児童の健全育成及び資質の向 上に資することを目的として、 子どもを養育している保護者 等に手当を支給します。	中学校修了前(15歳到達年度の末日)までの子どもに対し、月額で、所得制限限度内の3歳未満は15,000円、3歳以上小学校修了前(12歳到達年度の末日)の第1子及び第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は10,000円を支給しています。所得制限限度額以上の場合は月額5,000円を支給しています。今後も制度の周知を徹底し申請漏れの防止に努めるとともに、適正な支給の向上に努めて行きます。	子ども支援課

児童扶養手当支 給事業

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

対象者は、子ども(18 歳到達年度の末日、又は 20 歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者)を監護している父、母又は父母に代わって子どもを養育している人が、児童扶養手当を受けることができます。

所得額に応じて全部支給と一部支給があります。全部支給では子ども1人につき月額42,910円、一部支給では子ども1人につき月額10,120円から42,900円を支給しています。また、2人の場合は5,070円から10,140円を加算、3人以上の場合は、1人につき3,040円から6,080円を加算し支給しています。

制度の周知を徹底し申請漏れの防止に努めるとともに、適正な支給の向上に努めて行きます。また、令和元年11月分から奇数月に年6回各2ヶ月分の支給となりました。

子ども支援課

未熟児養育医療費 費支給事業

身体の発達が未熟なまま生まれた赤ちゃんに必要な医療が行われるよう、医療費が助成される制度です。

出生時の体重が2,000g以下、または医師により入院養育が必要と認められ、指定の医療機関に入院した満1歳の誕生日の前々日までの子ども(乳児)が対象となります。今後さらに制度の周知を図り申請漏れの防止及び適正な支給に努めます。

子ども支援課

第4章 施策の展開

三郷市在宅心身 障害児者一時介 護委託料助成事業	在宅の心身障がい児・者を介護している保護者が、疾病その他の理由により在宅での介護が一時的に困難となり、当該心身障がい児者の介護を介護人に委託した場合において、当該委託に係る介護料及び介護証明書料の一部を助成します。	市の単独事業で、利用者数、申請件数、助成金額ともに増加していくことが予想されます。とくに介護者に緊急事態が生じた場合、身近で心身障がい児・者を介護してくれる介護人が存在することは生活の安定につながるため、今後も事業を継続し、対象者への適切な対応を推進していきます。その際、潜在的な需要も考えられることから、障がい児・者への周知及び窓口での制度説明を徹底します。	障がい福祉課
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において、常時介護を必要とする在宅の方に対して支給される手当です。	国の制度であるため、認定には 県の助言を受けながら適切な 対応を推進しています。施設に 入所した児童の把握など、関係 機関との連携が必要となりま す。引き続き制度の周知、及び 適切な対応に努めます。	障がい福祉課
特別児童扶養手 当	精神または身体に一定の障がいのある 20 歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。	国の制度で、申請受付、年度ごとの更新事務手続き等を市で行います。障がいの状態が1級の場合で月額52,200円、2級で月額34,770円の手当が支給されます。引き続き制度の周知、及び適切な対応に努めます。	障がい福祉課
自立支援医療費(育成医療)	児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児(障がいに係る治療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障がいの除去、症状を軽くする治療の医療費について自己負担を軽減する医療制度です。	着実に制度が周知されており、 安定した給付状況が続いております。今後も必要な方に対し、適切な給付に努めます。	障がい福祉課

難聴児補聴器購	身体障害者手帳の交付対象と	埼玉県、三郷市、対象者本人で	障がい福祉課
入費助成事業	ならない軽度又は中等度の難	購入基準額の三分の一ずつを	
	聴児の補聴器購入費用の一部	負担する事業で、平成 25 年度	
	を助成します。	から実施しております。今後も	
		適切な給付に努めます。	
小児慢性特定疾	小児慢性特定疾病児にあった	今後も疾患や用具の追加など	障がい福祉課
病児童等日常生	適切な種類のもので小児慢性	の情報収集に努め、対象児童が	
活用具給付事業	特定疾病児及び介護者が容易	使いやすく保護者の方の介護	
	に利用できる日常生活用具の	負担を軽減する状況を作るべ	
	給付を行います。	く、適切な給付を推進していき	
		ます。	

施策の方向(5)

子育てに優しいまちづくりの推進

公共性の高い建築物や公共交通機関、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者などが集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しています。子どもや子育て期の親にとって、外出時に安全で利便性に富んだ住みよいまち、バリアフリーやユニバーサルデザインの理念にもとづいたまちを創り上げていくことは、高齢者や障がい者を含めたすべての人にとって社会生活を営むうえで不可欠であることは言うまでもありません。子育てに優しいまちづくりの推進に向けて、バリアフリー化の推進、子育て家族が安心して外出できる環境づくりに取り組んでいきます。

■施策の方向(5-1)バリアフリー化の推進

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
ノンステップバスの導入促進	ベビーカーを使用したり、小さな子どもを連れての外出が安全で利便性の高いものとなるよう、ノンステップバスの普及を促進し、バス事業者に対して車両購入補助等の支援に努めます。	市内を走行している路線バスは全てノンステップバスとなったため、今後も買い替え購入費に対する補助を行うことにより、導入率 100%の維持を図っていきます。	交通防犯課
水路改修事業(再掲)	既設水路の蓋架けを実施し、歩 行空間を確保することにより 歩行者の安全を図ります。	市民要望が多いため、緊急度、 優先度を考慮しつつ、計画的に 整備を進めます。	道路河川課
歩道整備事業 (再掲)	路肩あるいは水路敷きを利用 し、歩道を設置します。また、 通学路を中心にガードレール 等を設置し、歩行者の安全を図 ります。	市民要望が多いため、緊急度、 優先度を考慮しつつ、計画的に 整備を進めます。	道路河川課
公園施設のバリ アフリー化 (再掲)	公園施設のバリアフリー化を進めます。	遊具の修繕等に合わせて、既存施設のバリアフリー化を図るとともに、新規施設については、ユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。	みどり公園課

■施策の方向(5-2)子育て家族が安心して外出できる環境づくり

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
赤ちゃんの駅	乳児のいる子育て家庭が市内 での外出をしやすいよう、公共 施設等にオムツ替えや授乳が 出来るスペースを設けます。	毎年、埼玉県への登録数が増加 しています。事業の周知に努 め、利用の促進を図っていきま す。	子ども支援課

基本目標6 男女が協力する子育て社会の実 現

【現状と課題】

- ○2018年6月に「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)が成立しました。この関連法を踏まえて、労働時間等見直しガイドラインが改正され、仕事と生活の調和が進められています。
- ○2016年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立し、職業に就いているまたは就こうとする女性の個性と能力が十分に発揮できる豊かで活力ある社会の実現が図られています。
- ○共働き世帯は、年々増加しています。しかし、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間(1日当たり)は1時間23分と、他の先進国と比較して低水準にとどまっています(妻は7時間34分と他国より長時間)。また、男性の育児休業取得率も、近年上昇しているものの、依然として低水準です。
- ○性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方) の変革、ワーク・ライフ・バランスの取組の重要性の啓発、男性が家事・育児・ 介護等に参画可能となるための環境整備が求められています。
- ○子どもの権利や安全の確保に向けて、男女がともに支え合う仕組み作り、子育 てと仕事の両立のための仕組み作りという2つの施策を進めています。

【施策の体系】

(1) 男女がともに支え合う仕組み作り (1-1) 男性の子育て参加の契機 づくり (1-2) 相談体制の充実 (1-3) 啓発活動の推進 (2) 子育てと仕事の両立のための仕 組み作り (2-1) ワーク・ライフ・バランス の推進★

施策の方向(1)

男女がともに支え合う仕組みづくり

子育てや家事に参画する父親が増加している一方、母親の家事・育児の負担はあまり改善されていません。そのため、父親の子育てへの参画を促しつつ、子育てに関して地域でともに支え合う仕組みを構築していくことが必要です。男女がともに支え合う仕組みづくりに向けて、男性の子育て参画の契機づくり、相談体制の充実、啓発活動の推進に取り組んでいきます。

■施策の方向(1-1)男性の子育て参加の契機づくり

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
母子健康教育事 業 (再掲)	ハローベイビー教室(旧両親学級)、離乳食教室、保健師や栄養士等による健康教育、歯科医師等による歯科保健事業等を実施し、妊娠、出産、育児に伴う健康に関する正しい知識の普及啓発に努めています。	多職種や関係機関と連携を図 りながら、子育てに関する正し い知識や最新の情報等を発信 していきます。	健康推進課
父親の子育て参加の促進	父親の子育て参加を促進します。 す。	子ども支援課の「親子講座」は、 父親も参加できるように土曜 日に開催しています。今後も事 業内容を検討して実施してい きます。この他、児童館や地区 文化センターでの父親参加の 事業の実施などを予定してい ます。	子ども支援課
親子対象事業(再掲)	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのための幼児親子 向け事業や集団遊び(ひろば) などの催事を実施しています。	乳幼児親子を対象とした事業 へのニーズは高くなっていま す。特に就園前の子どもたちを 対象としたひろばでは月齢が 近い子どもが集まるため、保護 者同士の交流も図ることがで きます。今後も内容の充実を図 りながら事業を継続していき ます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童セン ター

第4章 施策の展開

の催事を行います。

親子のふれあいを深めるきっ 乳幼児と保護者を対象とした、 東和東地区文化 かけづくりのために、親子料理 えほんのひろばやにこにこ広 センター 教室・えほんのひろば・にこに 場を引き続き開催していきま 彦成地区文化セ こひろば等の催事を実施して す。センター職員が講師となり ンター 高州地区文化セ います。 子育て支援事業にも引き続き 取り組んでいきます。また、父 東和・彦成・高州では、つどい ンター の広場開催施設として、子育て 親参加型の事業も企画して積 鷹野文化センタ 支援事業を実施しています。 極的に育児に参加してもらえ 鷹野では親子英会話・ファミリ るような事業展開を図ります。 ピアラシティ交 ーコンサートを実施していま 親子向けのコンサートも継続 流センター す。ピアラシティでは、ポタジ 的に開催していきます。ピアラ ェの庭での親子の収穫体験を シティでは、ポタジェ体験を通 実施しています。 しての食育活動に寄与してい きます。 さらに多くの親子に、本との出 乳幼児とその保護者を対象に、 市立図書館 合いの第一歩として活用して 親子おはなし会、 早稲田図書館 ちいさいこえほんタイムなど もらえるよう、内容を充実して 北部図書館

いきます。

■施策の方向(1-2)相談体制の充実

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
利用者支援事業 (子育て支援ステーション事業) (再掲)	妊娠期から子育で期に渡る切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業(母子保健型・基本型・特定型)を実施しています。妊娠・出産・子育でに関する相談や地域の子育で支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。	子育で支援ステーションほぼ ステーションほぼ ステ育で世代包括支援 田出 時等では いて、妊婦師や助産 では がますで での は できます。 また、育子の 利用に関すする では できます での は できます で の は で の とと と は 、の 関と と 連携 し 、 適切 な で きます。 で で の きます。 で で の は で で が きます。 で で が きますが に で が きます。 で で が きますが に で が きますが で が きますが に で が きますが に で が きますが に で が きますが に で が に が に	子ども支援課
字育て支援総合 窓口 (再掲)	子育て支援総合コーディネーターが、多様な子育て支援サービスを一元化に把握し、利用者の利便性の向上や、円滑なサービス利用のために活動しています。	広報、HP やツイッターによる 情報発信。「にこにこ」子育て 応援ガイドを今後も発行して いきます。 また、活用しやすい HP のペー ジデザインへの変更を行いま す。	子ども支援課
女性相談 (再掲)	自分の生き方やからだのこと、 人間関係、家族のこと、ドメス ティック・バイオレンス等、女 性のための相談に、女性の心理 カウンセラーが対応していま す。	相談事業を実施するとともに、ホームページや男女参画情報コーナー等により周知を図ります。	人権•男女共同 参画課

■施策の方向(1-3)啓発活動の推進

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
男女共同参画情報紙 (再掲)	男女共同参画推進市民スタッフが企画編集を行い、男女共同参画社会づくりの情報提供として年1回発行します。	年1回発行し、全世帯に配布しています。今後も、男女共同参画推進のため、市民に分かりやすい内容にして、意識の浸透を図っていきます。	人権・男女共同参画課
男女共同参画情報コーナー	三郷中央におどりプラザ館内に「男女共同参画情報コーナー」を設置し、男女共同参画に関する様々な情報発信を行います。	男女共同参画を身近なことと して感じることができるよう に、様々な情報を発信します。	人権•男女共同 参画課
子育て応援ガイド「にこにこ」の発行(再掲)	主に就学前の子育て中の家庭に対し、子育て応援ガイドブックを発行します。	就学前児童のいる家庭の転入 時や母子手帳申請時に配布し、 また、市内公共機関に配置し、 広く市民に案内しています。ま た、出産時・転入時等にもれな く配布しています。 民間事業者と協働で製作し、公 費の削減に努めています。現 在、イクメン版を掲載し、内容 の充実を図っています。 今後も、紙面の充実を図りま す。	子ども支援課

施策の方向(2)

子育てと仕事の両立のための仕組みづくり

共働き世帯の増加に伴い、仕事と子育ての両立に悩む家庭が増えているため、それを支援するための施策が求められています。また仕事を持つ親が子どもを産み育てることを支援するために、産前産後休暇・育児休業・短時間勤務・育児時間・母性健康管理などの制度が、労働基準法や育児・介護休業法、男女雇用機会均等法などで定められています。子育てと仕事の両立のための仕組みづくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいきます。

本計画期間では、ワーク・ライフ・バランスの推進を重点的取り組みとします。

■施策の方向(2-1)ワーク・ライフ・バランスの推進 ★重点的取り組み

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て援助活動 支援事業(ファミ リー・サポート・ センター事業) (再掲)	子育ての援助を受けたい方と 子育ての援助を行いたい方を 会員として組織し、会員同士が 育児に関する相互援助活動を 行う制度です。勤労者が仕事と 育児を両立できる環境を整備 し、勤労者の福祉の増進及び児 童福祉の向上を図ります。	依頼会員が増加傾向にある反面、提供会員の登録者数が少ない状況ですが、利便性の向上を図るため会員増加に努めていきます。また、提供会員のスキルの確保のため、24時間講習やステップアップ講習を実施しています。ファミリー・サポート・センターの利用の仕方についても周知の拡大に努め、今後は、市民のかたへの依頼会員及び提供会員のさらなる拡充を図るとともに、病児・宿泊等に伴う緊急サポート制度の周知にも努めていきます。	子ども支援課
ワーク・ライフ・ バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスに関するポスターの掲示やリーフ レット等の設置によって、ワーク・ライフ・バランスに関する 情報提供を行います。	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供することを通して、理解を深め、相談機関やイベント等の情報発信ができるよう努めます。	人権・男女共同 参画課 商工観光課

第4章 施策の展開

育児休業・介護休 業制度の普及の 啓発	男女雇用機会均等法、育児休業 制度、介護休業制度等について の情報提供を行います。	ポスターの掲示やリーフレット等の設置など、情報を収集し やすい環境づくりに努めます。	商工観光課 人権・男女共同 参画課
優良企業等のPR の実施	仕事と家庭の両立等、働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業・事業所のPR	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業・事業所等について、情報紙等でPR していきます。	人権・男女共同 参画課 商工観光課
企業担当者向け啓発活動	誰もが働きやすい職場づくり を企業に推進してもらうため の啓発活動を行います。	企業担当者に向けて、啓発資料 の配布・説明等の活動を実施し ていきます。	商工観光課 人権・男女共同 参画課
労働等に関する相談事業	仕事に関する悩みを軽減する ため、労働相談、就職の悩み相 談、内職相談等により、各種の 課題や問題について、情報提供 や助言・指導等を行います。	働いているかたや働きたいか たが能力を発揮できるよう、就 業や労働に関する相談窓口を 設置し、必要な情報提供や助言 等を行います。	商工観光課

基本目標7 地域共生のまちづくりの推進

【現状と課題】

- ○少子高齢化の進展や人々の価値観・ライフスタイルの多様化等の社会情勢の変化に伴い、地域における住民同士の交流の希薄化が進むと、地域社会の機能が低下し、そのために孤立して悩みを抱える人も少なくありません。複雑化・多様化する地域の課題や生活の課題は、行政だけで解決するのではなく、一人ひとりが「我が事」として受け止め、地域で助け合い、支え合って解決していくことが重要です。
- ○子どもの権利や安全の確保に向けて、地域支援協力体制の確立を進めています。
- ○地域福祉を推進するためには、一人ひとりが自分の住んでいる地域に関心・愛着を持ち、地域のさまざまな活動に積極的に参加していくことが必要です。

【施策の体系】

(1) 地域支援協力体制の確立

施策の方向(1)

地域支援協力体制の確立

地域ぐるみの支援協力体制には、保健・医療・福祉・教育の連携による計画の一体的推進及 びボランティア団体・NPO法人及び町内会等との協働による計画の推進が求められています。 今後とも地域支援協力体制の構築に取り組んでいきます。

■施策の方向(1-1)地域支援協力体制の確立

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育で自主企画 応援事業	市内の子育て支援グループを 後援し、子育てフェスタを実施 しています。	年1回、市内公共施設において、市内の子どもを中心とした子育てフェスタを開催し、学習・交流・情報交換をしながら子育てネットワークの拡充を推進しています。子どもたちがすこやかに、心豊かに成長できるように、子育てブループを後援し、子育てフェスタの充実を図っていきます。	子ども支援課
子育て応援団体の育成	民生委員・児童委員による児童 館や子育て支援拠点施設での 協働による子育て支援を実施 しています。	現在、民生委員・児童委員及び 市民子育で支援団体により、児 童館や子育で支援拠点施設に おいて、協働で子育で支援の事 業を行っています。今後も子育 て団体やサークル団体との連 携を図り、引き続き協働による 子育で支援を実施します。	子ども支援課

保育所・幼稚園・ 認定こども園・小 学校との連携 (再掲)

地域の幼稚園・小学校・児童クラブ等の見学、情報交換などを通じて相互交流・連携を図るとともに、教育委員会や子ども支援課と連携して、地域ごとに保育所・幼稚園・小学校を中核とした子育て支援ネットワークの形成に努めます。

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校は、それぞれに独自の目的・役割を有していますが、「子ども達が心豊かでたくましく育つこと」への願いは同じであり、地域で子育てを見守る中核機関であることに変わりはありません。保育所・幼稚園などを経て小学校に入学し成長していく児童の円滑な引き継ぎを行なうため、これらの機関がお互いに連携し、相互理解を深めていきます。

すこやか課

第5章 子ども・子育て支援事業 の展開

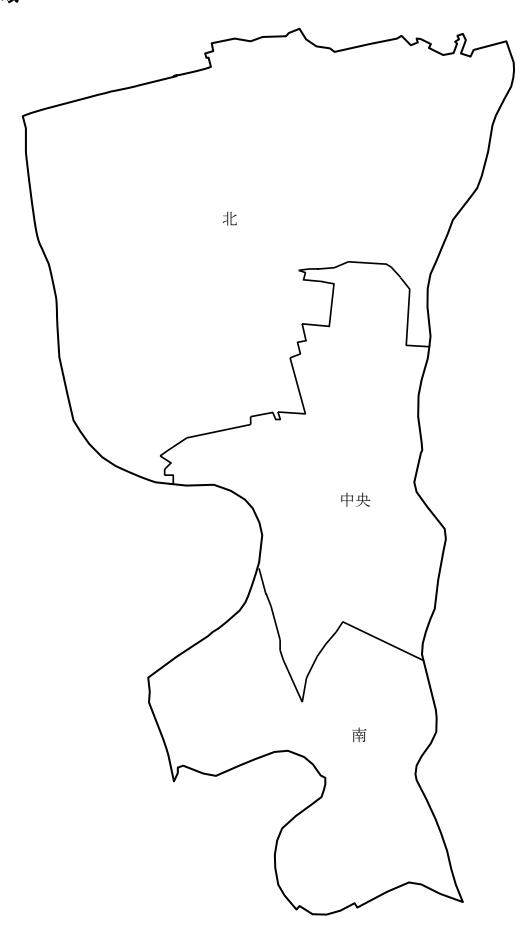
1 事業の提供区域

乳幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、各サービスを弾力的に提供することを考慮して、以下のように設定します。

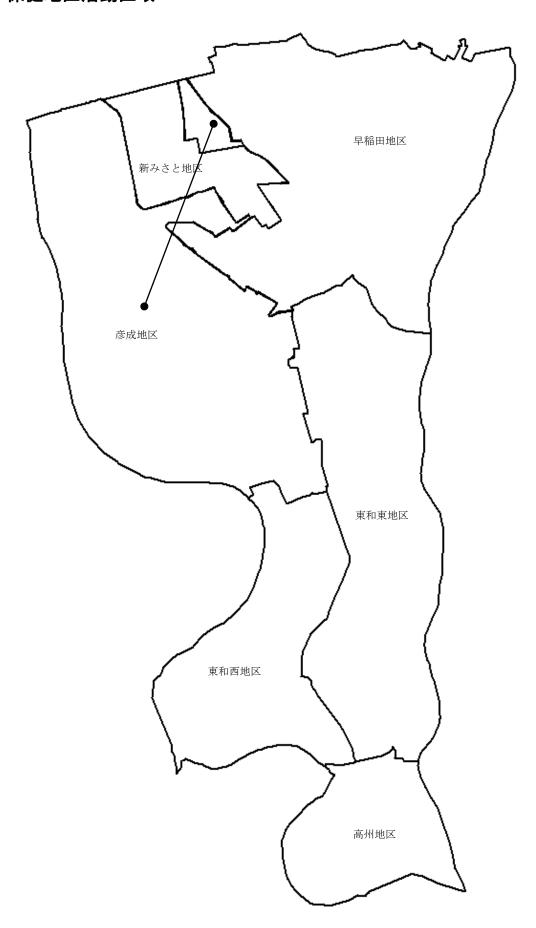
■乳幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

	全区域	3区域	母子保健 地区活動 区域	小学校 区域	中学校 区域
教育•保育施設		0			
①利用者支援事業 (子育て支援ステーション事業)	0				
②地域子育て支援拠点事業					0
③妊婦健康診査事業	0				
④乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤 ちゃん)事業			0		
⑤養育支援訪問事業			0		
⑥要保護児童対策地域協議会の開 催	0				
⑦子育て短期支援事業	0				
8子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0				
9-1 一時預かり事業 (幼稚園型)	0				
⑨-2 一時預かり事業(幼稚園型以外)		0			
⑩放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)				0	
⑪延長保育事業		0			
⑫病児を保育する事業		0			
③実費徴収に係る補足給付を行う 事業	0				
④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	0				

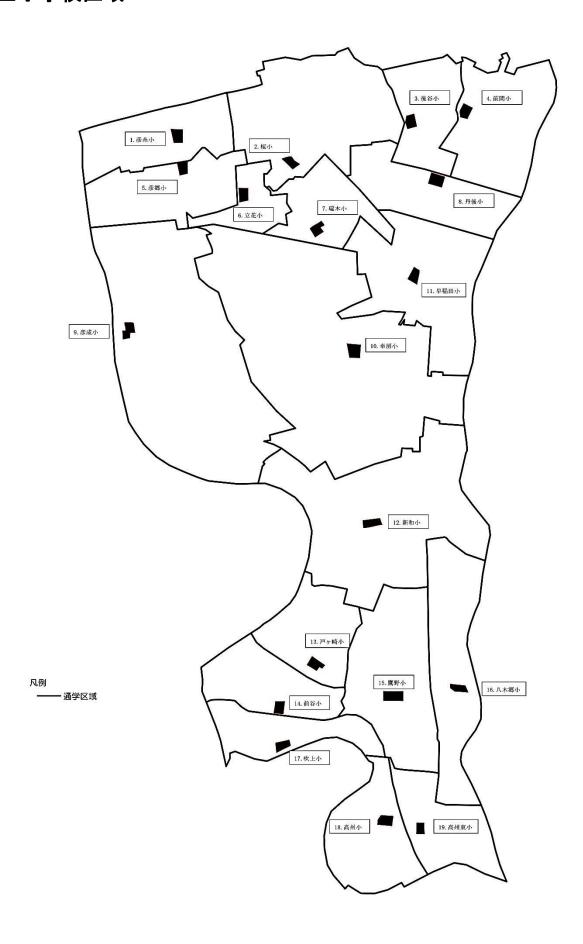
■3区域



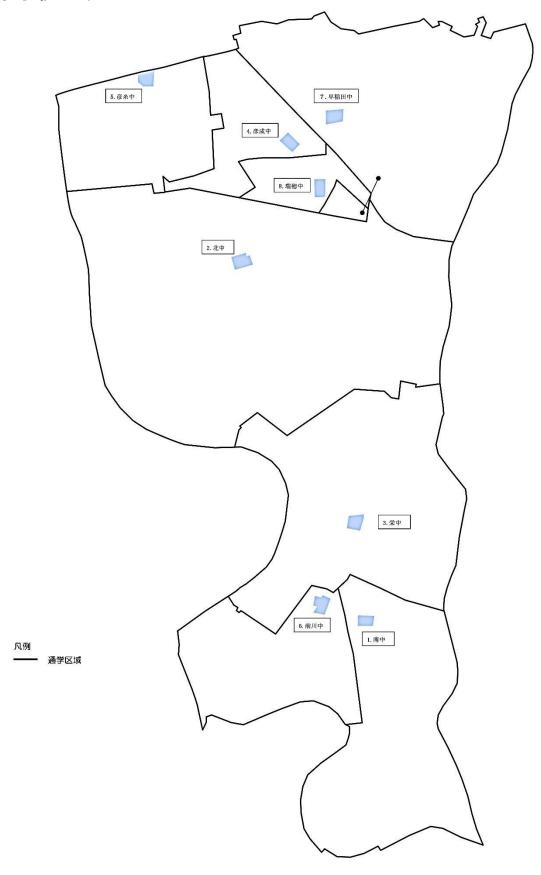
■母子保健地区活動区域



■小学校区域



■中学校区域



2 事業の量の見込み及び確保方策

乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、事業毎に必要とされる事業量(ニーズ)を見込み、対応する教育・保育サービスや子育て支援事業等の提供体制の確保方策(内容・実施時期等)を設定します。

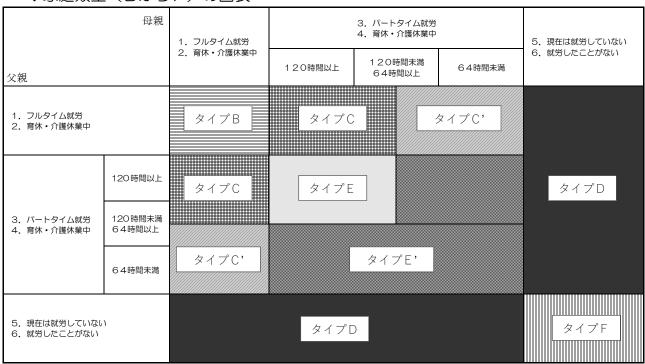
2-1 量の見込みの算定にあたっての基本的な考え方

量の見込みの算定にあたっては、「子ども・子育てニーズ調査」の結果に基づき、国が平成26年、第一期市町村支援事業計画作成にあたって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び、平成31年4月に示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」の手順に沿って算出したうえで、本市の地域特性と市民ニーズを勘案して一部補正を行いました。

(1) 家庭類型について

「子ども・子育てニーズ調査」の結果から、対象となる子どもの父母の有無及び就労状況 ごとに分類された下記の「家庭類型」ごとに、現在の利用率や利用意向率を算出し、将来の 児童人口推計をベースに、対象事業の量を見込みました。

◆家庭類型(BからF)の図表



■将来児童人口推計

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
O歳	1,130人	1,076人	1,024 人	973人	909人
1歳	1,196人	1,151 人	1,093 人	1,041 人	980人
2歳	1,299 人	1,221 人	1,158人	1,099 人	1,034人
3歳	1,290 人	1,333 人	1,250 人	1,182人	1,122人
4歳	1,375人	1,311 人	1,357人	1,272 人	1,194人
5歳	1,360人	1,406 人	1,339 人	1,386 人	1,279人
6歳	1,309人	1,381 人	1,425 人	1,357人	1,401 人
7歳	1,293 人	33人 1,333人 1,398人 1,447人		1,366人	
8歳	1,218人	1,305人 1,346人 1,412人		1,452人	
9歳	1,209 人	1,232 人	1,313人	1,358人	1,409人
10歳	1,197人	1,214 人	1,232 人	1,313人	1,359 人
11歳	1,240 人	1,206 人	1,216人	1,239 人	1,310人
12歳	1,204 人	1,245人	1,208 人	1,218人	1,242 人
13歳	1,179人	1,209 人	1,245 人	1,208人	1,215人
14歳	1,109人	1,185人	1,209 人	1,246 人	1,205人
15歳	1,154 人	1,116人	1,187人	1,211 人	1,244 人
16歳	1,122人	1,158人	1,117人	1,188人	1,205人
17歳	1,188人	1,129人	1,159人	1,116人	1,189人
O~17歳 合 計	22,072 人	22,211 人	22,276人	22,266 人	22,115人

基準日:各年4月1日

^{※「}三郷市版人ロビジョン」(令和2年度策定予定)の考え方を基に推計しています。

2-2 乳幼児期の学校教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

(1) О歳児の保育(3号認定子ども)

3号認定子ども(子ども・子育て支援法第19条で規定する、満3歳未満の小学校就学前の子どもで保護者の就労等の事由により保育を必要とするもの)のうち、O歳児の保育については、認定こども園や保育所の整備及び小規模保育事業などの地域型保育事業等を推進し、保育の量的、質的拡充を図り確保方策とします。

■量の見込み及び確保方策

		R2年度	R3年度	R4年度	R5 年度	R6年度	
	量の	の見込み	249人	237人	225人	214人	200人
	確	認定こども園・保育所	224 人	224 人	224 人	224 人	224人
合計	確保方	地域型保育事業等	27人	27人	27人	27人	27人
	策	合計	251 人				
	要研	確保数	0人	0人	0人	0人	0人
	量位	の見込み	101人	96人	91 人	87人	81 人
	確	認定こども園・保育所	85人	85人	85人	85人	85人
北	確保方策	地域型保育事業等	12人	12人	12人	12人	12人
		合計	97人	97人	97人	97人	97人
	要確保数		4人	0人	0人	0人	0人
	量の	の見込み	96人	91 人	87人	82人	77人
	確	認定こども園・保育所	79人	79人	79人	79人	79人
中央	保方	地域型保育事業等	10人	10人	10人	10人	10人
	策	合計	89人	89人	89人	89人	89人
	要研	確保数	7人	2人	0人	0人	0人
	量位	の見込み	52人	50人	47人	45人	42人
	確	認定こども園・保育所	60人	60人	60人	60人	60人
南	確保方策	地域型保育事業等	5人	5人	5人	5人	5人
	策	合計	65人	65 人	65人	65人	65人
	要研	在保数	0人	0人	0人	0人	〇人

[※] 各提供区域の量の見込みは、平成31年4月1日時点での各区域の0~5歳人口比に基づいて 三郷市全体の量の見込みを案分して算出しています(以降同様です)。

[※] 確保方策は年度末時点の利用定員数としています。

(2) 1・2歳児の保育(3号認定子ども)

3号認定子ども(子ども・子育て支援法第19条で規定する、満3歳未満の小学校就学前の子どもで保護者の就労等の事由により保育を必要とするもの)のうち、1・2歳児の保育については、認定こども園や保育所の整備及び小規模保育事業などの地域型保育事業等を推進し、保育の量的、質的拡充を図り確保方策とします。

■量の見込み及び確保方策

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	量位	の見込み	1,004 人	955人	973人	925人	871 人
	確	認定こども園・保育所	831人	831人	831人	831人	831 人
合計	保方	地域型保育事業等	174人	174人	174人	174人	174人
	策	合計	1005人	1005人	1005人	1005人	1005人
	要研	確保数	0人	0人	0人	0人	0人
	量の	の見込み	406人	386人	393人	374人	352人
	確	認定こども園・保育所	323人	323人	323人	323人	323人
北	確保方策	地域型保育事業等	69人	69人	69人	69人	69人
	策	合計	392人	392人	392人	392人	392人
	要確保数		14人	0人	1人	0人	0人
	量の	の見込み	386人	368人	375人	356人	335人
	確	認定こども園・保育所	274 人	274 人	274 人	274 人	274 人
中央	確保方	地域型保育事業等	93人	93人	93人	93人	93人
	策	合計	367人	367人	367人	367人	367人
	要研	確保数	19人	1人	8人	人〇	0人
	量位	の見込み	212人	201人	205人	195人	184人
	確	認定こども園・保育所	234 人	234 人	234 人	234 人	234 人
南	確保方策	地域型保育事業等	12人	12人	12人	12人	12人
	策	合計	246人	246人	246人	246人	246人
	要研	確保数	0人	0人	0人	0人	0人

[※] 確保方策については、年度末時点の利用定員数としています。

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

(3) 3~5歳児の教育・保育(2号認定子ども)

2号認定子ども(子ども・子育て支援法第19条で規定する、満3歳以上の小学校就学前の子どもで保護者の就労等の事由により保育を必要とするもの)については、今後の量の見込みに対して、総数では認定こども園や保育所の利用定員数が上回っており、提供体制が確保されています。提供区域毎に見ると、中央区域で要確保数が生じていますが、北・南区域で提供可能な定員枠があることから、送迎保育の活用等により提供体制を確保します。

■2号認定子どもの量の見込み及び確保方策

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	量の見込み	1,389人	1,398人	1,362人	1,326人	1,241 人
合計	確保方策 (認定子ども園・保育所)	1,511 人				
	要確保数	0人	〇人	〇人	〇人	〇人
	量の見込み	562人	565人	551人	536人	502人
北	確保方策 (認定子ども園・保育所)	589人	589人	589人	589人	589人
	要確保数	0人	〇人	〇人	〇人	〇人
	量の見込み	535人	538人	524人	510人	478人
中央	確保方策 (認定子ども園・保育所)	485人	485人	485人	485人	485人
	要確保数	50人	53人	39人	25人	〇人
	量の見込み	292人	295人	287人	280人	261 人
南	確保方策 (認定子ども園・保育所)	437人	437人	437人	437人	437人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 3~5歳児の教育・保育(1号認定及び2号認定子ども)

1号認定子ども(子ども・子育て支援法第19条で規定する、満3歳以上の小学校就学前の子どもで2号認定子ども以外のもの)については、今後の量の見込みに対し、必要とする認定こども園や幼稚園の利用定員数が上回っており、提供体制が十分に確保されています。

保育の必要性がある2号認定子どものうち、教育(幼稚園利用)を希望する子ども については、1号認定子どもと同様に認定こども園・幼稚園の利用定員を確保方策と して提供します。

提供区域毎に見ると、中央区域で要確保数が生じていますが、北・南区域には提供可能な定員枠があることから、市内全域で提供体制を確保します。

■1号認定及び2号認定子どもの量の見込み及び確保方策

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
	量	合計		2,391 人	2,407人	2,343 人	2,281 人	2,135人
	の見込み	内	1号認定	1,962 人	1,975人	1,923人	1,872人	1,752人
合計		訳	2号認定 (幼稚園利用希望)	429 人	432人	420人	409人	383人
		R方策 忍定子	ども園・幼稚園)	3,280人	3,280 人	3,280 人	3,280 人	3,280 人
	要研	寉保数		0人	0人	0人	0人	0人
	量	合計		966人	973人	946人	922人	863人
	の見込	内	1号認定	793人	798人	777人	757人	708人
北	み	訳	2号認定 (幼稚園利用希望)	173人	175人	169人	165人	155人
		呆方策 忍定子	ども園・幼稚園)	1,920人	1,920人	1,920人	1,920人	1,920人
	要確保数		0人	0人	0人	0人	0人	
	量合計		921 人	926人	902人	879人	821 人	
	の見込み	内	1号認定	756人	760人	740人	721 人	674 人
中央		訳	2号認定 (幼稚園利用希望)	165人	166人	162人	158人	147人
		呆方策 忍定子	ども園・幼稚園)	435人	435人	435人	435人	435人
	要研	寉保数		486人	491 人	467人	444 人	386人
	量	合計		504人	508人	495人	480人	451 人
	の見り	内	1号認定	413人	417人	406人	394人	370人
南	込み	訳	2号認定 (幼稚園利用希望)	91 人	91人	89人	86人	81 人
		保方策 認定子	ども園・幼稚園)	925人	925人	925人	925人	925人
	要证	寉保数		0人	0人	0人	0人	0人

2-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

① 利用者支援事業(子育て支援ステーション事業)

	対象者	妊産婦・子育て家庭の保護者		
	子育て家庭や妊産婦が、	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・		
事業	医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情			
概要	報提供、助言等必要な支	援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施す		
	る事業			

■現状

健康福祉会館内に子育て支援ステーションほほえみを設置し、3つの事業類型の利用者支援事業を行っています。利用者支援事業(母子保健型)は、子育て世代包括支援センターとしての機能を有し、妊娠届出時等に妊婦との面談を行い、必要な支援につなげています。利用者支援事業(基本型)では、子育て支援施設等に関する情報提供や子育ての相談に応じています。利用者支援事業(特定型)は、保育施設等の利用に関する情報提供や相談支援を行っています。

●量の見込み及び確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
要確保数	1か所	Oか所	Oか所	Oか所	〇か所

② 地域子育て支援拠点事業

	対象者	おおむね3歳未満の児童および保護者
事業概要		が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについの提供、親子講座およびサークルの育成支援など

■現状

市内に2か所の子育て支援センターのほか、7か所のつどいの広場において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の子育て資源等の情報提供などを行っています。

●地域子育て支援拠点事業の実施状況

		H26 年度	H27年度	H28年度	H29 年度	H30 年度
	実施施設数	9か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
豇	近べ利用親子数	28,215組	26,393 組	26,420組	27,090 組	24,658 組
	子育て支援 センター	10,825組	10,429 組	9,069 組	10,021 組	9,083 組
	つどいの広場	17,390 組	15,964 組	17,351 組	17,069 組	15,575 組

●量の見込み及び確保方策

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	量の見込み	26,674 組	25,372 組	24,096 組	22,908 組	21,504 組
<u> </u>	実施施設数	9 か所				
合 計	確保方策	26,700 組	25,400 組	24,100 組	23,000 組	21,600 組
	要確保数	〇組	〇組	〇組	〇組	〇組
南中学	量の見込み	2,517組	2,394 組	2,273 組	2,161 組	2,029 組
校区	確保方策	2,500 組	2,400 組	2,300 組	2,200 組	2,000 組
北•彦糸	量の見込み	8,572 組	8,154 組	7,744 組	7,362 組	6,911 組
中学校区	確保方策	8,600 組	8,200 組	7,700 組	7,400 組	6,900 組
栄中学	量の見込み	7,608 組	7236 組	6,872 組	6,534 組	6,133 組
校区	確保方策	7,600 組	7,200 組	6,900 組	6,500 組	6,200 組
彦成•瑞穂	量の見込み	2,669 組	2,539 組	2,411 組	2,292 組	2,152 組
中学校区	確保方策	2,700 組	2,500 組	2,400 組	2,300 組	2,200 組
前川	量の見込み	2,364 組	2,249 組	2,136 組	2,030 組	1,906 組
中学校区	確保方策	2,400 組	2,200 組	2,200 組	2,300 組	2,400 組
早稲田	量の見込み	2,944 組	2,801 組	2,660 組	2,529 組	2,374 組
中学校区	確保方策	2,900 組	2,800 組	2,700 組	2,500 組	2,400 組

[※]量については年度により増減が生じる見込みですが、各年度とも対応できる提供 体制を確保方策としています。

③ 妊婦健康診査事業

	対象者	すべての妊婦		
事業概要	①診察による健康状態の	曽進を図るため、妊婦に対する健康診査として、 の把握、②検査・計測、③保健指導を実施すると 箇時に必要に応じた医学的検査を実施する事業		

■現状

埼玉県が埼玉県医師会や埼玉県助産師会等と一括契約し、1都6県内にある指定 医療機関や指定助産所において実施する妊婦健康診査費用(14回分)を市が助成 しています。

また、指定以外の医療機関で妊婦健康診査を受診した場合は償還払いで対応しています。

●妊婦健康診査の実施状況

	H26 年度	H27年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
受診実人数	1,174人	1,196人	1,129人	1,161人	1,110人
延べ受診者数	13,484人	13,315人	12,805人	12,602人	12,159人

●妊婦健康診査の量の見込み及び確保方策

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6年度
量の	受診実人数	1,076人	1,024人	973人	909人	860人
見込み	延べ受診者数	15,064人	14,336人	13,622人	12,726人	12,040人
確保方策		15,064人	14,336人	13,622人	12,726人	12,040人
要確保数		O人	O人	O人	O人	O人

[※]量の見込み(対象となる妊婦の数=翌年度の O 歳児数)に対し、100%実施する体制を確保方策としています。

④ 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業

対象者		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭		
事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する			
概要	情報提供や養育環境等の把握を行う事業			

■現状

市内の乳児(生後4か月まで)のいる全ての家庭に対し、委託助産所の助産師等の訪問員や市の保健師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての助言やその他必要な支援を行っています。また、訪問時に産後うつ病や育児不安の把握のためのアンケートを実施しています。

●乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業の実施状況

	H26 年度	H27年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
訪問乳児数	1,204 人	1,232人	1,165人	1,160人	1,153人

●量の見込み及び確保方策

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
合計	量の見込み	1,130人	1,076人	1,024 人	973人	909人
	確保方策	1,130人	1,076人	1,024 人	973人	909人
	量の見込み	181人	172人	164人	156人	145人
早稲田地区	確保方策	181人	172人	164人	156人	145人
并 估地区	量の見込み	181人	172人	164人	156人	145人
彦成地区	確保方策	181人	172人	164人	156人	145人
电和电钟区	量の見込み	214人	205人	194人	185人	173人
東和西地区	確保方策	214人	205人	194人	185人	173人
東和東地区	量の見込み	373人	355人	338人	321人	300人
宋和宋地区	確保方策	373人	355人	338人	321人	300人
高州地区	量の見込み	79人	75人	72人	68人	64 人
	確保方策	79人	75人	72人	68人	64 人
共立さと地区	量の見込み	102人	97人	92人	87人	82人
新みさと地区	確保方策	102人	97人	92人	87人	82人
要確保数		0人	0人	0人	0人	0人

[※]量の見込み(各年度の O 歳児数)に対し、100%実施する体制を確保方策としています。

⑤ 養育支援訪問事業

対象者

おおむね生後1年までの

養育支援が特に必要な乳児のいる家庭

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導及び助言並びに家事育児援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

■現状

養育支援が特に必要と認められる乳児のいる家庭に対し、市の保健師、委託助産所の助産師等の訪問員が自宅に訪問し、養育に関する相談、指導及び助言並びに家事育児援助等の必要な支援を行っています。

●養育支援訪問事業の実施状況

	H26 年度	H27年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
被訪問実人数	3人	4人	5人	13人	17人
延べ被訪問人数	26人	78人	47人	55人	61人

●量の見込み及び確保方策

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の	被訪問実人数	20人	21 人	22人	23人	24 人
見込み	延べ被訪問人数	70人	75人	80人	85人	90人
確保方策		70人	75人	80人	85人	90人
要確保数		0人	〇人	0人	0人	0人

⑥ 要保護児童対策地域協議会の開催

対象者	要保護児童又は要支援児童及び				
刈象有	その保護者並びに特定妊婦				
要保護児童芸しくは要認	ち揺児竜及びその保護者又は特定妊婦(い				

事業概要

要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦の適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

■現状

要保護又は要支援の児童(家庭)や特定妊婦の支援に際し、関係機関が情報を共有し、また協調して支援ができるよう年1回代表者会議、月1回実務者会議を行うとともに、随時個別ケース検討会議を行っています。

●要保護児童対策地域協議会の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30 年度
対象児童数	67人	78人	75人	78人	74人

●要保護児童対策地域協議会の対象児童の量の見込み及び確保方策

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	74 人				
確保方策	74 人				

(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)

対象児童年齢		O~5 歳
	保護者の疾病等の理由は	こより家庭において養育を受けることが一時的に
事業	困難となった児童につい)て、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を
概要	行う事業(短期入所生活	5援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護
	等事業(トワイライトス	ステイ事業))

■現状

現状事業を実施しておらず、病児・病後児緊急サポートの宿泊利用で対応しています。

●子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の実施状況

	H26年度	H27年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施施設数	〇か所	Oか所	Oか所	Oか所	Oか所
実利用人数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
延べ利用人数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

●量の見込み及び確保方策(ショートステイ事業) (1年あたり延べ)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	量の見込み	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日	36人日
確保方策						
	実施施設数	1 か所				
	実利用人数	36 人日				
	延べ利用人数	36 人日				

●子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)は、「ファミリー・サポート・センター事業(緊急サポート含む)」で対応します。

⑧ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

対象児童年齢		〇歳~小学6年生
事業	児童の預かり等の援助を	を受けることを希望する乳幼児や小学生等の児童
	を有する子育て中の保証	護者と当該援助を行うことを希望する者との相互
概要	援助活動に関する会員	登録、連絡、調整を行う事業

■現状

本市では、みさとファミリー・サポート・センターが窓口となり、ファミリー・サポート・センター事業を運営しています。依頼会員(援助を受けたい人)、提供会員(援助の提供ができる人)の登録およびコーディネートを行っています。事業開始から 16 年が経過し、会員数も順調に延びています。

●ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

	H26 年度	H27年度	H28年度	H29 年度	H30 年度
依頼会員登録者数	981人	1,058人	1,116人	1,182人	1,322 人
提供会員登録者数	171人	176人	182人	191人	213人
両方会員登録者数	81人	74人	76人	65人	64人
実利用人数	177人	187人	171人	189人	204人
延べ利用人数	3,870人	4,430 人	4,091人	3,966 人	4,320 人

●量の見込み及び確保方策

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	未就学児	3,691 人日	3,884 人日	4,028 人日	4,074 人日	4,076 人日
量の	小学1~3年	1,774 人日	1,866 人日	1,936 人日	1,958 人日	1,959 人日
見込み	小学4~6年	1,745 人日	1,836 人日	1,904 人日	1,926 人日	1,927 人日
	合計	7,210 人日	7,586 人日	7,868 人日	7,958 人日	7,962 人日
確保方策	- FO					
提係	共会員数	220人	240人	260人	280人	300人
延べ	利用人数	7,210 人日	7,586 人日	7,868 人日	7,958 人日	7,962 人日
要	確保数	0人日	0人日	0人日	0人日	〇人日

⑨-1 一時預かり事業(幼稚園型)

対象児童年齢			3~5 歳(在園児)				
	事業	家庭において保育を受け	けることが一時的に困難となった在園児につい				
	概要	て、主として昼間におい	1て、認定こども園、幼稚園において、一時的に				
	坬女	預かり、必要な保護を行	すう事業 アラマン アラマン アラマン アラマン アラマン アラマン アラン・アー アラン・アー アラン・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・				

■現状

本市の認定こども園3か所で一時預かり事業(幼稚園型 I)を実施しています。 (平成31年3月31日現在)

本市の幼稚園9か所において、預かり保育を実施しています。(平成31年3月31日現在)

●量の見込み及び確保方策

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込	1号認定による利用	1,762 人日	1,773 人日	1,727 人日	1,681 人日	1,574 人日
	2号認定に よる利用	29,619 人日	29,806 人日	29,033 人日	28,260 人日	26,451 人日
み	合計	31,381 人日	31,579 人日	30,760 人日	29,941 人日	28,115 人日
確保方策	一時預かり 事業(幼稚 園型 I)	15,570 人日				
	預かり保育 (長期休暇 実施園)	25,404 人日				
	合計	40,974 人日				
要確保数		〇人日	0人日	〇人日	〇人日	〇人日

⑨-2 一時預かり事業(幼稚園型以外)

	対象児童年齢	O~5 歳(非在園児)				
事業概要	て、主として昼間におい	けることが一時的に困難となった非在園児につい いて、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠 て、一時的に預かり、必要な保護を行う事業				

■現状

本市の保育所(園)4か所において、一時預かり事業(一般型)を実施しています。

●一時預かり事業(一般型)の実施状況

	H26 年度	H27年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
実施施設数	6か所	5 か所	5か所	4 か所	4 か所
延べ利用人数	8,774人	8,769人	7,170人	8,502人	4,590人

●量の見込み及び確保方策

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	量の見込み	8,000 人日	7,830 人日	7,530 人日	7,240 人日	6,780 人日
合計	確保方策	9,600 人日				
	要確保数	〇人日	〇人日	0人日	〇人日	0人日
	量の見込み	2,000 人日	1,960 人日	1,880 人日	1,810 人日	1,700 人日
北	確保方策	2,400 人日				
	要確保数	〇人日	0人日	0人日	〇人日	0人日
	量の見込み	4,000 人日	3,910人日	3,770 人日	3,620 人日	3,380 人日
中央	確保方策	4,800 人日				
	要確保数	〇人日	0人日	0人日	〇人日	0人日
	量の見込み	2,000 人日	1,960 人日	1,880 人日	1,810人日	1,700 人日
南	確保方策	2,400 人日				
	要確保数	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日	〇人日

⑩ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

	対象児童年齢	小学 1~6 年生			
事業概要	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	国間家庭にいない小学校に就学している児童に、 遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図			

■現状

本市では、市内計 19 か所において、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

●放課後児童クラブの実施状況

	H26年度	H27年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
設置数	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所
定員	798人	740人	855人	870人	970人
利用児童数	619人	698人	842人	890人	936人
小学 1~3年	590人	657人	771人	770人	780人
小学 4~6年	29人	41人	71人	120人	156人

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

●確保方策

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
	量の見込み	1,262 人	1,308人	1,353 人	1,380人	1,399 人
合計	確保方策	1,609人	1,609人	1,685人	1,685人	1,685人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
早稲田小	量の見込み 確保方策	88 人 115 人	91 人 115 人	94 人 115 人	96人 115人	97人 115人
学校区	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
	量の見込み	55人	57人	59人	60人	61人
八木郷小	確保方策	74 人	74人	74 人	74 人	74人
学校区	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
戸ヶ崎小	量の見込み	40人	42人	43人	44 人	45 人
学校区	確保方策	72人	72人	72人	72人	72人
	要確保数 量の見込み	O人 72人	0人 75人	0人 78人	<u>0人</u> 79人	<u>0人</u> 80人
彦成小学	確保方策	72 八 75 人	75人 75人	113人	113人	113人
校区	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
= 111.11.24	量の見込み	52人	54人	56人	57人	58人
高州小学 校区	確保方策	70人	70 人	70人	70人	70人
1212	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
吹上小学	量の見込み	22人	23人	23人	25人	25人
校区	確保方策	38人	38人	38人	38人	38人
	要確保数 量の見込み	0人64人	0人	0人	<u>0人</u> 70人	<u>0人</u> 71人
桜小学校	確保方策	75人	75人	75人	75人	75人
\boxtimes	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
鷹野小学	量の見込み	43人	44 人	46人	47人	47人
に に 脱野小子 校区	確保方策	65 人	65 人	65 人	65 人	65 人
1,2,65	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
新和小学	量の見込み	178人	185人	191人	195人	197人
校区	確保方策 要確保数	199 人 0 人	199人	199人	199 人 0 人	199 人
	量の見込み	156人	162人	167人	170人	172人
幸房小学	確保方策	180人	180人	180人	180人	180人
校区	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
立花小学	量の見込み	30人	31 人	32人	32人	33人
校区	確保方策	38人	38人	38人	38人	38人
	要確保数	0人28人	0人	0人	0人 31人	0人
彦糸小学	量の見込み 確保方策	38人	38人	38人	31人	38人
校区	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
34 (. \ . . \ 34	量の見込み	69人	71 人	74人	75人	76人
前谷小学 校区	確保方策	73 人	73 人	111人	111人	111人
1212	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
高州東小	量の見込み	56人	58人	60人	61人	62人
学校区	確保方策 要確保数	72人 0人	72 人 0 人	72 人 0 人	72人 0人	72 人 0 人
	量の見込み	42人	43人	45人	45人	46人
彦郷小学	確保方策	75人	75人	75人	75人 75人	75人
校区	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
丹後小学	量の見込み	126人	130人	135人	138人	140人
校区	確保方策	161人	161人	161人	161人	161人
7.6	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
前間小学	量の見込み 確保方策	52 人 77 人	54 人 77 人	56 人 77 人	57 人 77 人	58 人 77 人
校区	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
#III 1 1 2 2 2	量の見込み	63人	65人	67人	69人	70人
瑞木小学	確保方策	74 人	74 人	74 人	74 人	74人
校区	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
後谷小学	量の見込み	26人	27人	27人	29人	29人
校区	確保方策	38人	38人	38人	38人	38人
\	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人

① 延長保育事業

	対象児童年齢	0~5 歳			
事業	保育認定を受けた子ども	らについて、通常の利用時間以外の時間におい			
概要	て、認定こども園、保育	育所等において保育を実施する事業			

■現状

本市では、21 か所の保育所(園)において、開所時間については7時又は7時30分から、閉所時間については19時又は20時までの11時間を超える保育を実施しています。

●11 時間を超える保育の実施状況

	H26 年度	H27年度	H28年度	H29 年度	H30 年度
実施施設数	11 か所	11 か所	19 か所	20 か所	21 か所
利用実人数	517人	568人	893人	940人	966人

●量の見込み及び確保方策

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5年度	R6 年度
	量の見込み	1,486人	1,456人	1,402人	1,350人	1,265人
合計	実施施設数	26か所(園)	26か所(園)	26か所(園)	26か所(園)	26か所(園)
計	確保方策	2,110人	2,110人	2,110人	2,110人	2,110人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
	量の見込み	601人	589人	567人	546人	512人
北	実施施設数	10か所(園)	10か所(園)	10か所(園)	10か所(園)	10か所(園)
10	確保方策	787人	787人	787人	787人	787人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
	量の見込み	572人	561人	540人	520人	487人
中央	実施施設数	11か所(園)	11か所(園)	11か所(園)	11か所(園)	11 か所(園)
央	確保方策	777人	777人	777人	777人	777人
	要確保数	0人	人〇	0人	0人	0人
	量の見込み	313人	307人	295人	284人	266 人
南	実施施設数	5か所(園)	5か所(園)	5か所(園)	5か所(園)	5か所(園)
	確保方策	546人	546人	546人	546人	546人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人

⑫ 病児を保育する事業(病児保育事業・子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業))

対象児童年齢		0~5 歳
	病児保育事業:保育を	必要とする児童が疾病にかかっている際に、病
事業	院・保育所等に付設され	へた専用スペース等において保育を行う事業
概要	病児・緊急対応強化事業	
	病児・病後児を預かる	事業

■現状

本市では、保育所(園)1か所において、病児及び病後児の保育を実施しています。

●病児及び病後児の保育の実施状況

	H26 年度	H27年度	H28年度	H29 年度	H30 年度
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
利用延べ人数	211人	254 人	260人	299 人	277人

●量の見込み及び確保方策

	_						R6 年度
		量の見込み	1,252 人日	1,227 人日	1,182 人日	1,138 人日	1,066 人日
		病児保育事業					
	T.	実施施設数	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
合計	確保方策	利用延べ人数	960 人日	1,920 人日	1,920 人日	1,920 人日	1,920 人日
	方 策	子育て援助活動支援 事業(病児・ 緊急 対応強化事業)	40 人日				
		要確保数	252 人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		量の見込み	506 人日	496 人日	478 人日	460 人日	431 人日
	Teta	病児保育事業	384 人日	768 人日	768 人日	768 人日	768 人日
北	確保方策	子育て援助活動支援 事業(病児・ 緊急 対応強化事業)	10 人日	10人日	10 人日	10 人日	10 人日
	*	要確保数	112人日	〇人日	〇人日	〇人日	0人日
		量の見込み	482 人日	473 人日	455 人日	438 人日	411 人日
_	Tth	病児保育事業	374 人日	749 人日	749 人日	749 人日	749 人日
中央	確保方策	子育て援助活動支援 事業(病児・ 緊急 対応強化事業)	20 人日	20人日	20 人日	20 人日	20 人日
		要確保数	88 人日	0人日	0人日	0人日	0人日
		量の見込み	264 人日	258 人日	249 人日	240 人日	225 人日
	Tth	病児保育事業	202 人日	403 人日	403 人日	403 人日	403 人日
南	確保方策	子育て援助活動支援 事業(病児・ 緊急 対応強化事業)	10 人日	10人日	10 人日	10 人日	10人日
	/K	要確保数	52 人日	〇人日	0人日	0人日	0人日

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

	対象者		
-3/24/	0 10 02 13	·—,	利用する保
等	113 - 17 117 5	!する費用	用の一部を
	E		

■現状

令和元年10月から事業開始。新制度の対象とならない従来型幼稚園在籍園児の うち、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもが対象。

■量の見込み

R2年度	R3 年度	R4年度	R5年度	R6年度
380人	380人	380人	380人	380人

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

	対象者		
事業	特定教育•保育施設等	や地域子ども・子育て支援事業について、	多様な
概要	事業者の能力を活用した	た設置又は運営を促進するための事業	

■現状

特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業への民間の事業者の参入については、法令に基づき、県等の補助制度を活用する形で受け入れを行っています。

■方向性

教育・保育の質を確保し、また、多様化するニーズに応えるため、民間の事業者 等の能力を活用するなど、本制度への多様な主体の参入を促進していきます。

第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

子育て家庭や地域社会・事業所及び行政機関等が各々の役割を担い、相互の連携をとりながら、一体となって計画を推進し、その実効性を確保するために、以下の体制をとることとします。

1-1 庁内推進体制の確保

関係各課相互の連携を強化し、各種施策の総合的かつ効果的な実現を図っていきます。 また、計画の実施状況について、目標達成率の検証や評価分析等を毎年行い、効果的な取 組みを図ることとします。その内容については広く市民に公表します。

三郷市児童育成行 関係所管課の調整を行うとともに、現年度の状況報告・次年動計画行政推進協 度の計画の確認、子育て関連施策実施にあたっての課題解決議会 策等の協議を行います。

1-2 市民等による点検

計画の推進にあたって、市民(公募)、保護者、事業主、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業従事者等から構成される「三郷市子ども・子育て会議」を設置し、実施状況の把握・点検・見直しを行っていきます。

1-3 関係機関との協議

この計画の円滑な遂行には、保健所・児童相談所・警察等の関係機関との密接な連携が必要です。個々の問題についてはもちろん、実施計画の立案や推進に際しても、必要に応じて、これらの機関との協議を行っていきます。

1-4 他自治体・県・国との連携等

他自治体や県と密接に連携して、広域的取組みの必要な事業を推進していきます。また、 子どもを巡る諸問題について、他自治体や県と連絡を取り合うことに努め、本計画の深化 を図っていきます。

本計画を推進していくにあたっては、県や国の役割も大きな位置を占めています。そこで、必要に応じて、県や国に対して各種の要望をしていきます。

資 料

1 期間内目標値

☆・・・「三郷市母子保健計画」から引用

基本目標1 子どもの権利や安全の確保

- (1)子どもの権利と主体性の尊重
 - ① 子どもの権利の尊重

事業名 現状値(30 年度)		指標/目標	各年度目標					
事業石 現状値(30 年度)	担保/日保	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
人権セミナー	5回開催	継続して実施	講座内容の創意工夫を図り、継続して実施					
学校人権教育	全小・中学校において人権作	継続して同様に実施	事業の充実を	を図る				
	文・人権メーセージの作成							

- (2) 子どもの安全の確保
 - ① 虐待防止対策の強化

@ /LI3I/3H/3			
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R 2 年度 R 3 年度 R 4 年度 R 5 年度 R 6 年度
家庭児童相談	相談件数 1,450 件	相談のべ件数 1,500~	相談が複数回にわたることや1件あたりの相談時間が長いた
室		1,600件	め、件数値を指標にせず、各年度 1,500~1,600 件とする。
地域における	広報誌、HPへの掲載、児童	継続して同様に実施。	継続して同様に実施。
見守り体制の	虐待防止月間での横断幕設		
確立(広報・	置やららほっとみさと内で		
啓発活動の充	の展示、チラシ・リーフレッ		
実)	トの配布、ポスターの掲示な		
	ど。		
地域における	民生委員・児童委員等の会議	継続して同様に実施。	より充実できるよう、他の機会も検討する。
見守り体制の	の中等で、児童虐待の講習等		
確保(通報シ	を行う。		
ステムの確			
立)			
要保護児童対	代表者会議、実務者会議、個	継続して同様に実施。	子ども家庭総合支援拠点を設置することとなったため、子育
策地域協議会	別ケース検討会議を通じ、情		て支援ステーション等関係機関との連携の強化を図り、児童
	報共有と協調できる体制を		虐待防止に向けた取組みを実施していく。
	整えている。		
要援護児童の	相談1件、入所1件。	相談しやすい体制づくりを	相談しやすい体制づくりを整える。
施設入所及び		整える。	
相談業務			
健康診査未受	居住実態を把握できた乳幼	100%☆	保健師等による未受診者訪問を実施し居住等の有無や児の
診状況調査	児の割合 100%☆		様子、健診に来訪されなかった背景等を確認する。
(お元気です			訪問で会えなかったり、返信ハガキの回答が無かった場合
か訪問)			は、フローチャートをもとに、地区担当保健師へ引き継ぎ、
			居住実態不明児の早期把握に努める。
未就園児等全	未実施	居住実態を把握できた児童	新規事業のため、庁内関係各課と連携を図り、健診未受診者
戸訪問事業		の割合 100%	や不登校児童で連絡がとれない家庭の訪問を行っていく。

② いじめからの保護

<u> </u>	/ UZ						
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R 4年度	R5年度	R6年度
教育相談	市内3カ所の教育相談室における相談延べ件数4,236	継続して同様に実施	事業の充実を図る				
	件						

③ 交通被害からの保護

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
道路照明灯設	新設数:26	継続して同様に実施	照明灯LED化のさらなる推進を図る。				
置							
交通安全施設	グリーンベルト:28.2㎡	継続して同様に実施	交通事故現場や町会・自治会等の要望を精査したうえで実施				うえで実施
	中央・外側線:9,723㎡		する。				
通学時の交通	立哨指導箇所:32か所	継続して同様に実施	学校からの	要望、交通環	境等の変化に	こより適切配	置を検討し
安全指導	交通指導員数:32名		実施する。				

資料

交通安全こど	開催回数:1回	継続して同様に実施	交通安全意識、安全運転技術向上のため事業の充実を図る。
も自転車乗り	市内参加小学校数:19校		
大会	参加者数:95名		
	参加校率:100%		
交通安全教育	実施回数	継続して同様に実施	実施体制を検討し、安全教室の充実を図る。
	小学校:27回		
	5,751名		
	幼稚園:7回		
	920名		

④ 犯罪被害からの保護

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
防犯のまちづ	自主防犯活動団体数 116	自主防犯活動団体数 127	活動団体数、	ステーショ	ン数、パトロ]ール車数の	増加を図る。
くりの推進	防犯ステーション数 5	防犯ステーション数 6					
	青色防犯パトロール車数	青色防犯パトロール車数					
	84	100					
子ども 110	設置数 994件	設置数1,000件	設置数の増加	加を図る。			
番の家							
子ども見守り	見守りボランティア協力者	現状維持に努める。	現在のボラン	ンティア協力	者に引き続き	き活動をお願	いしてい
活動	数 17,708人		<.				

(3)子どもの生活環境の整備

① 安全なまちづくりの推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
水路改修事業	960m	1.5 km	0.3 km				
歩道整備事業	157.6m	0.5 km	O.1 km				

基本目標2 子どもの社会的成長の促進

(1)子どもの健全な成長

① 青少年健全育成

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度
青少年問題協	年2回実施	継続して同様に実施	年2回の開催を継続し、事業の充実を図る。
議会	委員数14人		
青少年の非	年 1 回実施	継続して同様に実施	年1回の開催を継続し、事業の充実を図る。
行•被害防止			
全国強調月間			
啓発事業(7			
月)			
子供•若者育	年 1 回実施	継続して同様に実施	年1回の開催を継続し、事業の充実を図る。
成支援強調月			
間啓発事業			
(11月)			
親の学習推進	ファシリテーター数27人	ファシリテーター数29人	講座内容の充実と、新規ファシリテーターおよびサポーター
事業	サポーター数 16人	サポーター数 18人	の育成を図る。

② 子どもの情報環境の整備

	TRUNCTE IN						
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
情報モラル教	[指導課] 児童生徒や保護者	継続して同様に実施	事業の充実を	を図る			
育の推進	に対し、携帯電話やスマート						
	フォンの正しい使用法等に						
	ついて啓発活動や指導を実						
	施						
	[青少年課]	年1回を基本に実態に即し	児童・生徒の	の情報機器利	用の実態を	把握し、実態	に応じた教
	啓発活動 1回	て実施	育を推進する	ర .			
	代表者会議 2回						

(2)子どもの交流機会の確保

① 青少年団体活動支援

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
青少年教育事	各事業参加者合計	継続して同様に実施	プログラムの	の見直しを適	宜図り、事	業を充実させ	ながら、参
業	232人		加者のステ	ップアップを	図る。		

子ども会育成	年1回実施	継続して同様に実施	引き続き研修会を開催し、子ども会活動の安全な運営を促す。
者研修会	参加者29人		
② 地域活動の	拼准		

② 地域活動の推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
青少年関係団	6団体に補助金を交付	実態に即して実施	青少年の健全	全育成を行う	団体に補助る	を行う。	
体補助事業等							

(3)「子どもの居場所」づくりの整備・推進

① 「子どもの居場所」づくりの整備・推進

① 「子どもの)居場所」づくりの整備・推進						
事業名	現状値(30 年度)	指標/目標	R2年度 R3	3年度 R4	年度 R 5年	F度	R6年度
放課後児童ク	児童クラブで延べ利用	待機児童の解消	「第5章 子ども	・子育て支援	(事業の展開)	に記	載
ラブ運営の充	児童数 11,437人						
実							
放課後子ども	4か所	継続して実施	小学校内(2校)	への新設をE	目指す。		
教室推進事業	登録人数:160名						
		Coll Carlot	10÷=" 0- 10				I + + 0 1 0 11 1 6 6
	北児童館・南児童センター・	継続して実施	児童厚生員による	かけ (サホー	- ト、育児に関	₹96	情報提供等
	早稲田児童センターで通年		を行う。				
交流)	実施						
就学支援委員	全小・中学校で校内就学相談	 継続して同様に実施	校内就学支援委員	会や関係期間	引との連携強化	<u> </u>	
会	委員会を実施	**E.ISO & 17 3 ISO = > 1.50	121 33713 23222	(I S N N N N N N N N N	5 C - 2 / C // 3 3 Z / 1		
_	市就学支援委員会を年6回						
	実施						
障がい児への	(児童発達支援)	適切な対応を推進する	継続して取り組む	3			
支援(障害福	実人数:100人						
	 (放課後等デイサービス)						
付事業)	実人数:250人						
赤ちゃんひろ	開催回数:18回	継続して実施	保護者の仲間づく	りや子育ての	Dアドバイスの)発信	等につなが
	参加者数:延べ485人		るよう内容の充実				
館・北児童館							
共催事業)							
図書館におけ	図書館・図書室の児童書貸出	継続して同様に実施	継続して同様に実	 影施			
る日本一の読	333,704冊						
書のまち三郷	図書館間連絡車巡回						
の推進	178 🛮						
親子対象事業	[北児童館]	継続して実施	内容の充実を図り)ながら継続し	ノて実施		
	164 回 開催						
	延 1,928 人 参加						
·							
	[南児童センター]	継続して実施	内容の充実を図り)ながら継続し	ノて実施		
	240回 開催						
	延 6,076 人 参加						
	 [早稲田児童センター]	 継続して実施	 内容の充実を図り)ながら継続し	 /て実施		
	726回 開催		7360710000				
	延 9,307 人 参加						
	[東和東地区文化センター]	継続して同様に実施	回数を確保しつつ)、事業内容を	・見直す。		
	子育てママのリフレッシュ		参加者数について	は現状維持を	を確保		
	体操:38人						
	親子体操:44 人						
	つどいの広場「子育て支援事						
	業」延べ 6,848 人						
	みんな☆おいでよ:						
	延べ 91 人						
	お話し広場延べ 3,630 人						

	F		Y
	[彦成地区文化センター]	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。
	① 親子料理教室		親子のふれあいの場となる事業の実施に努める。
	延べ 18人		
	② にこにこひろば		
	-		
	延べ 329人		
	③ えほんのひろば		
	延べ 124人		
	④ 親子リズム遊び		
	延べ 68人		
	⑤つどいの広場「子育て支援		
	事業」		
	ザネコ 延べ 499人		
	進八 499 八		
		継続して同様に実施	親子が触れ合うことができる事業の実施に努める。
	つどいの広場「子育て支援事		子育て支援事業は、つどいの広場開催時に実施していく。
	業」		参加者数は現状維持を確保。
	延べ 667 人		
	[鷹野文化センター]	継続して同様に実施	
	ファミリーコンサート	<u>-</u>	
	開催回数:1回		
	参加人数:184人		
	子ども英会話		
	年間を通して開催		
	参加人数:延べ76組		
	みんなおいでよ		
	開催回数:2回		
	参加人数:72人		
	[ピアラシティ交流センター]	継続して同様に実施	L開催回数参加者組数とも現状水準を確保
		を表して こうない 大心	開催回数多加甘植数とも境外が学る唯体
	ポタジェ体験		
	開催回数 11回		
	参加組数 200 組		
		継続して実施	継続して同様に実施
	親子おはなし会		
	開催回数: 22回		
	参加人数:延べ 528人		
		#続して同様に実施	
	親子おはなし会		
	開催回数: 12回		
	参加人数:延べ 119人		
	[北部図書館]	継続して同様に実施	継続して同様に実施
	ちいさいこえほんタイム		
	開催回数: 12回		
	参加人数:延べ206人		
幼児・児童対	[北児童館]	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
象事業(乳幼	575 回 開催		
児から小学	延 971 人 参加		
生)			
	 [南児童センター]	 継続して実施	 内容の充実を図りながら継続して実施
			19日シル大で凶どなどで極高して大肥
	9回 開催		
	延90人参加		
	「日短四旧帝わいた」	 郷結して宝体	 内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター]	継続して実施	い合い儿夫な凶りなか'り胚続しし夫肥
	405回 開催		
	延 968 人 参加		
	L	L	L

	 「東和東地区文化センター]	継続して同様に実施	定着している事業であり、前年同様に継続する。
	ぬりえ大会:延べ437人 キッズ体操:2クラス 延べ 1,440人 英語リトミック教室: 2クラス 延べ 633人		また、参加者数については、現状維持を確保
	[彦成地区文化センター] ① ぬりえ・クイズ大会 延べ 1,464 人 ② kids 体操クラブ 延べ 775 人	継続して同様に実施。	内容を検討し、継続して実施
	[高州地区文化センター] ぬりえ大会 延べ 1,191 人 Kids 体操クラブ 4 クラス 延べ 2,914 人	継続して同様に実施	近隣の幼稚園、小学校等の児童数を把握し、広報活動を強化 し、現状維持を確保。
	[鷹野文化センター] 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数:延べ232人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施
	[ピアラシティ交流センター] キッズの英語体験 開催回数 8回 参加組数 57人 キッズのジャズダンス体験 開催回数 12回 参加組数 299人	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
	[市立図書館] わくわくラボ他 開催回数:延べ 12回 参加者数:延べ 762人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
	[早稲田図書館] たからじまクラブ他 開催回数:延べ 12回 参加者数:延べ 215人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
	[北部図書館] ほくほくタイム他 開催回数:延べ12回 参加者数:延べ 221人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
児童対象事業 (小学生) ブックトーク	市内全小学校3年生対象 19校 37学級 1,147人実施	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
児童対象事業 (小学生)	[北児童館] 115回 開催 延773人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 1,377 回 開催 延3,521 人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 519回 開催 延 2,978 人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施

	みさとの大将:延べ67人 東和スイーツクラブ:延べ 30人 キッスチアリーディング:延 べ28人 [彦成地区文化センター]	継続して同様に実施継続して同様に実施	回数を確保しつつ、事業内容を見直し開催する。 また、参加者数については現状維持を確保 内容を検討し、継続して実施。
	 5びっこクッキング 延べ 55人 ② ちびっこ工作 延べ 38人 ③ DIYこども工作教室 延べ 23人 ④ 子ども科学教室 延べ 17人 ⑤ 絵本クッキング 延べ 10人 ⑥ みさとの大将 延べ 275人 		子どもが楽しく参加できる事業の充実を図る。
			近隣の小学校へPRを強化し、学校行事予定を把握しながら、 そえに合わせた事業を実施していく。 延べ人数については現状維持を確保。
	[鷹野文化センター] 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数:延べ552人 みさとチャイルドチャレン ジ 開催回数:1回 参加人数:280人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施
	[ピアラシティ交流センター] キッズのお菓子パン教室 開催回数 4回 参加組数 96人	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
その他一般事業		継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 540回 開催 延3,593人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 195 回 開催 延 2,949 人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
			定着している事業であり、前年同様に継続する。 また、参加者数については、現状維持を確保

		T	,
	[彦成地区文化センター]	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。ファミリーで参加できる体験
	① スポーツ交流会		型イベントとして企画していく。
	延べ 40人		
	② 彦ブンフェスタ		
	延べ 2,114人		
	③ 観劇会		
	延べ 48人		
	④ 子ども映画会		
	延べ 264人		
	<u> </u>		参加者数については、現状維持を確保。
	21 37 11 2 2 7 1 2	継続して同様に実施 	参加自数にプリリには、
	高州MOVIE		
	延べ333人		
	子ども夏まつり		
	延べ 3,374 人		
	けん玉ショー		
	延べ 252 人		
	子ども作品展		
	延べ383人		
	[ピアラシティ交流センター]	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
	ピアラシティ交流センター		
	フェスタ		
	開催回数 1回		
	参加人数 1,022 人		
	(体験イベント参加者数)		
	[北部図書館]	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
	星空観望会		
	開催回数:8回(中止4回)		
	参加人数:151人(申込人数		
	298人)		
子どもの学習	参加者	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
支援事業	中学生13名		
	高校生5名		
おもしろ遊学	教育課程にとらわれない講	継続して同様に実施	事業の充実を図る
館事業	座を休業日等に実施		
	①活用媒体数 1つ	①活用媒体数 6つ以上	「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情
場所」づくり	(ホームページ)		報を運営者向けページと利用者向けページなどに分け、ホー
の情報発信			ムページに掲載する。
			また、必要に応じて、メール配信サービスやポケットみさと、
			フェイスブック、ツイッター、チラシ掲示などを活用し、情
			報発信を行う。
「子どもの居	現時点で把握している情報	三郷市社会福祉協議会や庁	三郷市社会福祉協議会と連携し、窓口対応にあたる。
場所」づくり	を提供	内各課と連携し、相談者に幅	「相談票」を活用して庁内各課と連携し、相談者へ情報提供
の相談体制の		広い情報提供を行う。	する。
整備			
	各種支援制度の情報を把握	ノウハウを提供する	こどもの居場所づくりアドバイザーなどの各種支援制度を活
場所」づくり			用し、ノウハウを提供する。
の各種支援制			また、講演会や交流会などの開催を検討する。
度の活用等			United the state of the state o
シスペンロバロケ		l	<u> </u>

② 公園などの整備

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
身近な公園、	一人あたりの公園等面積	目標年度(2年度)	地域的なバ	ランスを考慮	した配置とは	也域の特性を	踏まえた整
広場の整備	7.17 ㎡/人	7.5 ㎡/人	備に努める。				

資料

公園施設の維	年/1 回、遊具の定期点検を	継続して同様に実施	継続して同様に実施
持管理	実施		
	遊具等の修繕の実施 樹木の剪定及び病害虫駆除 (消毒)の実施		
公園施設のバ	公園施設のバリアフリー化	既存施設のバリアフリー化、	既存施設のバリアフリー化、新規施設へのユニバーサルデザ
リアフリー化	44 箇所	新規施設へのユニバーサル	インの導入
		デザインの導入	

(4) 多様な体験機会の確保

① 多様な体験機会の提供

① 多様な体験			1 1					
事業名	現状値(30年度)	指標/目標			R4年度	R5年度	R6年度	
幼児・児童対象事業(乳幼児から小学生) (再掲)		継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施					
	[南児童センター] 9回 開催 延90人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施					
	[早稲田児童センター] 405 回 開催 延968 人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施					
	[東和東地区文化センター] ぬりえ大会:延べ437人 キッズ体操:2クラス 延べ 1,440人 英語リトミック教室: 2クラス 延べ 633人	継続して同様に実施	定着している事業であり、前年同様に継続する。 また、参加者数については、現状維持を確保					
	[彦成地区文化センター] ③ ぬりえ・クイズ大会 延べ 1,464 人 ④ kids 体操クラブ 延べ 775 人	継続して同様に実施。	内容を検討し、継続して実施					
	[高州地区文化センター] ぬりえ大会 延べ 1,191 人 Kids 体操クラブ 4 クラス 延べ 2,914 人	継続して同様に実施	近隣の幼稚園、小学校等の児童数を把握し、広報活動をし、現状維持を確保。				設活動を強化	
	[鷹野文化センター] 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数:延べ232人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施					
	[ピアラシティ交流センター] キッズの英語体験 開催回数 8回 参加組数 57人 キッズのジャズダンス体験 開催回数 12回 参加組数 299人	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保					
	[市立図書館] わくわくラボ他 開催回数:延べ 12回 参加者数:延べ 762人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る					

	[早稲田図書館] たからじまクラブ他 開催回数:延べ 12回 参加者数:延べ 215人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
	[北部図書館] ほくほくタイム他 開催回数:延べ12回 参加者数:延べ221人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
る日本一の読	図書館・図書室の児童書貸出 333,704冊 図書館間連絡車巡回 178回	継続して同様に実施	継続して同様に実施
日本一の読書 のまち三郷推 進計画の改定	年4回の協議会を開催した	継続して同様に実施	継続して同様に実施
児童対象事業 (小学生) (再掲)	[北児童館] 115回 開催 延773人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
		継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 519回 開催 延 2,978 人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[東和東地区文化センター] みさとの大将:延べ67人 東和スイーツクラブ:延べ 30人 キッスチアリーディング:延 ベ28人	継続して同様に実施	回数を確保しつつ、事業内容を見直し開催する。 また、参加者数については現状維持を確保
	[彦成地区文化センター] ⑦ ちびっこクッキング 延べ 55人 ⑧ ちびっこ工作 延べ 38人 ⑨ DIYこども工作教室 延べ 23人 ⑩ 子ども科学教室 延べ 17人 ⑪ 絵本クッキング 延べ 10人 ⑫ みさとの大将 延べ 275人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。 子どもが楽しく参加できる事業の充実を図る。
	[高州地区文化センター] Kids 工作・kids 料理・みさ との大将 延べ 394 人	継続して同様に実施	近隣の小学校へPRを強化し、学校行事予定を把握しながら、 そえに合わせた事業を実施していく。 延べ人数については現状維持を確保。
	[鷹野文化センター] 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数:延べ552人 みさとチャイルドチャレン ジ 開催回数:1回 参加人数:280人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施

	[ピアラシティ交流センター] キッズのお菓子パン教室 開催回数 4回 参加組数 96人	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
ふれあい交流 事業	みんなであそぼう 参加者 176人	継続して事業を実施	今後も継続して青少年団体への業務委託を行うことで、団体 の活性化及び青少年の健全育成を推進する。
親子対象事業(再掲)	[北児童館] 164回 開催 延 1,928人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 240回 開催 延 6,076 人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 726 回 開催 延 9,307 人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[東和東地区文化センター] 子育てママのリフレッシュ 体操:38人 親子体操:44人 つどいの広場「子育て支援事 業」延べ 6,848人 みんな☆おいでよ: 延べ91人 お話し広場延べ 3,630人	継続して同様に実施	回数を確保しつつ、事業内容を見直す。 参加者数については現状維持を確保
		継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。 親子のふれあいの場となる事業の実施に努める。
	[高州地区文化センター] つどいの広場「子育て支援事 業」 延べ 667 人	継続して同様に実施	親子が触れ合うことができる事業の実施に努める。 子育て支援事業は、つどいの広場開催時に実施していく。 参加者数は現状維持を確保。
	[鷹野文化センター] ファミリーコンサート 開催回数:1回 参加人数:184人 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数:延べ76組 みんなおいでよ 開催回数:2回 参加人数:72人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施

		r	·
	[ピアラシティ交流センター]	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
	ポタジェ体験		
	開催回数 11回		
	参加組数 200組		
	 [市立図書館]	 継続して実施	
	親子おはなし会		
	開催回数: 22回		
	参加人数:延べ 528人		
		継続して同様に実施	継続して同様に実施
	親子おはなし会		
	開催回数: 12回		
	参加人数:延べ 119人		
	[北部図書館]	継続して同様に実施	継続して同様に実施
	ちいさいこえほんタイム		
	開催回数: 12回		
	参加人数:延べ206人		
その他一般事			
業	20 回 開催		
	延700人参加		
(BI UI)	座 100 八 宮川		
	 [南児童センター]	L 継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	540回 開催		アジログル大で図りなどの意味にして大売
	延 3,593 人 参加		
		継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	195回 開催		
	延 2,949 人 参加		
	[東和東地区文化センター]	継続して同様に実施継続し	定着している事業であり、前年同様に継続する。
			また、参加者数については、現状維持を確保
	東和キッズまつり:2,400 人	開催)	
	夏休みゲーム大会: 280 人		
	リフティング・パフォーマン		
	スショー: 205 人		
	子育てフェスタ:598 人		
	ハロウィンイベント:425		
	人		
	・・ 東和食堂: 延べ 1,188 人		
		 継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。ファミリーで参加できる体験
	⑤ スポーツ交流会	· ·	型イベントとして企画していく。
	延べ 40人		三十八〇十〇〇〇正画〇〇八八。
	● ペーキリス ⑥ - 彦ブンフェスタ		
	0 2 1 1 - 1 1		
	延べ 2,114人		
	⑦ 観劇会		
	延べ 48人		
	⑧ 子ども映画会		
	延べ 264 人		
	[高州地区文化センター]	継続して同様に実施	参加者数については、現状維持を確保。
	高州MOVIE		
	延べ 333 人		
	子ども夏まつり		
	延べ3,374人		
	けん玉ショー		
	延べ252人		
	子ども作品展		
	延べ383人		
	進べ 303 人		1

資料

	[ピアラシティ交流センター] ピアラシティ交流センター フェスタ 開催回数 1 回 参加人数 1,022 人 (体験イベント参加者数) [北部図書館] 星空観望会 開催回数:8回(中止4回)	継続して同様に実施継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保 質の向上を目指し事業の充実を図る
	参加人数:151人(申込人数 298人)		
子どもフォー	2.02	継続して同様に実施	年1回の開催を継続し、事業の充実を図る。
ラム	年1回実施 [指導課] 発表校1校	継続して同様に実施	事業の充実と積極的な広報活動
中学生社会体 験チャレンジ 事業	全中学校で実施	継続して同様に実施	協力事業所との連携
巡回軽スポーツ事業	市内 5地区合計 269名	参加者の増加	参加者については現状値よりも増加を目指す。
障がい者スポ ーツ・レクリ エーション交 流会		参加者の増加	参加者については現状値よりも増加を目指す。
総合体育館事業	実施事業:37事業	事業数の増加	現状を維持しながら事業数の増加を目指す。 40 事業
補助金交付団 体の主催事業 (スポーツ少 年団等)	合計金額 9,908,000 円	継続実施	現状維持

② 情報提供体制の整備

② 情報提供体	・耐切釜浦									
事業名	現状値(30年度)	指標/	′目標	R2年度	R3年度	R 4年度	R5年度	R6年度		
児童館だより	[北児童館] 月 1 回発行し、近隣小学校な どへ配布依頼	継続して実施		内容の充実を図りながら継続して実施 内容の充実を図りながら継続して実施						
	[南児童センター] 月 1 回発行し、近隣小学校な どへ配布依頼	継続して実施								
	[早稲田児童センター] 月 1 回発行し、近隣小学校な どへ配布依頼	継続して実施		内容の充実を図りながら継続して実施						
たからじまだ より	年6回、1回につき700部 発行	継続して同様に	実施	一部カラーを 実を図る	を配布し、見	りやすさなど	質の向上と共	に内容の充		
「子どもの居 場所」づくり の情報発信 (再掲)	①活用媒体数 1つ (ホームページ)	①活用媒体数	6つ以上	報を運営者「 ムページに! また、必要に	向けページと 掲載する。 こ応じて、メ ック、ツイッ	プや各種支持 利用者向け ール配信サー ター、チラ:	ページなどに -ビスやポケ	分け、ホーットみさと、		

基本目標3 子どもの教育環境の充実

(1) 家庭教育の充実

① 多様な学習機会の提供

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
親子対象事業	[市立図書館]	継続して実施	継続して同権	様に実施			
(再掲)	親子おはなし会						
	開催回数: 22回						
	参加人数:延べ 528人						
	[早稲田図書館]	継続して同様に実施	継続して同権	様に実施			
	親子おはなし会						
	開催回数: 12回						
	参加人数:延べ 119人						
	[北部図書館]	継続して同様に実施	継続して同権	様に実施			
	ちいさいこえほんタイム						
	開催回数: 12回						
	参加人数:延べ206人						
親子環境教室	8/21実施	継続実施	現状維持				
	参加者						
	大人7人/小人15人						
親の学習推進	ファシリテーター数27人	ファシリテーター数29人	講座内容の	充実と、新規	ファシリテ	ーターおよび	ド サポーター
事業	サポーター数 16人	サポーター数 18人	の育成を図る	る。			
(再掲)							

(2) 幼児教育の充実

① 幼稚園教育の推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
私立幼稚園へ	私立幼稚園運営費補助金	適切な対応の推進	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。					
の補助金交付	市内9幼稚園							
事業	三郷市私立幼稚園協会補助							
	金							

② 幼児教育の推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育所•幼稚	幼稚園協会との連携会議の	子育て支援ネットワークの	関係機関との	の連携を強化	していく。		
園・認定こど	開催	形成					
も園・小学校							
との連携							
幼児教室運営	園児数:48人	状況を踏まえ、適切な対応を	認定こども	園等への移行	や運営に対	する支援のあ	り方等を検
管理•補助事	通年での開園	推進する。	討する。				
業(幼児教室							
風の子園)							

(3) 学校教育の充実

① 学校教育の推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
特色ある学校	全小・中学校が学校公開を年	継続して同様に実施	参観者数増加に向けた広報活動					
づくり事業	2回実施							
学力向上推進	学力向上に向けた推進委員	継続して同様に実施	状況を踏ま;	えた適切な対	応			
事業	会の実施(国語、数学、外国							
	語等)							
	研究委嘱校の決定							
幼小・保小・	教職員合同研修会や連絡会	継続して同様に実施	情報の共有の	化を図る				
小中•中高連	の実施							
絡会								
体力向上研究	体力向上推進委員会の実施	継続して同様に実施	状況を踏ま;	えた適切な対	心			
推進事業	研究委嘱校の決定							

保育所•幼稚	幼稚園協会との連携会議の	子育て支援ネットワークの	関係機関との連携を強化していく。
園・認定こど	開催	形成	
も園・小学校			
との連携			
(再掲)			
環境教育出前	3小学校で実施	小学校との調整を図りより	毎年5校程度での実施を目指す
講座	参加者253名	多くの小学校で出前講座を	
		行い参加者の増加を目指す	

② 特別支援教育の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R 4年度	R5年度	R6年度
就学支援委員	全小・中学校で校内就学相談	継続して同様に実施	校内就学支援委員会や関係期間との連携強化				
会	委員会を実施						
(再掲)	市就学支援委員会を年6回						
	実施						

③ 教育相談の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
教育相談	市内3カ所の教育相談室に	継続して同様に実施	事業の充実を	を図る			
(再掲)	おける相談延べ件数423						
	6件						

④ 経済的負担の軽減

<u> </u>	· • > +±//->/						
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
交通遺児奨学	支給人数	継続して同様に実施	状況を踏まえ	え、適切な対	応を推進する	3 .	
金支給事業	小学校3名、中学校1名						
	9月、1月、3月に支給						
特別支援教育	支給人数	継続して同様に実施	状況を踏まえ	え、適切な対	応を推進する	వ .	
就学奨励費補	小学生103名						
助金事業	中学生 37名						
要保護•準要	支給人数	継続して同様に実施	状況を踏まえ	え、適切な対	応を推進する	る。	
保護児童生徒	準要保護887名						
就学援助費支	要 保 護 31名						
給事業(学用							
品費等)							
準要保護児童	支給人数	継続して同様に実施	状況を踏まえ	え、適切な対	応を推進する	る。	·
生徒就学援助	準要保護878名						
(学校給食							
費)							

(4) 読書による教育環境の充実・推進

①読書による教育環境の充実・推進

TIME ICO OF	以目は児の元夫・推進						
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
親子対象事業	[市立図書館]	継続して実施	継続して同様	様に実施			
(再掲)	親子おはなし会						
	開催回数: 22回						
	参加人数:延べ 528人						
	[早稲田図書館]	継続して同様に実施	継続して同様	様に実施			
	親子おはなし会						
	開催回数: 12回						
	参加人数:延べ 119人						
	[北部図書館]	継続して同様に実施	継続して同様	様に実施			
	ちいさいこえほんタイム						
	開催回数: 12回						
	参加人数:延べ206人						
ブックスター	4か月児健診の受診親子へ	継続して同様に実施	質の向上を	目指し事業の	充実を図る。)	
ト事業	絵本配布数 1,164 冊						
らんどせるブ	市内在住の小学 1 年生(市外	継続して同様に実施	質の向上を	目指し事業の	充実を図る。		
ックよもよも	の小学校へ通学する児童も						
事業	含む)へ配布						
	実施人数 1,176 冊						

学校における	[指導課]	継続して同様に実施	状況を踏まえた適切な対応
「日本一の読	全小・中学校において学校読		
書のまち三	書活動推進計画の作成		
郷」の推進	全国家読ゆうびんコンクー		
	ルの実施		
	[学務課]	継続して同様に実施	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。
	全27校に専任の学校図書		
	館司書を週2回配置		
児童対象事業	市内全小学校3年生対象	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
(小学生)ブ	19校 37学級		
ックトーク	1,147 人実施		
(再掲)			

基本目標4 安心して出産できる支援体制づくりと親子に対する健康施策の充実

(1)母子保健医療体制の整備充実

① 妊婦等に対する相談・支援の充実

O YIM AICV	7 0 10 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0						
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
妊婦健康診査	妊婦健康診査の費用助成 14	現状維持	マイナンバー	-制度による	健診結果の	利活用を図る	ための体制
事業			整備を検討す	する。			
利用者支援事	〇妊婦面談実施割合 36.2%	〇妊婦面談実施割合: 100%	妊娠期から	子育て期にわ	たる切れ目の	のない支援を	目指し、妊
業(子育て支	○支援を必要とする妊婦の	○支援を必要とする妊婦の	娠届出時等(の機会を活用	し、妊婦全	員に面談を行	うなど、支
援ステーショ	家庭訪問・相談の実施率	家庭訪問・相談の実施率	援を必要と	するかたへの	相談体制の	充実を図る。	
ン事業)	93.0%	100%					
	〇全出生数に占める低出生	○低出生体重児の割合:減少	妊娠・出産	• 育児の総合	相談窓口と	して、相談内	容に応じた
	体重児の割合(2,500g未	○周産期死亡率:減少	適切な部署等	等へつなぐと	ともに、産	科医療機関等	の関係機関
	満)9.9%(最新平成 29年	〇妊娠 11 週以下での妊娠の	との連携を	強化していく	0		
	度)	届出率:増加					
	〇周産期死亡率 6.1(人口千						
	対)(最新平成 29 年度)						
	〇妊娠 11 週以下での妊娠の						
	届出率 92.6%						
	○相談件数 1,104 件						
助産施設入所	相談件数 11 件	子育て支援ステーション等	引き続き事業	業を継続して	ひく。		
相談	入所件数 3件	関係各課と連携しながら支					
	広報・HP 等で周知	援が必要とされる方が確実					
		に利用できるようにする。					

② 乳幼児の疾病・医療体制の確保

全 孔列元 切获	- 内・医療体制の健保							
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
乳幼児の予防	①BCG: (1歳未満)接種	①現状維持☆	①乳幼児	健康診査時に	こ接種状況確	認や未接種	者へ接種勧	
接種	割合 100.8%☆		奨②広報やホームページでの周知③未接種者への個別勧奨					
	②四種混合:1歳6か月まで	②現状維持☆	通知(麻しん風しん混合ワクチン2期、日本脳炎2期)④					
	の接種割合(1期初回3回		教育委員会をとおして市内小中学校の児童・生徒への接種勧					
	の終了)		奨チラシの配付、などを行い接種者数の増加を目指す。引き					
	100.7%☆		続き、早期接種の周知、未接種者への勧奨を行う。					
	③麻疹・風疹:1歳6か月ま	③現状維持☆	また、予覧	方接種の種類	が増加してい	ハるため、接	種誤り等が	
	での接種割合 95.2%☆		ないよう予	防接種自動え	スケジューラ	ーの周知を行	敵底してい	
			<.					
小児救急医療	小児救急医療支援事業	小児救急医療支援事業	小児救急	医療支援事業	は、東部南地	也区の担当病	院及び6市	
対策	: 365 日/当番日数	:365日/当番日数	1町と連携し	Jながら 、 36	55 日の輪番	体制(1日当	たり1病院)	
	小児時間外診療(初期救急)		を維持してい	۱ < 。				
	: 542人							

③ 親子の孤立防止

3 親士の孤立	MJIL						
事業名	現状値(30 年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者支援事	〇妊婦面談実施割合 36.2%	〇妊婦面談実施割合: 100%	妊娠期から	子育て期にた	たる切れ目の	のない支援を	目指し、妊
業(子育て支	○支援を必要とする妊婦の	○支援を必要とする妊婦の	娠届出時等の	の機会を活用	目し、妊婦全質	員に面談を行	うなど、支
援ステーショ	家庭訪問・相談の実施率	家庭訪問・相談の実施率	援を必要とす	するかたへの)相談体制の	充実を図る。	
ン事業)	93.0%	100%					
(再掲)	〇全出生数に占める低出生	○低出生体重児の割合:減少	妊娠・出産	• 育児の総合	計制談窓口と	して、相談内	容に応じた
	体重児の割合(2,500g未	○周産期死亡率:減少	適切な部署等	等へつなぐと	ともに、産	科医療機関等	の関係機関
	満)9.9%(最新平成 29 年	〇妊娠 11 週以下での妊娠の	との連携を引	強化していく	. 0		
	度)	届出率:増加					
	〇周産期死亡率 6.1(人口千						
	対)(最新平成 29 年度)						
	〇妊娠 11 週以下での妊娠の						
	届出率 92.6%						
	○相談件数 1,104 件						
乳児家庭全戸	○乳児家庭全戸訪問の生後	〇乳児家庭全戸訪問実施率	妊娠期からの	の事業周知を	図り、生後	4 か月以内の	D訪問実施率
訪問(こんに	4か月以内の実施	100%	100%を	目指す。妊娠	期に支援プ	ランを作成し	、支援を継
ちは赤ちゃ	97.1%		続中の家庭に	こは出産後す	みやかに訪問	問を実施する) ₀
ん)事業	OEPDS9点以上の母の割						
	合 10.8%	〇産後うつハイリスク者の	乳児家庭全角	⋾訪問時に、	全数に産後	うつ病を早期	に発見する
		減少	ための質問題	票の聴取を行	iい、必要な	かたには関係	ほと連携し
			支援していく	<.			
相談訪問事業	専門的な支援が必要とされ	100%☆	医師•心耳	里士•作業療	₹法士・保健的	師・栄養士に	よる個別相
	ている親への支援割合(乳幼		談や訪問指導	尊を行い、安	全に安心して	て育児ができ	るように、
	児健診で、発達・発育・育児		子どもの行動	動等に伴う親	見の育てにくる	さや、心配こ	ど、困りに
	の支援等で経過観察が必要		寄り添う支持	爰を目指す。			
	とされた親子への相談割合)						
	100%☆						

(2) 乳幼児健康診査・保健指導等の充実

① 乳幼児健康診査の充実

事業名	現状値(30 年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
乳幼児健康診	①健診の受診率 94.5%☆	①96.0%☆	転入者の	チェックを毎	月2回実施	」、健診案内	通知のもれ		
查	②健診診察医の小児科標榜	②増加☆	がないよう努めるとともに、医師会の協力を得ながら受診し						
	医の割合 88.5%☆		やすい体制:	づくりを検討	する。				
	③要受診者等の医療機関等	③80.0%☆	「要受診」	しと判定され	たかたへ、	電話や手紙で	受診勧奨を		
	への受診率 75.1%☆		行い、未受認	多の場合その	理由を聞き	収り対策の検	討を行う。		
	④育児に自信がもてないこ	④減少☆	健診の場合	面を活かし、	閉じこもりな	か孤立感が高	い親子には、		
	とがよくある親の割合		相談窓口や何	也の親子と交	流できる場の	の情報提供を	行う。生活		
	7.6%☆		背景や養育	犬況の聞き取	りを行い、』	必要時地区担	当保健師に		
	⑤ゆったりとした気分で子	⑤増加☆	引き継ぎ、絲	継続支援につ	なげる。				
	どもと過ごせる時間があ								
	る親の割合 85.2%☆								
	⑥育児の悩みに対して相談	⑥増加☆							
	や協力を得られる人の割合								
	99.2%☆								

② 集団指導の充実

大回記書の							
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
母子健康教育	①両親学級の参加率☆	①ハローベイビー教室(旧両	ハローベー	イビー教室の	周知および	参加率向上に	一努め、産後
事業	妊婦 50.0%	親学級)または医療機関等開	の子育てを	家族で協力し	てできるよう	うきっかけつ	でくりを行っ しょうしょう
	配偶者等 44.8%	催の両親学級への参加率	ていく。				
	②3歳6か月児健診のう歯	80.0%☆	幼児健診等の機会で、歯や口に関する健康教育と				
	罹患率 14.9%☆	②10.0%☆	ング指導を行	テい、う歯予	防の教育機会	会を充実させ	さ。また、
	③親が子どもの歯の仕上げ	③増加☆	年2回地域	の歯磨き指導	身と無料フッ	化物塗布を実	€施する。
	磨きを毎日している割合		健診の場合	面を生かし、	引き続きリ	ーフレット等	にて発達段
	91.4%☆		階に合わせた事故予防の啓発を行う。母子健康			母子健康教	育などで事
	④事故防止対策を実施して	④増加☆	故予防の講	話を行う。			
	いる家庭の割合 64.5%☆						

乳幼児健康診	①健診の受診率 94.5%☆	①96.0%☆	転入者のチェックを毎月2回実施し、健診案内通知のもれ				
查	②健診診察医の小児科標榜	②増加☆	がないよう努めるとともに、医師会の協力を得ながら受診し				
(再掲)	医の割合 88.5%☆		やすい体制づくりを検討する。				
	③要受診者等の医療機関等	③80.0%☆	「要受診」と判定されたかたへ、電話や手紙で受診勧奨を				
	への受診率 75.1%☆		行い、未受診の場合その理由を聞き取り対策の検討を行う。				
	④育児に自信がもてないこ	④減少☆	健診の場面を活かし、閉じこもりや孤立感が高い親子には、				
	とがよくある親の割合		相談窓口や他の親子と交流できる場の情報提供を行う。生活				
	7.6%☆		背景や養育状況の聞き取りを行い、必要時地区担当保健師に				
	⑤ゆったりとした気分で子	⑤増加☆	引き継ぎ、継続支援につなげる。				
	どもと過ごせる時間があ						
	る親の割合 85.2%☆						
	⑥育児の悩みに対して相談	⑥増加☆					
	や協力を得られる人の割合						
	99.2%☆						

③ 個別相談の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R 5年度	R6年度			
	317112 (22 130)	100%☆	医師・心理士・作業療法士・保健師・栄養士による個別村							
(再掲)	ている親への支援割合(乳幼		談や訪問指導を行い、安全に安心して育児ができるように、							
	児健診で、発達・発育・育児		子どもの行	動等に伴う親	の育てにくる	さや、心配こ	ど、困りに			
	の支援等で経過観察が必要		寄り添う支持	爰を目指す。						
	とされた親子への相談割合)									
	100%☆									
地域の栄養相	なし	相談した結果、非常に満足	個別の栄養	養相談及び栄	養指導を行い	ハ、家庭にお	ける健康管			
談		または満足と答えた利用者	理に資する。	また、事業	の積極的な	周知を進め利	川を促進し			
		の割合 50%	ていく。							
		家庭で実践しようと思っ								
		たと答えた利用者の割合								
		70%								

(3) 療育相談・指導の充実

① 早期発見体制の充実

① 干别无兄件	早期充見体制の允美								
事業名	現状値(30 年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
乳幼児健康診	①健診の受診率 94.5%☆	①96.0%☆	転入者のき	チェックを毎	月2回実施	し、健診案内	通知のもれ		
查	②健診診察医の小児科標榜	②増加☆	がないようタ	多めるととも	に、医師会の	の協力を得な	がら受診し		
(再掲)	医の割合 88.5%☆		やすい体制づくりを検討する。						
	③要受診者等の医療機関等	③80.0%☆	「要受診」と判定されたかたへ、電話や手紙で受診勧奨を						
	への受診率 75.1%☆		行い、未受認	多の場合その	理由を聞き	取り対策の検	討を行う。		
	④育児に自信がもてないこ	④減少☆	健診の場面	面を活かし、	閉じこもり	ゆ孤立感が高	い親子には、		
	とがよくある親の割合		相談窓口や他の親子と交流できる場の情報提供を行う。						
	7.6%☆		背景や養育物	犬沢の聞き取	りを行い、」	必要時地区担	当保健師に		
	⑤ゆったりとした気分で子	⑤増加☆	引き継ぎ、絲	継続支援につ	なげる。				
	どもと過ごせる時間があ								
	る親の割合 85.2%☆								
	⑥育児の悩みに対して相談	⑥増加☆							
	や協力を得られる人の割合								
	99.2%☆								
相談訪問事業	専門的な支援が必要とされ	100%☆	医師•心理	里士・作業療	法士・保健的	師・栄養士に	よる個別相		
(再掲)	ている親への支援割合(乳幼		談や訪問指導	掌を行い、安	全に安心して	て育児ができ	るように、		
	児健診で、発達・発育・育児		子どもの行動	動等に伴う親	の育てにくる	さや、心配ご	ど、困りに		
	の支援等で経過観察が必要		寄り添う支援	爰を目指す。					
	とされた親子への相談割合)								
	100%☆								
地域コンサル	保育・幼稚園等を巡回し、集	現場のニーズに応えられる	継続して同様	様に実施。					
テーション	団生活上における児童の指	よう巡回指導員の質の向上							
(巡回相談)	導及び保育者へ助言を行う。	と、保育・幼稚園等と連携を							
事業	59 件実施。	とり充実した支援を行って							
		いく。							

② 早期療育体制の充実

事業名	現状値(30 年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子ども発達支	市内に居住する 0 歳~18 歳	関係各課と連携し、療育の強	継続して同様	兼に実施。			
援センター事	までの児童の心身の発達に	化や保護者への支援を継続					
業	遅れ・心配等の相談、療育を	して行っていく。					
	行う。						
	定期指導回数 2,131 件						
しいのみ学園	市内に居住する就学前の児	関係各課と連携し、療育の強	継続して同	兼に実施。			
運営事業	童の生活基本動作の向上、機	化や保護者への支援を継続					
	能訓練、知識の付与等を中心	して行っていく。					
	とするグループ活動を行う。						
	利用者 35 名						
	延利用数 2,168 件						
児童発達支援	事業所数:10箇所	適切な対応を推進する	継続して取り	り組む			
事業	※しいのみ学園を除く						

(4) 食育の推進

① 食育の推進

事業名	現状値(30 年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度			
乳幼児の食育	①家族等で共食をする子ど	①増加☆	関係機関と連携しながら食体験の機会や食に関する情報提							
推進	もの割合(1日2食以上)		供を行い、	子どもの成長	発達に応じた	こ取組を推進	していく。			
	95.5%☆									
	②朝食を欠食する子どもの	②減少☆								
	割合 4.1%☆									
	③離乳食教室の参加率	③継続し同様に実施								
	スタート教室 96.7%									
	ステップアップ教室 96%									
食育に関する	食に関する全体計画完成	「食を通して子どもの生き	継続・実践	• 推進						
取組みの推進		る力を育む」及び地産地消の								
		推進								
食生活・生活	栄養教諭等と連携した授業	継続して同様に実施	生活習慣の記	改善						
リズム教育の	の実施									
推進										

(5) 思春期の保健対策

① 保健教育の充実

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
性に関する指	全小・中学校で授業の実施	継続して同様に実施	正しい知識の定着					
導の充実								
喫煙、飲酒、	全小・中学校で授業の実施	継続して同様に実施	正しい知識の	の定着				
薬物乱用の防								
止教育の推進								

基本目標5 すべての家庭が安心して子育てできる支援体制づくり

(1)子育て不安解消体制の整備

① 相談体制の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子育て支援総	広報紙、HP、ツイッター、	地域子育て支援拠点や児童	継続して同権	様に実施。			
合窓口	にこにこ子育て応援ガイド	館等の市内の子育てに関す					
	で情報提供。	る事業を中心に HP の更新や					
		ツイッターの発信をしてい					
		<.					
乳児家庭全戸	○乳児家庭全戸訪問の生後	〇乳児家庭全戸訪問実施率	妊娠期からの	の事業周知を	図り、生後	4 か月以内の	D訪問実施率
訪問(こんに	4か月以内の実施	100%	100%を目	指す。妊娠其	1等に支援プ	ランを作成し	, 支援を継
ちは赤ちゃ	97.1%		続中の家庭に	こは出産後す	みやかに訪問	問を実施する) _o
ん)事業	OEPDS9点以上の母の割						
(再掲)	合 10.8%	〇産後うつハイリスク者の	乳児家庭全角	⇒訪問時に、	全数に産後	うつ病を早期	に発見する
		減少	ための質問題	票の聴取を行	iい、必要な	かたには関係	課と連携し
			支援していく	<.			

事業	訪問実人数 17人 訪問延人数 61人 全保育所で随時受付	継続し同様に実施 子育で支援ステーション(ほ	乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的に 自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、 過重な負担がかかる前の段階で専門職などによる訪問を実施 するべく、関係機関との連携を強化していく。 子育て支援ステーション(ほほえみ)で同様に実施
相談 地域子育て支 援拠点事業	設置 9 か所 利用 24,467 組。 子育て相談を随時実施。	ぼえみ)で同様に実施 開催日数の増加や利用者支援事業である子育て支援ステーションとの連携により、利用者の増加を図っていく。	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載。
	子育て支援センターにて 計2団体育成	子育て支援センターにて 4 団体育成。	子育て支援センターにて 4 団体育成。
	北児童館・南児童センター・ 早稲田児童センターで通年 実施	継続して実施	児童厚生員による子育てサポート、育児に関する情報提供等 を行う。
	開催回数:18 回参加者数:延べ 485 人	継続して実施	保護者の仲間づくりや子育てのアドバイスの発信等につながるよう内容の充実を図る。
家庭児童相談 室 (再掲)	相談件数 1,450 件	相談のべ件数 1,500~ 1,600 件	相談が複数回にわたることや 1 件あたりの相談時間が長いため、件数値を指標にせず、各年度 1,500~1,600 件とする。
教育相談 (再掲)	市内3力所の教育相談室に おける相談延べ件数423 6件	継続して同様に実施	事業の充実を図る
相談訪問事業(再掲)	専門的な支援が必要とされている親への支援割合(乳幼児健診で、発達・発育・育児の支援等で経過観察が必要とされた親子への相談割合)100%☆		医師・心理士・作業療法士・保健師・栄養士による個別相 談や訪問指導を行い、安全に安心して育児ができるように、 子どもの行動等に伴う親の育てにくさや、心配ごと、困りに 寄り添う支援を目指す。
女性相談	75 件、相談枠数 140(35日)	相談枠数 132 枠(33 日) 以上	継続して同様に実施
業(子育て支 援ステーショ ン事業) (再掲)	○支援を必要とする妊婦の 家庭訪問・相談の実施率 93.0% ○全出生数に占める低出生 体重児の割合(2,500g未	○支援を必要とする妊婦の 家庭訪問・相談の実施率 100% ○低出生体重児の割合:減少 ○周産期死亡率:減少 ○妊娠11週以下での妊娠の 届出率:増加	妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援を目指し、妊娠届出時等の機会を活用し、妊婦全員に面談を行うなど、支援を必要とするかたへの相談体制の充実を図る。 妊娠・出産・育児の総合相談窓口として、相談内容に応じた適切な部署等へつなぐとともに、産科医療機関等の関係機関との連携を強化していく。
訳•情報提供	通訳件数 486 件 翻訳件数 45 件 英語版情報誌 4 回発行	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施

② 情報提供体制の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
子育て応援ガ	民間事業者と協働製作で	民間事業者と協働製作で	民間事業者と協働製作で 11,000 部発行						
イド「にこに	11,000 部発行	11,000 部発行							
こ」の発行									

, , , , , , , , , , , ,	[北児童館] 月 1 回発行し、近隣小学校な どへ配布依頼	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 月 1 回発行し、近隣小学校な どへ配布依頼	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 月 1 回発行し、近隣小学校な どへ配布依頼	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	年6回、1回につき 700部 発行	継続して同様に実施	一部カラーを配布し、見やすさなど質の向上と共に内容の充 実を図る
情報紙	広報みさと発行にあわせて 全戸配布。印刷部数 55,000 部	年に 1 回発行	継続して同様に実施

③ 保護者交流の機会の提供

	の一成五の元に六								
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R 4年度	R5年度	R6年度		
保育所園庭開	全保育所で随時受付	継続して同様に実施	同様に実施						
放の推進									
保護者対象事	[南児童センター]	継続して実施	内容の充実	を図りながら	継続して実施	拖			
業	9 回開催、87 人参加								
	[早稲田児童センター]	継続して実施	内容の充実を	を図りながら	継続して実施	拖			
	4 回開催、51 人参加								
地域子育て支	設置9か所	開催日数の増加や利用者支	「第5章	子ども・子育	で支援事業の	の展開」に試	己載。		
援拠点事業	利用 24,467 組。	援事業である子育て支援ス							
(再掲)	子育て相談を随時実施。	テーションとの連携により、							
		利用者の増加を図っていく。							
赤ちゃんひろ	[生涯学習課]	継続して実施	保護者の仲間	間づくりや子	された。 発するのアドル	バイスの発信	等につなが		
ば(北公民	開催回数:18 回		るよう内容の	の充実を図る) ₀				
館・北児童館	参加者数:延べ 485 人								
共催事業)									
(再掲)									

(2) 多様な保育サービスの充実

① 待機児童の解消

	LITTI							
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
通常保育	保育所定員 ・公立 595名 ・私立 1,390名 合計 1,985名	待機児童の解消	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載					
地域型保育事業の推進	6か所	待機児童の解消	「第5章 -	子ども・子育	て支援事業の	の展開」に記	己載	
認定こども園の推進	3か所	待機児童の解消	「第5章	子ども・子育	て支援事業の	の展開」に記	己載	

② 保育サービスの充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
延長保育の推	延長保育実施保育所(園):	運営支援の実施	「第5章	子ども・子育	て支援事業の	の展開」に記	引載	
進	21 か所							
休日保育の実	未実施	検討	実施の検討					
施								
統合保育の推	全保育所で随時受け入れ	継続して同様に実施	同様に実施					
進								
送迎保育の実	延利用者数 12,403 人	継続して同様に実施	同様に実施					
施								
(仮称)保育	未実施	検討	実施の検討					
アドバイザー								
の配置(研修								
支援等)								

③ 施設における子育て支援

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
一時保育の推	4か所	継続して同様に実施	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載					
進	利用者数 4,590 人							
病児・病後児	1か所	2か所	「第5章	子ども・子育	て支援事業の	の展開」に記	記載	
保育の実施	利用者数 278人							
	登録者数 709 人							

④ 地域における子育て支援

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
子育て援助活	提供会員 213 人	提供会員 250 人	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載。					
動支援事業	依頼会員 1,322 人							
(ファミリ	両方会員 64人							
ー・サポー	活動回数 4,320 件							
ト・センター								
事業)								

(3) 放課後児童対策の充実

① 放課後児童クラブの整備

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
放課後児童ク	児童クラブで延べ利用	待機児童の解消	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載						
ラブ運営の充	児童数 11,437人								
実									
(再掲)									

② 放課後子ども教室の整備

	事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
放	課後子ども	4か所	継続して実施	小学校内(2校)への新設を目指す。				
教	室推進事業	登録人数:160名						
(再掲)							

③ 放課後等デイサービス等の整備

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
障がい児への	(児童発達支援)	適切な対応を推進する	継続して取り	り組む			
支援(障害福	実人数:100人						
祉サービス給	(放課後等デイサービス)						
付事業)(再	実人数:250人						
掲)							

(4)経済的支援の充実

① 経済的支援の充実

	.07767						
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R 4年度	R5年度	R6年度
母子及び父	相談 2件	埼玉県東部福祉事務所で受	今後も継続し	ノて取り組ん	でいく。		
子•寡婦福祉	受付 3件	付をしているため、制度の周					
資金貸付相談		知に努め、適切な対応を推進					
		していく。					
母子生活支援	相談 10 件	相談を通じて、適切な対応を	状況を踏まえ	え、適切な対	応を推進し	ていく。	
施設入所相談	入所 2 件	推進していく。					
三郷市国民健	支給件数:116件	適切な対応の推進	状況を踏まえ	え、適切な対	がを推進し [・]	ていく。	
康保険出産育							
児一時金の支							
給							
三郷市国民健	支給件数:0件	適切な対応に努める	医療機関への	D直接支払制	度導入にと:	もない、貸付	付件数は減少
康保険出産費			している。り	犬況を踏まえ	、必要な方向	こ対し適切な	ま対応に努め
資金の貸付			る。				
こども医療費	支給対象者 19,190 人	適切な対応の推進	状況を踏まえ	え、適切な対	応を推進し	ていく。	
支給事業	延べ支給者数 314,757 人						
ひとり親家庭	支給対象者 1,112 人	適切な対応の推進	状況を踏まえ	え、適切な対	mを推進し ⁻	ていく。	
等医療費支給	延べ支給者数 9,447 人						
事業							
児童手当支給	支給対象者 11,411 人	適切な対応の推進	状況を踏まえ	え、適切な対	応を推進し	ていく。	
事業	延べ支給者数 214,586 人						
	·						

	T	T	T
児童扶養手当	支給対象者 986人	適切な対応の推進	状況を踏まえ、適切な対応を推進していく。
支給事業	延べ支給者数 12,382 人		
未熟児養育医	支給対象者 54人	適切な対応の推進	状況を踏まえ、適切な対応を推進していく。
療費支給事業			
三郷市在宅心	実人数:159人	適切な対応を推進する	継続して取り組む
身障害児者一	計: 1,796件		
時介護委託料	5,692,820円		
助成事業			
障害児福祉手	支給対象者:44人	適切な対応を推進する	継続して取り組む
当	延べ支給者:517人		
	支給対象者:288人	適切な対応を推進する	継続して取り組む
	延べ支給者数:838人		
度)			
自立支援医療	給付件数:107人	適切な対応を推進する	継続して取り組む
費(育成医療)	(補装具 1 人)		
	給付金額: 2,833,436円		
	(補装具:30,025円)		
難聴児補聴器	申請件数:1人(2台)	適切な対応を推進する	継続して取り組む
購入費助成事	助成金額:61,200円		
業			
小児慢性特定	申請件数:10件	適切な対応を推進する	継続して取り組む
疾病児童等日	給付金額: 568,974 円		
常生活用具給			
付事業			

(5) 子育てに優しいまちづくりの推進 (バリアフリーを含む)

① バリアフリー化の推進

<u> </u>								
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R 4年度	R5年度	R6年度	
ノンステップ	東武バス㈱1台	継続して同様に実施	バス事業者の購入計画により、補助金を確保する。					
バスの導入促								
進								
水路改修事業	060	4.5	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
(再掲)	960m	1.5 km	O.3 km	O.3 km	O.3 km	O.3 km	O.3 km	
歩道整備事業	157 Gra	O.5 km	O 1 km	O 1 km	O 1 lm	O.1 km	O.1 km	
(再掲)	157.6m	U,S KIII	O. I KIII	O, I KIII	O.1 km	O, I KIII	O, I KIII	
公園施設のバ	公園施設のバリアフリー化	既存施設のバリアフリー化、	既存施設の	バリアフリー	化、新規施設	没へのユニハ	バーサルデザ	
リアフリー化	44 箇所	新規施設へのユニバーサル	インの導入					
(再掲)		デザインの導入						

② 子育て家族が安心して外出できる環境づくり

事業名	現状値(30 年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
赤ちゃんの駅	市内施設等 43 ヶ所。	適切な対応の推進。	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				

基本目標6 男女が協力する子育て社会の実現

- (1) 男女がともに支え合う仕組み作り
 - ① 男性の子育て参加の契機づくり

U DEVIA	こ 多加の天成 フトリ						
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
母子健康教育	①両親学級の参加率☆	①ハローベイビー教室(旧	ハローベ	イビー教室の	の周知および	参加率向上的	こ努め、産
事業	妊婦 50.0%	両親学級)または医療機関	後の子育て	を家族で協力	カしてできる	ようきっかり	けづくりを
(再掲)	配偶者等 44.8%	等開催の両親学級への参加	行っていく	0			
	②3歳6か月児健診のう歯	率 80.0%☆	幼児健診等の機会で、歯や口に関する健康教育とフ		育とブラッ		
	罹患率 14.9%☆	210.0%☆	シング指導	を行い、う	歯予防の教育	機会を充実で	させる。ま
	③親が子どもの歯の仕上げ	③増加☆	た、年2回	団地域の歯磨	き指導と無料	料フッ化物塗	布を実施す
	磨きを毎日している割合		る。				
	91.4%☆		健診の場	面を生かし、	引き続きり	一フレット	等にて発達
	④事故防止対策を実施して	④増加☆	段階に合わ	せた事故予	坊の啓発を行	う。母子健康	康教育など
	いる家庭の割合 64.5%☆		で事故予防	の講話を行う	ō.		

父親の子育て 参加の促進	の親子講座を土曜日に開催。	継続して同様に実施。	継続して同様に実施。
	ほか児童館等で父親参加事 業開催。		
親子対象事業(再掲)	[北児童館] 164回 開催 延1,928人参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 240回 開催 延6,076人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 726回 開催 延9,307人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[東和東地区文化センター] 子育てママのリフレッシュ 体操:38人 親子体操:44人 つどいの広場「子育て支援事 業」延べ 6,848人 みんな☆おいでよ: 延べ91人 お話し広場延べ 3,630人	継続して同様に実施	回数を確保しつつ、事業内容を見直す。 参加者数については現状維持を確保
	[彦成地区文化センター] (9) 親子料理教室 延べ 18人 (10) にこにこひろば 延べ 329人 (11) えほんのひろば 延べ 124人 (12) 親子リズム遊び 延べ 68人 (5)つどいの広場「子育て支援 事業」 延べ 499人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。 親子の心れあいの場となる事業の実施に努める。
	[高州地区文化センター] つどいの広場「子育て支援事業」 延べ667人	継続して同様に実施	親子が触れ合うことができる事業の実施に努める。 子育て支援事業は、つどいの広場開催時に実施していく。 参加者数は現状維持を確保。
	[鷹野文化センター] ファミリーコンサート 開催回数: 1回 参加人数: 184 人 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数: 延べ 76 組 みんなおいでよ	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施
	開催回数:2回参加人数:72人 [ピアラシティ交流センター] ポタジェ体験 開催回数 11回 参加組数 200組	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保

[市立図書館] 親子おはなし会 開催回数: 22 回 参加人数:延べ 528 人	継続して実施	継続して同様に実施
[早稲田図書館] 親子おはなし会 開催回数: 12回 参加人数:延べ 119人	継続して同様に実施	継続して同様に実施
[北部図書館] ちいさいこえほんタイム 開催回数: 12 回 参加人数:延べ 206 人	継続して同様に実施	継続して同様に実施

② 相談体制の充実

≥ 性或体制の	儿夫						
事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者支援事	〇妊婦面談実施割合 36.2%	〇妊婦面談実施割合:100%	妊娠期から	子育て期にわ	たる切れ目の	のない支援を	目指し、妊
業(子育て支	○支援を必要とする妊婦の	○支援を必要とする妊婦の	娠届出時等の	の機会を活用	し、妊婦全質	員に面談を行	うなど、支
援ステーショ	家庭訪問・相談の実施率	家庭訪問・相談の実施率	援を必要とす	するかたへの	相談体制の	充実を図る。	
ン事業)	93.0%	100%					
(再掲)	〇全出生数に占める低出生	○低出生体重児の割合:減少	妊娠・出産・	• 育児の総合	相談窓口と	Jて、相談内	容に応じた
	体重児の割合(2,500g未	○周産期死亡率:減少	適切な部署等	手へつなぐと	ともに、産	4医療機関等	の関係機関
	満)9.9%(最新平成29年	〇妊娠 11 週以下での妊娠の	との連携を引	蛍化していく	0		
	度)	届出率:増加					
	〇周産期死亡率 6.1(人口千						
	対)(最新平成 29 年度)						
	〇妊娠 11 週以下での妊娠の						
	届出率 92.6%						
	〇相談件数 1,104 件						
子育て支援総	広報紙、HP、ツイッター、	地域子育て支援拠点や児童	継続して同様	様に実施。			
合窓口	にこにこ子育て応援ガイド	館等の市内の子育てに関す					
(再掲)	で情報提供。	る事業を中心に HP の更新や					
		ツイッターの発信をしてい					
		<.					
女性相談	75件、相談枠数 140(35	相談枠数 132 枠(33 日)	継続して同様	兼に実施			
(再掲)	日)	以上					

③ 啓発活動の推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
男女共同参画	広報みさと発行にあわせて	年に 1 回発行	継続して同様に実施				
情報紙	全戸配布。印刷部数						
(再掲)	55,000 部						
男女共同参画	令和元年度に三郷中央にお	図書の貸出し数	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				
情報コーナー	どりプラザ内に設置	月5冊以上					
子育て応援ガ	民間事業者と協働製作で	民間事業者と協働製作で	民間事業者の	と協働製作で	11,000部	発行	
イド「にこに	11,000 部発行	11,000 部発行					
こ」の発行							
(再掲)							

(2)子育てと仕事の両立のための仕組み作り

① ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子育て援助活	提供会員 213 人	提供会員 250 人	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載。			記載。	
動支援事業	依頼会員 1,322 人						
(ファミリ	両方会員 64人						
ー・サポー	活動回数 4,320 件						
ト・センター							
事業)							
(再掲)							
ワーク・ライ	ワーク・ライフ・バランスに	継続して同様緒に実施	状況を踏ま	え、適切な対	対応を推進す	る。	
フ・バランス	関するリーフレット等の設						
の啓発	置						

育児休業・介	男女雇用機会均等法、育児休	継続して同様緒に実施	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。
護休業制度の	業制度、介護休業制度等につ		
普及の啓発	いてのリーフレットを設置		
優良企業等の	すべての人に働きやすい職	継続して同様緒に実施	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。
PR の実施	場ふくりに取り組んでいる		
	企業・事業所を情報紙等で		
	PR		
企業担当者向	企業担当者に向けて、啓発資	20社以上	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。
け啓発活動	料の配布・説明等の活動を実		
	施 企業訪問 24 社		
労働等に関す	24 回開設、相談件数 16	年 24 回開設(相談枠数	継続して同様に実施
る相談事業	件(相談枠数72枠)	72)	

基本目標7 地域共生のまちづくりの推進

- (1) 地域支援協力体制の確立
 - ① 地域支援協力体制の確立

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R 4年度	R5年度	R6年度
子育て自主企	市内の子育て支援 NPO 法人	継続して同様に実施。	継続して同]様に実施。			
画応援事業	が主催する子育てフェスタ						
	を後援。						
子育て応援団	民生委員・児童委員と児童	継続して同様に実施。	継続して同様	様に実施。			
体の育成	館・地域子育て支援拠点との						
	協働事業を開催。						
保育所•幼稚	幼稚園協会との連携会議の	子育て支援ネットワークの	関係機関との	の連携を強化	じていく。		
園・認定こど	開催	形成					
も園・小学校							
との連携							
(再掲)							

2 三郷市母子保健計画

目標 I 充実した妊娠期を過ごし、安心して出産ができる

	評価指標	H3O 年度 現状値	R6 年度 最終目標値
1	妊娠届出時等に面談を実施している割合	36.2%	100%
2	支援を必要とする妊婦の家庭訪問・相談の実施率	93.0%	100%
3	ハローベイビー教室 (旧両親学級) また は医療機関等開催の両親学級への参加 率	未把握(今後調查) 参考值 *旧両親学級参加率 妊婦 50.0% 配偶者等 44.8%	80.0%
4	全出生数に占める低出生体重児の割合(2500g未満)	9.9% (H29年度埼玉県 人口動態統計年報)	減少
5	妊娠中の喫煙率	3.8%	0%
参考 6	妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	92.6%	増加
参考 7	周産期死亡率	6.1(人口千対) (H29 年度人口動態統計)	減少

目標 II 乳幼児期から基本的な生活習慣を身につけ、将来の健康なからだをつくる

	評価指標	H3O 年度	R6年度
	011111111111111111111111111111111111111	現状値	最終目標値
1	健診診察医の小児科標榜医の割合	4健診合計 88.5% 4か月児健診 100% 9か月児健診 100% 1歳8か月児健診 75.0% 3歳6か月児健診 79.2%	增加
2	健診の受診率	4 健診合計 94.5% 4 か月児健診 97.7% 9 か月児健診 94.7% 1歳8か月児健診 94.4% 3歳6か月児健診 91.4%	96.0%
3	要受診者等の医療機関等への受診率	4 健診合計 75.1% 4 か月児健診 90.2% 9 か月児健診 96.6% 1歳8か月児健診 92.9% 3歳6か月児健診 63.6%	80.0%
4	専門的な支援が必要とされている親への支援 割合(乳幼児健診で、発育・発達・育児の支援等 で経過観察が必要とされた親子への相談割合)	100%	100%
5	親が子どもの歯の仕上げ磨きを毎日している割合	2 健診合計 91.4% 1歳8か月児健診 88.0% 3歳6か月児健診 94.8%	增加
6	3歳6か月児健診でのう歯罹患率	14.9%	10.0%

7	家族等で共食をする子の割合 (1日2食以上)	2 健診合計 95.5% 1歳8か月児健診 94.3% 3歳6か月児健診 96.6%	増加
8	朝食を欠食する子どもの割合	4.1%	減少
参考 9	麻疹・風疹:1歳6か月までの接種割合	95.2%	現状維持
参考 10	四種混合:1歳6か月までの接種割合 (1期初回3回の終了)	100.7%	現状維持
参考 11	BCG:1歳未満での接種割合	100.8%	現状維持

目標Ⅲ 親が、安全に安心して育児をすることができる

評価指標		H30 年度 現状値	R6年度 最終目標値	
1	居住実態を把握できた乳幼児の割合	100%	100%	
2	乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	98.0%	100%	
3	#8000 を知っている親の割合	87.6%	90.0%	
4	生後4か月までに乳児家庭全戸訪問を実施した割合	97.1%	100%	
5	育児期間中の両親の喫煙率	〈父〉 3 健診合計 35.5% 4 か月児健診 35.5% 1 歳 8 か月児健診 35.5% 3 歳 6 か月児健診 35.4% <母〉 3 健診合計 6.8% 4 か月児健診 4.1% 1 歳 8 か月児健診 6.9% 3 歳 6 か月児健診 6.9% 3 歳 6 か月児健診	<父> 30.0%	
6	事故防止対策を実施している家庭の割合 (安全対策として、浴室内での事故を防 ぐための工夫をしている家庭の割合)	9.2% 64.5% (1 歳 8 か月児健診)	増加	
7	育児をしている父親の割合	3 健診合計 54.9% 4 か月児健診 60.3% 1歳8か月児健診 54.6% 3歳6か月児健診 50.1%	60.0%	

8	育児に自信がもてないことがよくある親 の割合	2 健診合計 7.6% 4 か月児健診 6.4% 9 か月児健診 8.8%	減少
9	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる 時間がある親の割合	4健診合計 85.2% 4か月児健診 88.8% 9か月児健診 88.3% 1歳8か月児健診 85.1% 3歳6か月児健診 78.8%	增加
10	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	3 健診合計 91.6% 4 か月児健診 90.0% 1 歳 8 か月児健診 91.6% 3 歳 6 か月児健診 93.0%	95.0%
参考 11	育児の悩みに対して相談や協力を得られ る人の割合	4 健診合計 99.2% 4 か月児健診 98.9% 9 か月児健診 99.3% 1歳8か月児健診 99.2% 3歳6か月児健診 99.3%	增加
参考 12	EPDS9 点以上の母の割合	10.8%	減少

3 三郷市子ども・子育て会議条例

〇三郷市子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日

条例第19号

改正 平成25年12月16日条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、三郷市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (4) 公募による市民
 - (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 会長は、子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)を招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取等)
- 第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども政策室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
 - (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成25年12月16日条例第30号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

4 三郷市子ども・子育て会議名簿

第4期 三郷市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

番号	条例3条2項 該当号	推薦母体等	委 員 名	備考
1	第1号	三郷市立保育所保護者	髙橋 絵梨	
2	第1号	三郷市私立幼稚園父母会	伊藤 恵	
3	第1号	三郷市PTA連合会	瀬上 玲子	
4	第2号	三郷市私立幼稚園協会	中川進	
5	第2号	三郷市私立保育園協会	大森 聡一	
6	第3号	三郷市医師会	杉浦 正俊	
7	第3号	三郷市民生委員・児童委員協議会	和井田 美和	
8	第3号	三郷市母子愛育会	荒井 英理子	
9	第3号	学識経験者	岡田 耕一	会長
10	第3号	学識経験者	篠宮 尚	副会長
11	第3号	学識経験者	佐々木 六男	
12	第3号	学識経験者	小林 照男	
13	第2号	事業従事者	美田智幸	
14	第4号	公募による市民	神谷 真優美	
15	第4号	公募による市民	横内 浩一	

5 三郷市児童育成行動計画行政推進協議会規程

○三郷市児童育成行動計画行政推進協議会規程

平成15年10月7日 訓令第14号 改正 平成16年3月29日訓令第5号 平成19年3月15日訓令第14号

平成19年3月15日訓令第14号 平成20年3月21日訓令第2号

平成21年4月15日訓令第17号

平成22年3月12日訓令第5号

平成26年3月28日訓令第7号

三郷市児童育成計画策定行政推進協議会規程(平成13年訓令第17号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、三郷市児童育成行動計画を策定し、実施することに関し、関連各課との連絡調整を図り、子育て支援の総合的かつ効果的な施策を推進するため、三郷市児童育成行動計画行政推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所堂事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議検討する。
 - (1) 三郷市児童育成計画を踏まえた三郷市児童育成行動計画の策定に関すること。
 - (2) 三郷市児童育成行動計画の推進に関すること。
 - (3) 三郷市児童育成行動計画の事後評価及び見直しに関すること。
 - (4) その他児童育成に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。
 - (1) 人権・男女共同参画課長
 - (2) 健康推進課長
 - (3) 生活ふくし課長
 - (4) 障がい福祉課長
 - (5) 子ども政策室長
 - (6) 子ども支援課長
 - (7) すこやか課長
 - (8) 教育総務課長
 - (9) 指導課長
 - (10) 生涯学習課長
 - (11) 青少年課長
 - (12) スポーツ推進課長

(13) 前各号に定める者のほか、市長が指名する者

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長は、子ども政策室長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議等)
- 第5条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

- 第6条 協議会の所掌事項に関し、資料作成等の作業を行うため、児童育成行動計画作業 部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会は、会長が任命した者をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は会長が招集し、部会長は会議の議長となる。
- 7 部会長は、部会で作業した内容を、速やかに会長に報告しなければならない。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、子ども未来部子ども政策室において処理する。

(委任)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。 附 則
 - この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成16年3月29日訓令第5号)抄(施行日)

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成19年3月15日訓令第14号)
 - この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日訓令第2号) 抄

- この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成21年4月15日訓令第17号)
- この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成22年3月12日訓令第5号)

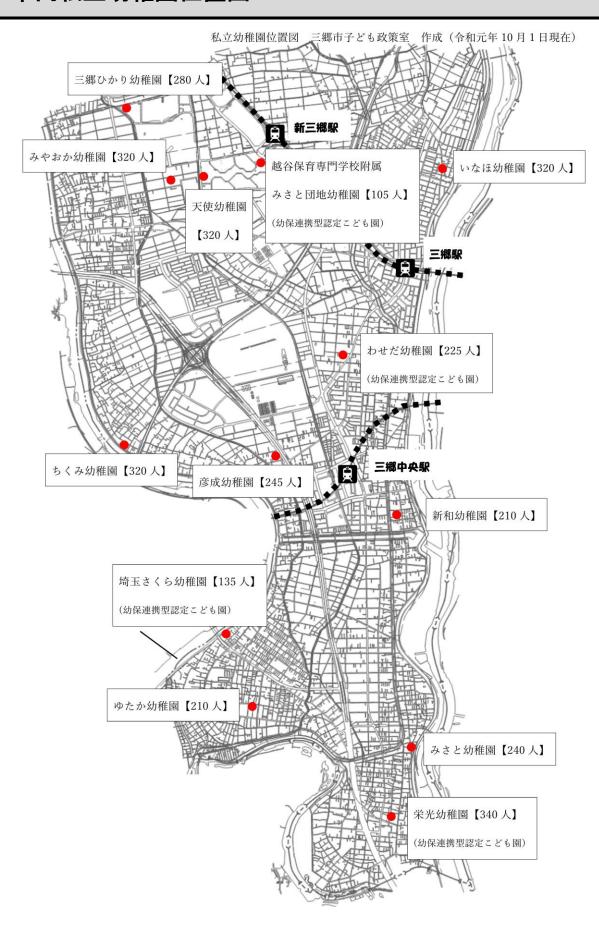
- この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成26年3月28日訓令第7号)
- この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

6 市内保育施設等位置図

市内保育施設等位置図(令和元年10月1日現在) レイモンド新三郷保育園【80名】 ニチイキッズ新三郷保育園 [19名] (仮称)さんぴこナーサリー 丹後保育所【100名】 スクール [80名予定] 美咲保育園[160名] 早稲田保育所【90名】 さんぴこ保育園 [19名] 彦成保育所 [85名] 幼保連携型認定こども園 みさとわせだスマート保育園【19名】 みさとさくらの森 さくら保育所 [120名] 【70名】2号3号のみ みさとこころ保育園【130名】 認定こども園わせだ 【88名】2号3号のみ 上口保育所【90名】 つくし保育園 [80名] (仮称)フレンドキッズラン ド三郷園【80名予定】 (仮称)さんぴこ中央ナーサ リースクール [80名予定] みさとしらゆり保育園 [50名] わせだっこ中央保育園【36名】 MALLA 三郷中央すずらん保育園【19名】 ひまわり保育園 【地域枠5名】 三郷ひだまり保育園 [71名] (仮称)スクルドエンジェル 保育園【90名予定】 しらゆりナーサリールーム [地域枠12名] (仮称)桜花保育園 みさとしらゆり第2保育園 [119名] 三郷園【150名予定】 レイモンド戸ケ崎保育園【90名】 コピープリスクールみさとたかの [130名] 埼玉さくら幼稚園 【75名】2号3号のみ 一直证的 保育所 コピープリスクールみさとながとろ [120名] コピープリスクールみさととがさき [131名] 認定こども園 (幼保連携型) TIME! 認定こども園栄光けやきの森 【75名】2号3号のみ 小規模保育事業 事業所内保育事業 高州保育所【110名】 名称 【定員】

1 km

7 市内私立幼稚園位置図



8 「子どもの居場所」マップ

三郷市子ども政策室 作成(令和元年9月17日現在) 電話:048-930-7816

「子どもの居場所」マップ



第2次みさとこどもにこにこプラン 令和2年 3月

発行 三郷市子ども未来部子ども政策室 〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1 23 048-953-1111 (代表) 048-930-7816 (直通)

FAX 048-953-7093

URL https://www.city.misato.lg.jp/